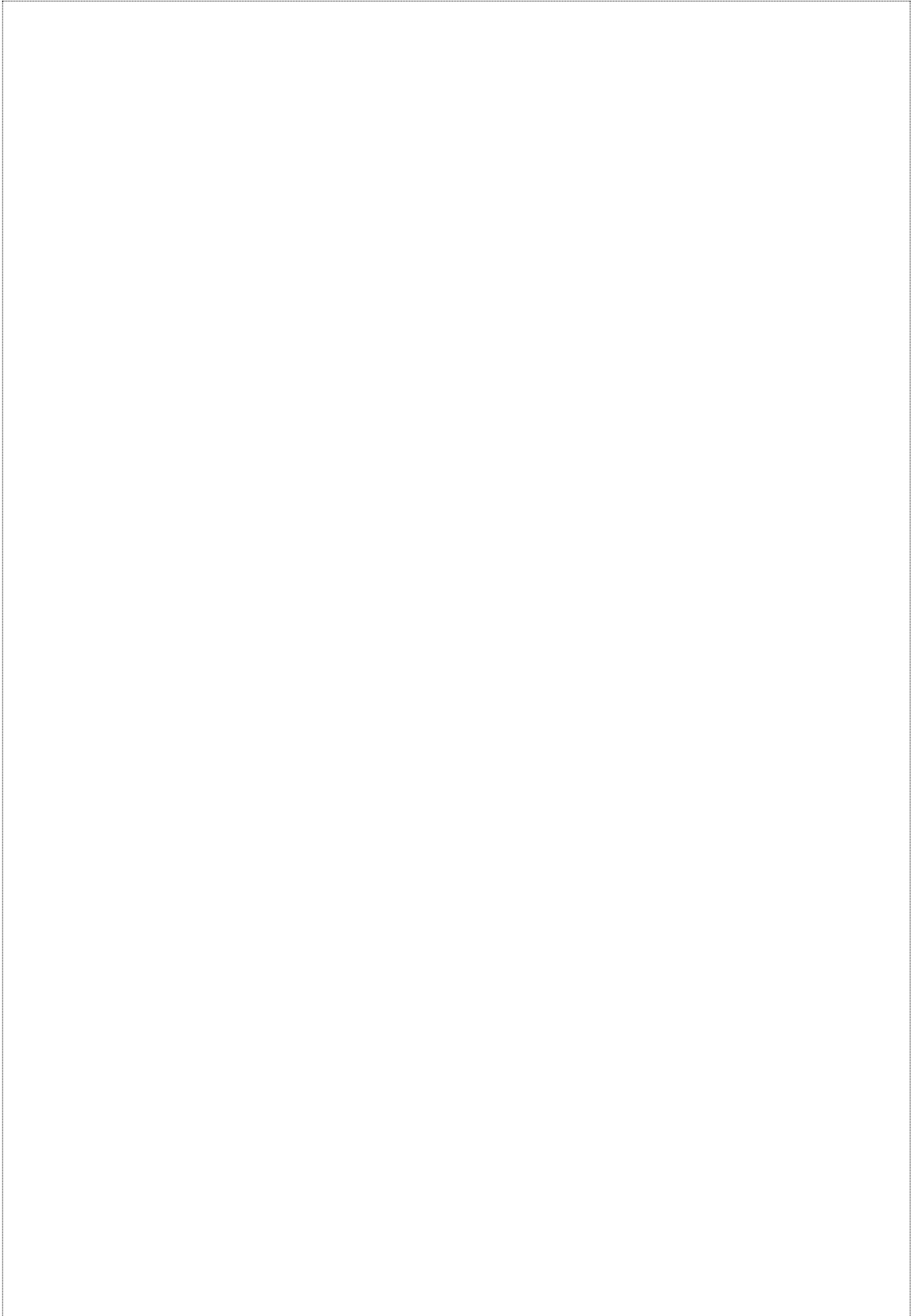


# 第5次三郷市総合計画 素案

令和 年 月



## 〈目次〉

### 序論

|                     |   |
|---------------------|---|
| 計画策定にあたって .....     | ● |
| 社会動向 .....          | ● |
| 市民意向 .....          | ● |
| 三郷市に求められているもの ..... | ● |

|            |   |
|------------|---|
| 基本構想 ..... | ● |
|------------|---|

### 前期基本計画

|                                |   |
|--------------------------------|---|
| 施策の体系 .....                    | ● |
| 第5次三郷市総合計画 前期基本計画 重点テーマ .....  | ● |
| 「まちづくり方針」と「経営方針」の各施策の読み方 ..... | ● |

#### (まちづくり方針)

|                                         |   |
|-----------------------------------------|---|
| まちづくり方針1 安全でいつも安心して住めるまちづくり .....       | ● |
| まちづくり方針2 子どもが健やかに、のびのびと成長できるまちづくり ..... | ● |
| まちづくり方針3 水と緑を生かした環境にやさしいまちづくり .....     | ● |
| まちづくり方針4 都市基盤の充実した住みやすいまちづくり .....      | ● |
| まちづくり方針5 魅力的で活力のあるまちづくり .....           | ● |
| まちづくり方針6 誰もが生きがいを持ち輝くまちづくり .....        | ● |
| まちづくり方針7 健やかで自立した生活を支え合うまちづくり .....     | ● |

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
| 経営方針～7つのまちづくりの方針を実現するために～ ..... | ● |
|---------------------------------|---|





# 序 論

## ▶計画策定にあたって

### (1) 計画策定の趣旨と目的

本市では、まちづくりの手續等を示した「三郷市自治基本条例」を平成 21 年6月に制定しました。第5次三郷市総合計画は、この三郷市自治基本条例第16条に定められた「市長は、議会の議決を経て、市政運営の指針となる基本構想を定めるとともに、基本構想、基本計画及び実施計画で構成される総合計画に基づき、総合的かつ計画的に市政を運営するものとする。」に基づいて策定され、実施されます。

第5次三郷市総合計画は、本市の将来都市像を描き、まちづくりの方針と経営の方針を明確にする令和12年度(2030年度)までの羅針盤となるもので、総合的かつ計画的な行政運営を行うための最上位計画です。また、「参加と協働のまちづくり」と市民の自由なまちづくり活動を進めるための計画であり、市だけが行う事業ばかりでなく、協働事業や市民事業も位置づけています。市民と行政が「参加と協働のまちづくり」を進めるための「手引書」でもあります。

### (2) 計画策定の視点

#### 1) 市民の信託と参加に基づく市政

多様化する行政ニーズに対応し、市民の理解度と地域力を高めていくには、市民、団体、企業、議会、執行機関等が自ら責務を自覚するとともに、参加と協働のまちづくりを積極的に進めていくことが重要です。計画策定にあたっては、多くの職員が関わり、市民ワークショップ、パブリック・コメント手続などの様々な参加を経て計画づくりに取り組みました。

#### 2) 健全な財政運営

社会情勢や行財政状況の変化を踏まえ、「選択と集中」による効果の高い施策・事業を優先的に実施するとともに、総合計画においては将来都市像実現に向け、実効性のある中長期的な視点を持った計画の策定に努めました。

#### 3) 危機事象に対するリスクマネジメント

近年、予測困難な局地的豪雨や竜巻災害等の発生が懸念されるほか、感染症などの新たな脅威への対策の必要性が高まる中、本市においては、基本構想におけるまちの将来都市像を目指す上で、国が示すレジリエンスの考え方を踏まえ、強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくことが必要と考え、計画の策定に努めました。

#### 4) 国際的な視点を踏まえた取組み(SDGs)

国においては、2015年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された国際目標について、実施指針と8つの優先課題を掲げ、SDGsと地方創生を結びつけて取組みを始めています。今後の市の取組みについては、様々な交流により地域の活性化を図るとともに、国際貢献に係る取組みを進めることが求められており、国際社会の一員である認識のもと、国際的な視点を踏まえながら、まちづくりに対する取組みを図っていく必要があります。

#### 5) 行政改革の推進

国では地方行政サービス改革において、ICT分野(データ他利活用と働き方改革)を国家戦略として位置付け、各省庁では、AI/RPA等を活用した様々な取り組みを開始しています。本市においても、ICT分野の導入・業務改革及び自治体間の境界を越えた広域化・共同化を推進し、公共サービスのイノベー

ションの実現を図る必要があります。

### (3) 計画の期間と構成

#### 1) 期間

総合計画の期間は令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までの10年間とします。ただし、社会経済の大きな変化に対して柔軟に対応するため、計画の見直しを行うこともあります。

#### 2) 構成

総合計画は三郷市自治基本条例第16条に基づき「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」をもって構成します。

##### 基本構想

まちづくりの理念や本市の将来都市像を明らかにし、それを実現するための基本的な施策を示すものです。各種行政計画はこの基本構想に基づき、策定・実施されます。令和3年度(2021年度)を初年度として、期間を10年間とします。

##### 基本計画

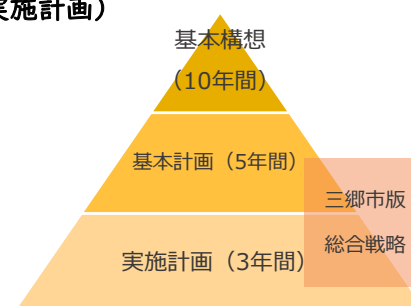
基本構想に掲げる施策に基づき、根幹となる施策を具体的に示すものです。前期と後期に分け、前期基本計画は令和3年度(2021年度)を初年度とし、令和7年度(2025年度)を目標年度とする5ヶ年計画とします。後期基本計画は令和8年度(2026年度)を初年度とし、令和12年度(2030年度)を目標年度とする5ヶ年計画とします。また、将来像を実現するため基本計画において、重点的かつ優先的に取り組む施策を重点テーマとして位置付けます。

##### 実施計画

基本計画に示された、施策の具体的な実施内容を明らかにするもので、事業計画や予算編成の指針になるものです。計画期間は3年間とし、毎年見直しを行うローリング方式をとります。

#### 3) 「三郷市版総合戦略」との一体的な策定(基本計画・実施計画)

地方創生の実現を目指して、国は地方自治体に地方版「人口ビジョン」と「総合戦略」の策定を求めています。三郷市総合計画と「三郷市版総合戦略」の方向性を一致させるため、本市では、総合計画と「総合戦略」を一体的に策定することとします。総合計画の重点テーマが三郷市版総合戦略にあたります。



### (4) 総合計画の進行管理

総合計画の基本構想の実現のため、前期基本計画の施策に位置づけた指標の進捗を毎年測るとともに、行政評価に基づいて、施策の達成度や効果を検証します。実施にあたっては、老若男女幅広い市民をはじめとして、団体や企業、学識者などから構成する進行管理の体制を構築し、第5次三郷市総合計画前期基本計画策定後の管理に努めます。

## ▶社会動向

### (1) 人口減少・少子高齢社会の進行

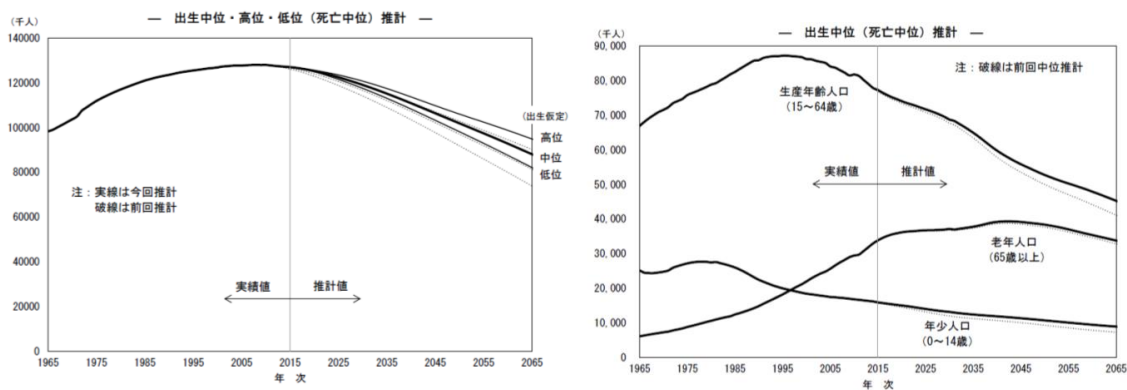
わが国の総人口は、2010（平成 22）年をピークに減少に転じました。国立社会保障・人口問題研究所の推計（平成 29 年推計）によると、その減少の速度は、前回推計（平成 24 年）と比べて多少緩和しましたが、今後も減少傾向は続き、2026（令和 8）年には 1 億 1 千万人、2053（令和 34）年には 1 億人を下回り、2065（令和 46）年には 8800 万人まで減少すると推計されています。

また、少子高齢化が一層進行し、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口は減少を続け、2065（令和 46）年には 2015（平成 27）年の 6 割以下の人数まで減少することが見込まれます。

さらに、総人口に占める高齢者（65 歳以上）は、2042（令和 23）年をピークに増加し、その後はゆるやかに減少傾向に転じることが予測されています。

加えて、世帯数についても国立社会保障・人口問題研究所で平成 31 年に推計した埼玉県の将来世帯数推計によれば、世帯数についても 2025（令和 7）年をピークに減少傾向に転じると予測されています。そのため、今後、空き家問題等がさらに顕在化することが予測されます。

図 総人口と年齢別人口の推移



出典：日本の将来人口推計（平成 29 年）国立社会保障・人口問題研究所

### (2) 子育て環境の変化と子どもの貧困問題に対する関心の高まり

現在、少子化が進む中、保護者の就労形態の変化や、核家族世帯の増加、価値観の多様化の影響を受け、保育サービスのニーズは高まっている反面、保育園や学童保育の供給が需要に追いつかないということから、大都市及びその周辺部では、待機児童問題等が発生しています。例えば東京 23 区全体で見た場合には、2018（平成 30）年では全体の人口は約 6 万人の転入増ですが、就学前児童（0～4 歳）は約 6 千人の転出超過であるなど、保育サービスの提供不足が、子育て世帯の定住状況にも大きく影響しています。

また、国では子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを

目的として、平成 25 年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、児童虐待の問題とともに、子どもの貧困対策について多様な取り組みが始まっています。

### **(3) 持続的な開発目標 (SDGs) の実現に向けた取り組み**

世界が直面する環境、政治、経済の課題に取り組む一連の普遍的目標を示すため、2016 (平成 28) 年に開始された持続可能な開発目標 (SDGs) は、2000 (平成 12) 年にスタートしたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継となる目標です。

持続的な開発目標 (SDGs) は、貧困等の対策、致命的な病気予防、すべての子どもへの初等教育普及を始めとする開発優先課題に関し、普遍的な合意に基づく測定可能な 17 の項目を含んでいます。

また、環境問題への取り組みは SDGs の重要な項目の 1 つですが、2015 (平成 27) 年に気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) が開催され、2020 (令和 2) 年以降の新たな地球温暖化対策の枠組みとなる「パリ協定」が採択されました。本協定により、途上国を含むすべての国が温室効果ガス排出量削減目標の作成および報告を行うことで、5年ごとの点検を受けるルールが初めて共有されることとなりました。

### **(4) 安心・安全確保のための取り組み**

東日本大震災に続き、熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨などの大規模な災害や、南海トラフの巨大地震に関するこれまでの常識を覆すような被害想定公表などを契機として、自然災害に対する国民の防災意識が急速に高まっています。災害が起きてからの対策を考えるだけでなく、突然発生する災害時でも機能不全に陥らない経済社会システムを構築することが重要であるため、平時からの体制づくりや関係づくりが重要です。

また、地域社会においては、高齢者や子どもが被害者となる凶悪犯罪や振り込め詐欺なども多く発生していることなどから、犯罪に対する不安が増大しており、日常生活のさまざまな面で安心・安全の確保が強く求められています。

### **(5) 「生きる力」を育むことの取り組み**

子どもの学力の低下などが社会問題化しており、いじめや不登校などの問題についても、急務の課題としてその対応が求められています。学校における教育環境の充実とともに、地域における教育体制づくりや、子ども自身が健やかに育っていける社会、子育てに喜びや楽しみを持ち安心して子どもを産み育てることができる社会の形成に対する関心が高まっています。

特に、「どのように学ぶか」、「何ができるようになるか」などを重視した新学習指導要領が、小学校では 2020 (令和 2) 年度、中学校では 2021 (令和 3) 年度から全面実施となることで、次世代を担う子どもたちの可能性を広げられるよう、調和のとれた「生きる力」を確実に育むことが求められています。

### **(6) 情報通信技術の進展**

平成 30 年度版情報通信白書によれば、AI、IoT 化の進展により世界的にデータ流通が増大している

ことや、特に、家電や自動車、ビルや工場など、世界中のさまざまなモノがインターネットへつながる IoT の急速な普及がうたわれています。

情報通信技術の進展は、技術の発達により車の自動運転や的確な将来予測など、市民生活にとって有益なものとなることが期待されています。一方で、情報通信技術の普及の差による情報格差や、個人情報・機密情報の漏えいに対する取組みや、コンピューターウイルスなどに対するサイバーセキュリティ対策が求められています。

## **(7) 地域における多様な共生の実現**

「生活の質」に対する意識の高まりに合わせ、ワーク・ライフ・バランスの実現など、個人が自分の希望を実現できる社会環境づくりが求められています。また、出入国管理及び難民認定法の改正に伴う外国人労働者の増加により、多国籍な人々が一緒に暮らすという地域が増えてきています。

一方、阪神淡路大震災や東日本大震災など大きな災害が繰り返される中で、人々の社会貢献活動への参加意欲はますます高まり、さまざまなボランティア活動が活発化しています。市民一人ひとりが、行政、関連団体とともに自分たちの地域を暮らしやすいものとしていくために活動しやすい環境整備が求められています。

## **(8) 将来を見据えた行財政基盤づくり**

今後、本格的な人口減少による生産年齢人口の減少と少子高齢化の進展により、就労人口の減少が見込まれるため、それに伴い税収の減少が予測されます。また、高齢化の進展により、特に要介護者になりやすい75歳以上の人口増によって社会保障関連経費の増加が見込まれるなど、歳入の減少と歳出の増大が予測されます。

そのため、財政の健全化に向けて、経費の適切な管理を行うとともに、公共施設の再配置や有効活用、適切な修繕などによる公共施設の総合的かつ計画的な管理を進めるなど、将来の財政規模の縮小を見据えた行財政基盤づくりが必要です。

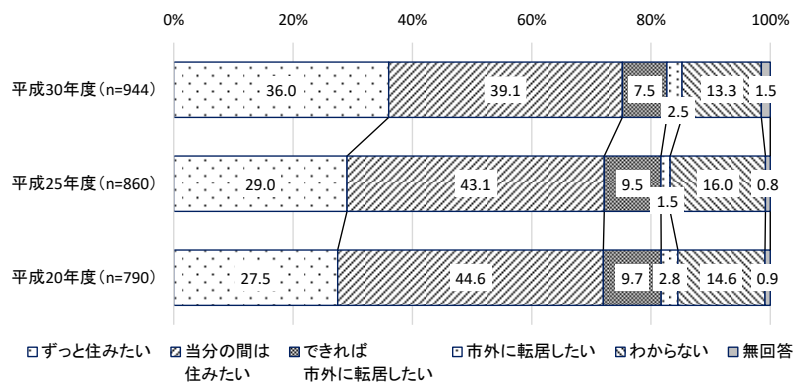
## ▶市民意向

市民の意識や行動、行政に対する要望・評価を把握するために、主な結果を抜粋してまとめています。

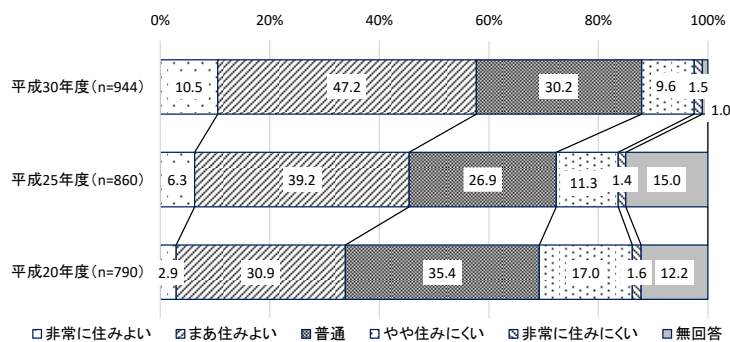
|         |                               |
|---------|-------------------------------|
| 調査地域    | 三郷市全域                         |
| 調査対象    | 三郷市在住の満18歳以上の男女2,000名         |
| 対象者抽出方法 | 住民基本台帳により無作為抽出                |
| 調査方法    | 郵送による配布・回収方式（インターネットからの回答も可能） |
| 調査期間    | 平成30年7月2日（月）～7月20日（金）         |
| 有効回収数   | 944（郵送 876、インターネット 68）        |
| 有効回収率   | 47.2%                         |

### （Ⅰ）定住意向

市民意識調査では、「ずっと住みつづけたい」が 36.0%、「当分の間は住みつづけたい」が 39.1%と<住みたい>（「ずっと住み続けたい」と「当分の間は住み続けたい」の合計）が 75.1%となっています。特に「ずっと住みたい」と回答した人の割合は平成 20 年度と比較すると、8.5 ポイント増加しています。

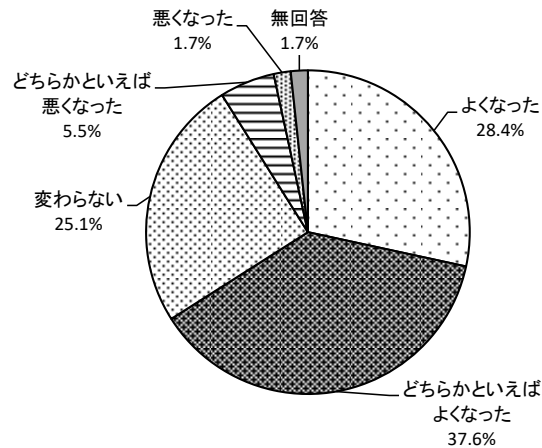


定住意向に関連する、現在の三郷市の住みごころは、<住みよい>（「非常に住みよい」と「まあ住みよい」の合計）が 57.7%であり、平成 20 年度調査と比較すると、23.9 ポイント増加しています。



## (2) 本市のイメージの変化

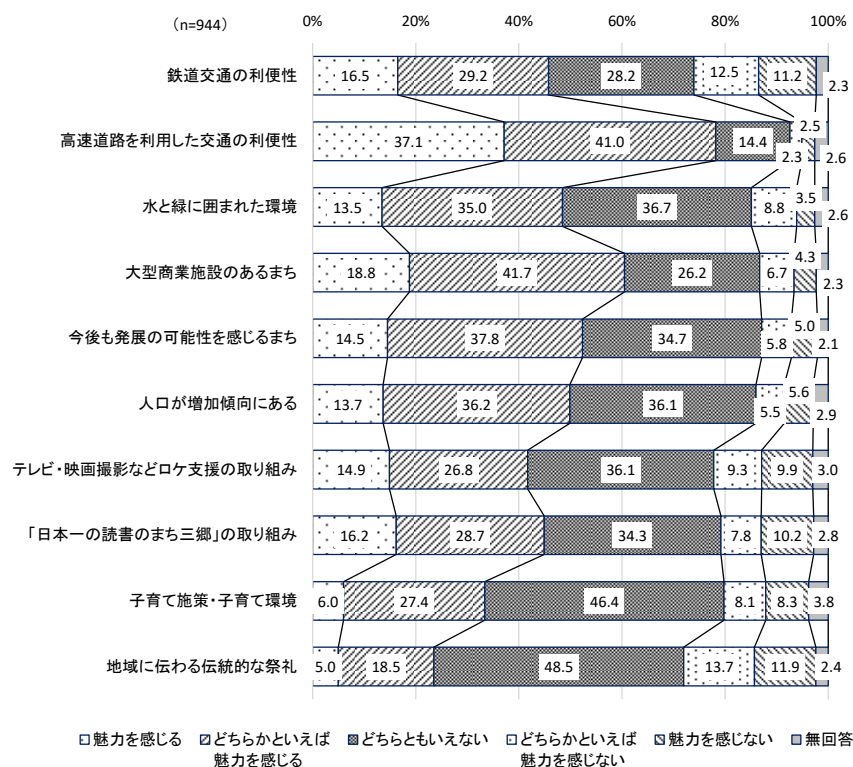
ここ数年の市のイメージ変化については、「どちらかといえばよかった」が 37.6%と最も多く、「よかった」と合わせた<よかった>は 66.0%となっています。



## (3) 本市の特徴

三郷のまちの特徴については、「魅力を感じる」「どちらかといえば魅力を感じる」を合わせた<魅力を感じる>では、『高速道路を利用した交通の利便性』が 78.1%と最も多くなっています。

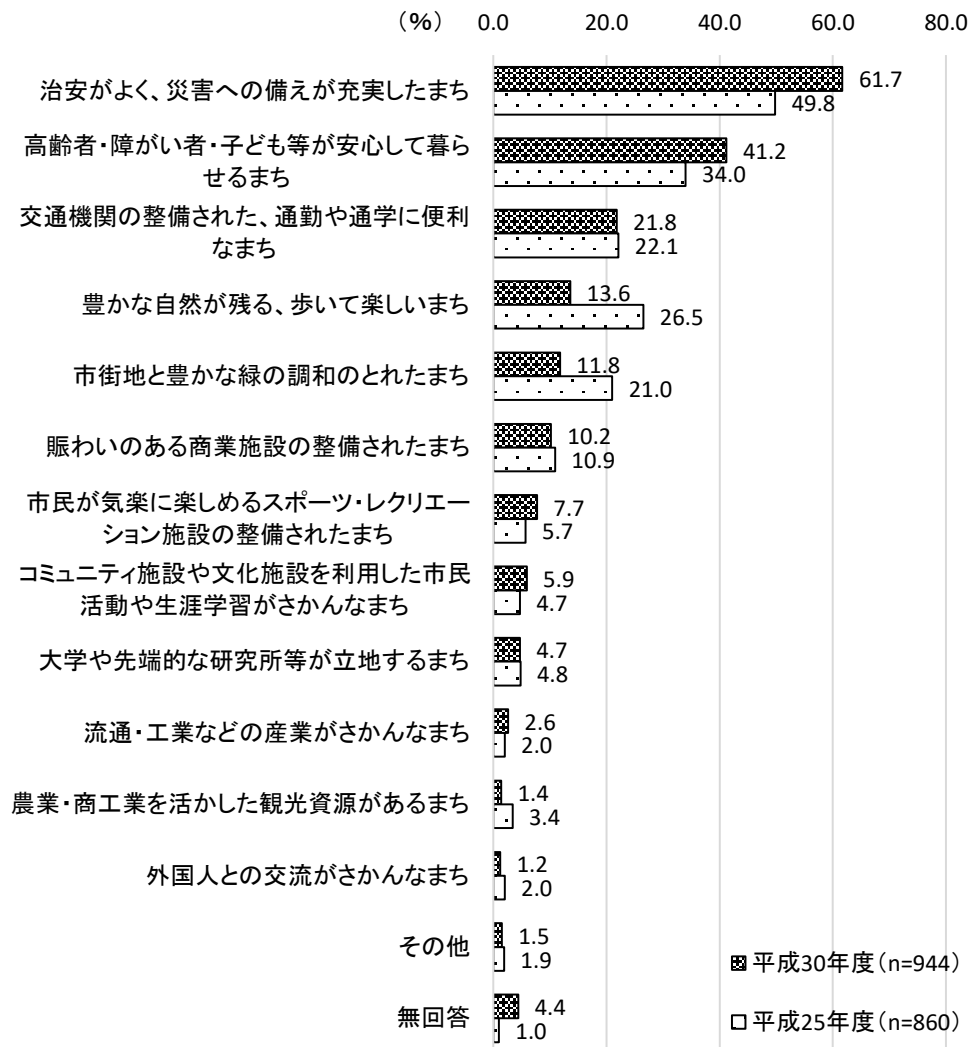
一方、「魅力を感じない」「どちらかといえば魅力を感じない」を合わせた<魅力を感じない>では、『地域に伝わる伝統的な祭礼』が最も多く、次いで『鉄道交通の利便性』となっています。





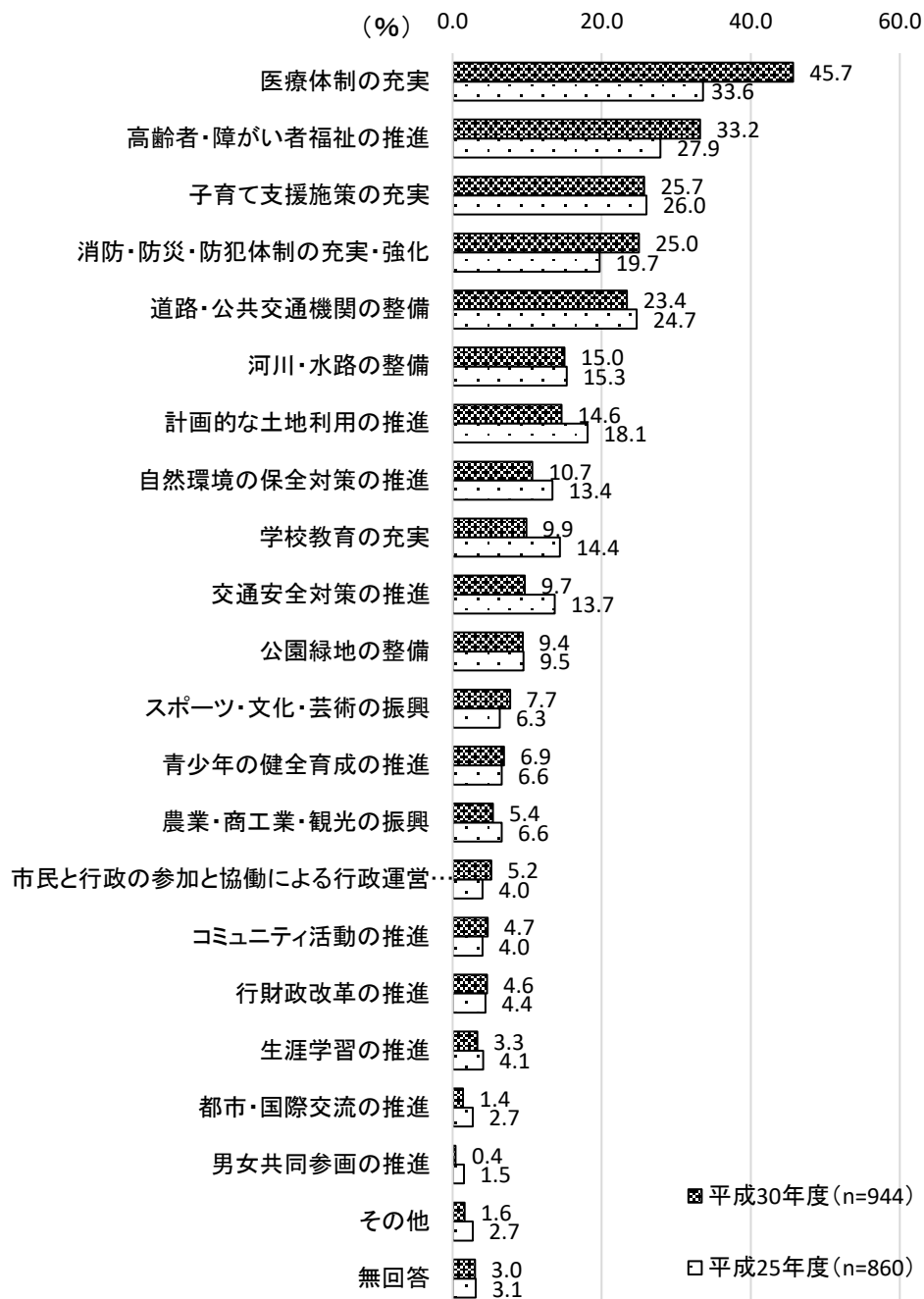
#### (4) まちの将来像

- 本市の将来像は、市民意識調査では、「治安がよく、災害への備えが充実したまち」が61.7%と最も多くなっています。前回も同じく最も多い回答でしたが、その割合は10ポイント以上多くなっています。
- 一方、「豊かな自然が残る、歩いて楽しいまち」や「市街地と豊かな緑の調和のとれたまち」については、前回と比較するとそれぞれ10ポイント程度、減少しています。



## (5) 本市において力を入れるべき分野

力を入れるべき施策については、「医療体制の充実」が前回同様、最も多く、その割合も 12.1 ポイント高くなっています。この他、「高齢者・障がい者福祉の推進」、「子育て支援対策の充実」、「消防・防災・防犯体制の充実・強化」など、福祉施策、防災・防犯等についての関心が高いことが調査結果から伺われます。



## ▶三郷市に求められているもの

### 災害に対する備え

#### ■背景

地震や豪雨など、これまでの予想を上回る大規模な災害が続いている状況であり、今後も南海トラフ地震などが予測されている中、災害に対する意識は高まっています。



#### ■必要なもの・求められるもの

ハード・ソフト両面における災害対策のほか、平時より機能不全に陥らない体制づくりが求められます。

- ・災害に対する地域の強靱化
- ・市民の意識の向上と備え
- ・危機管理体制の強化

### 子どもから高齢者まで安心して暮らせる地域社会

#### ■背景

子どもから高齢者まで、それぞれのライフステージで、それぞれの課題や問題が起きている現状であり、身の安心、財の安心、生活の安心など、だれもが様々な安心の基での生活を望んでいます。



#### ■必要なもの・求められるもの

市民が安心して生活を送る上では、広く様々な支援や取り組みをしていくことが求められます。

- ・防犯活動の強化
- ・消費生活に係る意識の向上
- ・それぞれのライフステージにおける生活支援の充実

### 活気ある地域拠点の整備とそれを結ぶネットワークの強化

#### ■背景

賑わいのある商業を始め、市内の産業の活性化を求める声がある中、地域の拠点整備も計画が進んでいます。こうした各拠点を含めた交通網の充実も望まれています。



#### ■必要なもの・求められるもの

市内全体の産業振興の活力を作り出す仕組みやその核となりうる地域拠点の整備、交通網の充実を図る取り組みが求められます。

- ・拠点整備や道路網整備の推進
- ・公共交通機関の充実
- ・産業支援策の強化

## 自然と調和のとれた住環境の実現と自然共生意識の向上

### ■背景

都会などの利便性を求める一方で、水や緑などの自然のある住環境が望まれます。また、社会的には環境に配慮する活動も増え、自然に対する意識の向上が見られます。



### ■必要なもの・求められるもの

市内には自然が残されている一方で、都心からも近い位置にあり、利便性も備えるまちであるため、その良さを活かす取組みが求められます。

- ・心地よい景観の創出
- ・環境配慮や自然共生の推進

## 人と人とのつながりのある交流や笑顔を作る触れ合い

### ■背景

全国的に外国人観光客の増加や東京オリンピック・パラリンピックを迎える中、地域のみならず、まちの外の人々との関係性や交流が生まれており、持続可能な地域の在り方などに影響を与えています。



### ■必要なもの・求められるもの

地域における人々のコミュニティはもちろんのこと、まちの外の人々との交流を育み、まちの発展に活かしていくことが求められます。

- ・地域コミュニティの充実
- ・観光振興の推進
- ・地域の活性化策の強化
- ・健康推進による活気の醸成

## 子どもが生き生きと学べる場の充実

### ■背景

将来の地域を支えていく子どもの数は減少していますが、教育に対する関心は、常に高い状況があります。学力に関する課題のほかに、子どもの貧困や通学時の安全なども問題として挙がってきています。



### ■必要なもの・求められるもの

子どもたちが安全に、安心して学べる場の提供とともに、学ぶ意欲に対する支援などをしていく取組みが求められます。

- ・子どもが学びやすい環境の整備
- ・安全に通える通学路の確保
- ・学ぶ意欲に対する支援の強化

---

## 効果的、効率的な地域経営の推進

---

### ■背景

財政状況の厳しさが続く中、自治体運営においては、経営感覚をもった運営が求められており、取捨選択をした政策主導の予算編成のほか、人員や組織、公共施設など、効率的な体制やマネジメントの必要性を迫られています。



### ■必要なもの・求められるもの

自治体運営においては、市民感覚と経営感覚を持って、最小コストで最大の効果を出すことが求められます。

- ・柔軟性のある組織運営
- ・公共施設の効率的な運営
- ・選択と集中による施策展開



# 基本構想

## (令和 3 年度～12 年度)

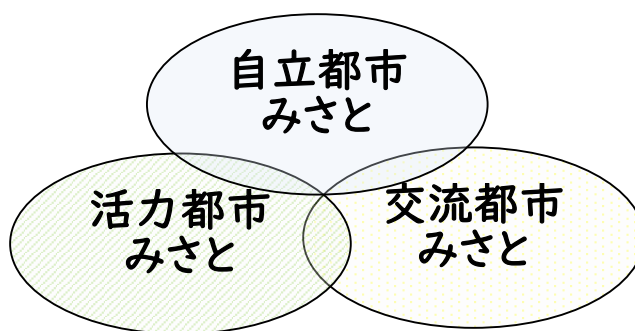
## 1 基本構想の期間

基本構想は、令和12年度（2030年度）を目標年次とし、本市のまちづくりの理念や将来都市像を示し、これらを実現するための方針を定めるものです。

計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とします。

## 2 まちづくりの理念

まちづくりの理念は、本市のまちづくりを進めていくうえでの重要な基本姿勢であり、市民等と行政が共有したい基本的な考えです。



### 「自立都市 みさと」とは

本市が有する優れた地域特性を活かして、市として社会的・経済的に「自立」できるまちづくりを目指します。

### 「活力都市 みさと」とは

JR 武蔵野線・つくばエクスプレスの鉄道や常磐自動車道・首都高速6号線・東京外環自動車道の高速道路網など、恵まれた交通立地条件を活かしながら、人や産業に「活力」あるまちづくりを目指します。

### 「交流都市 みさと」とは

市民が三郷市を誇りに思い、市の特性をアピールしていくことで、市内外の人々との「交流」が広がるまちづくりを目指します。



### 3 将来都市像

3つの「まちづくりの理念」のもと、本市は大きな飛躍を遂げ、成長を続けてきました。成長を続けてきた第4次三郷市総合計画を継承し、今後の三郷市における10年後のまちづくりの目標を「将来都市像」として以下のとおりに定めます。

## きらりとひかる田園都市みさと ～ 人にも企業にも選ばれる魅力的なまち ～

### 『きらりとひかる』

地域に住んでいる人々、地域を故郷と思う人々が、三郷を誇りにすることの大切さを感じた時、三郷のまちは輝き光ります。

「きらりとひかる」という意味は、三郷を誇りに思えるようなまちにすることです。他にはない、三郷の個性を見つけること、三郷らしさを創ることです。そのために、もう一度、本市のあらゆる資源（人・自然・地勢・産業・交通・歴史・教育など）を再確認しつつ、活力があり、ぬくもりのあるまちをめざします。

### 『田園都市』

「自立都市みさと」・「活力都市みさと」・「交流都市みさと」という「まちづくりの理念」を実現するために、豊かな自然との共生や職住近接など、人にやさしく、ゆとりとぬくもりのある高品質（ハイクオリティ）なまち（＝田園都市）をめざします。

### 『選ばれる魅力的なまち』

本市がどのまちよりも魅力的で、活力ある“まち”として機能していくために、市民や市外の人々から、あるいは企業から三郷市に、「住み続けたい」、「行ってみたい」、「住んでみたい」、「立地したい」と思えるような「選ばれる魅力的なまち」になることをめざします。

## 4 人口フレーム

### 計画人口 令和12年 14万8千人

- ・推計方法は、コーホート要因法※を活用した目標推計値です。
- ・三郷中央地区、インターA地区の開発や、各種政策を実施することで、自然増、社会増、合計特殊出生率及び健康寿命の延伸を図るものとして、計画人口を設定しました。

※**コーホート要因法**：年齢別人口の加齢にともなう生ずる年々の変化をその要因（死亡、出生、および人口移動）ごとに計算して将来の人口を求める方法。



## 5 将来都市構造

将来都市構造とは将来都市像やまちづくりの目標の達成を目指して、市域全体の特徴や骨格を空間的かつ概念的に表し、目指すべき将来の都市の姿を分かりやすく示したもので、それを描いたものが将来都市構造図です。

# 《将来都市構造図》



## 凡 例

-  都市交流拠点
-  地域拠点
-  産業拠点
-  産業振興地区
-  防災減災核
-  レクリエーション核
-  ネットワーク軸
-  水と緑の骨格軸
-  鉄道
-  高速道路
-  主要道路等

## 6 施策の大綱

将来都市像の実現に向けて、取り組むべき課題に、どのように対応していくのか、方向性を検討した結果、7つの「まちづくり方針」とそれを支えるための3つの「経営方針」から体系を組み立てました。

|                                                 |                                                                       |
|-------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| <b>まちづくり方針1</b><br>安全でいつも安心して住めるまちづくり           | 市民の生命と財産を災害から守る強靱な地域基盤をつくり、誰もが安全、安心に暮らせるまちづくりを目指します。                  |
| <b>まちづくり方針2</b><br>子どもが健やかに、<br>のびのびと成長できるまちづくり | 誰もが安心して子どもを育てることが出来る環境の整備を図るとともに、子どもが健やかに育ち活きる力を育むまちづくりを目指します。        |
| <b>まちづくり方針3</b><br>水と緑を生かした環境にやさしいまちづくり         | 誰もが自然を身近に感じられる環境をつくるとともに、地球環境にも配慮した豊かな暮らしの実現を目指します。                   |
| <b>まちづくり方針4</b><br>都市基盤の充実した住みやすいまちづくり          | 計画的な土地利用と魅力ある拠点の形成を図るとともに、道路、公園などの都市基盤整備もあわせ進め、地域の特性を生かした快適な都市を目指します。 |
| <b>まちづくり方針5</b><br>魅力的で活力のあるまちづくり               | 農業、商業、流通、工業、観光などの振興を図るとともに、新たな産業や雇用の創出を図り、にぎわいのあるまちづくりを目指します。         |
| <b>まちづくり方針6</b><br>誰もが生きがいを持ち輝くまちづくり            | 誰もが健康で生きがいを持ち、いつまでも輝き、文化・スポーツ活動のできる環境の充実を図るとともに、多様な交流のあるまちづくりを目指します。  |
| <b>まちづくり方針7</b><br>健やかで自立した生活を支えあうまちづくり         | 誰もが健やかで自立した生活を送ることができ、また互いに支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指します。          |

|                                                                             |                                                              |                                                                |
|-----------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| <b>経営方針1</b> 地域力の醸成                                                         | <b>経営方針2</b> まちの魅力向上                                         | <b>経営方針3</b> 行財政基盤の強化                                          |
| 市民等と行政が目的を共有しながら、ともに支えあえるよう、地域コミュニティを守り育てます。また、コミュニティ活動等への支援を図り、地域力の向上に努めます | 市民等が三郷を「ふるさと」「誇り」として感じられるよう、本市の個性を見つけ、三郷らしさを創り、更なる魅力向上を図ります。 | 少子高齢化等、社会状況に対応するため、向上的に行財政改革を進め、市民等の協力を得ながら、常に行財政運営の質の向上を図ります。 |





## ▶施策体系

| 将来都市像<br>きらりとひかる田園都市みさと<br>く人にも企業にも選ばれる魅力的なまち | まちづくり方針                     | 施策の柱                               | 施策                           |
|-----------------------------------------------|-----------------------------|------------------------------------|------------------------------|
|                                               | 1<br>安全でいつも安心して<br>住めるまちづくり | 1-1 災害から市民の<br>生命と財産を守る            | 1-1-1 強靱な防災基盤の構築             |
|                                               |                             |                                    | 1-1-2 風水害対策の強化               |
|                                               |                             |                                    | 1-1-3 消防体制の充実                |
|                                               |                             | 1-2 安心して暮らせる地<br>域社会をつくる           | 1-2-1 防犯活動の強化                |
|                                               |                             |                                    | 1-2-2 交通安全対策の推進              |
|                                               |                             |                                    | 1-2-3 市民相談体制の充実              |
| 2<br>子どもが健やかに、<br>のびのびと成長できる<br>まちづくり         |                             | 2-1 子どもを育てやすい<br>環境をつくる            | 2-1-1 妊娠・出産に対する社会的支援の強化      |
|                                               |                             |                                    | 2-1-2 子育てと仕事の両立支援            |
|                                               |                             |                                    | 2-1-3 子どもや子育て家庭への支援          |
|                                               |                             | 2-2 子どもや若者が学<br>び、健やかに育つ<br>環境をつくる | 2-2-1 質の高い教育及び環境の充実          |
|                                               |                             |                                    | 2-2-2 青少年健全育成の推進             |
|                                               |                             |                                    |                              |
| 3<br>水と緑を生かした<br>環境にやさしい<br>まちづくり             |                             | 3-1 自然を身近に感じら<br>れるまちをつくる          | 3-1-1 生活環境の保全                |
|                                               |                             |                                    | 3-1-2 緑と水辺による快適環境の創出         |
|                                               |                             | 3-2 地球にやさしい暮ら<br>しを実現する            | 3-2-1 環境対策の推進                |
|                                               |                             |                                    | 3-2-2 ごみの減量と廃棄物の適正処理         |
|                                               |                             |                                    | 3-2-3 公共下水道の整備               |
|                                               |                             |                                    |                              |
| 4<br>都市基盤の充実<br>した住みやすい<br>まちづくり              |                             | 4-1 地域の特性を生か<br>した快適な都市を<br>つくる    | 4-1-1 計画的な土地利用の推進            |
|                                               |                             |                                    | 4-1-2 地域特性を生かした魅力ある<br>拠点の形成 |
|                                               |                             |                                    | 4-1-3 快適な住環境の創造              |
|                                               |                             | 4-2 市民が豊かになる<br>快適な都市を実現<br>する     | 4-2-1 憩いとなる公園づくりの推進          |
|                                               |                             |                                    | 4-2-2 誰もが円滑に移動できる<br>道づくりの推進 |
|                                               |                             |                                    | 4-2-3 公共交通アクセスの充実            |
|                                               |                             |                                    | 4-2-4 良質な水の安定供給              |
|                                               |                             |                                    |                              |

| まちづくり方針                                      | 施策の柱                              | 施策                         |          |
|----------------------------------------------|-----------------------------------|----------------------------|----------|
| <b>5</b><br>魅力的で<br>活力のある<br>まちづくり           | 5-1 元気で活力ある都市をつくる                 | 5-1-1 にぎわいのある商業の振興         | まちづくりの理念 |
|                                              |                                   | 5-1-2 活力ある工業の振興            |          |
|                                              |                                   | 5-1-3 都市型農業の振興             |          |
|                                              | 5-2 まちに人々が集い、にぎわいを生み出す            | 5-2-1 産業と雇用の創出             |          |
|                                              |                                   | 5-2-2 魅力ある観光の振興            |          |
|                                              |                                   | 5-2-3 グローバルな視点に基づくまちづくりの推進 |          |
| <b>6</b><br>誰もが<br>生きがいを持ち<br>輝くまちづくり        | 6-1 誰もがいつでも読書に親しむ環境をつくる           | 6-1-1 読書を通じた交流の推進          | 自立都市みさと  |
|                                              |                                   | 6-1-2 読書環境の整備              |          |
|                                              | 6-2 誰もが学び、健康で生きがいの持てる文化の息づくまちをつくる | 6-2-1 生涯学習の推進              |          |
|                                              |                                   | 6-2-2 スポーツ・ウェルネスの推進        | 活力都市みさと  |
|                                              |                                   | 6-2-3 文化・芸術の振興             |          |
|                                              |                                   | 6-2-4 文化財・伝統文化の保存・継承       |          |
|                                              | 6-3 誰もが平等に暮らせる社会を実現する             | 6-3-1 平和と人権を大切にする社会づくり     |          |
|                                              |                                   | 6-3-2 ジェンダー平等社会の形成         |          |
| <b>7</b><br>健やかで<br>自立した生活を<br>支え合う<br>まちづくり | 7-1 誰もが健康でいきいきと暮らせるまちをつくる         | 7-1-1 健康づくりの推進             | 交流都市みさと  |
|                                              |                                   | 7-1-2 安定した社会保障制度の確立        |          |
|                                              | 7-2 互いに支え合い、誰もが活躍できる地域福祉のまちを実現する  | 7-2-1 地域福祉の推進              |          |
|                                              |                                   | 7-2-2 地域包括ケアシステムの構築        |          |
|                                              |                                   | 7-2-3 障がい者福祉の充実            |          |
|                                              |                                   | 7-2-4 高齢者福祉の充実             |          |

### 経営方針 ～7つのまちづくりの方針を実現するために～

| 1 地域力の醸成                                                                | 2 まちの魅力向上                                                           | 3 行財政基盤の強化                                                              |
|-------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 経 1-1 コミュニティ活動の促進<br>経 1-2 世代を超えた人々がつながる<br>機会の創出<br>経 1-3 市民のまちづくりへの参加 | 経 2-1 シティブランディングの強化<br>経 2-2 広域行政の推進<br>経 2-3 多様な主体とパートナー<br>シップの構築 | 経 3-1 質の高い行政経営の確立<br>経 3-2 公共施設マネジメントの推進<br>経 3-3 スマートで人にやさしい<br>自治体の構築 |

## ▶第5次三郷市総合計画 前期基本計画 重点テーマ

### 「ふるさと三郷 みんながほほえむまちづくり」

まちづくり方針、経営方針の中で重点的に取り組むものを重点テーマとして位置づけました。

#### テーマ①

#### 持続可能な拠点の形成（まちづくりは道づくり）

##### 想定される取組み

- 南部地域拠点整備の推進（防災機能、都市計画道路等）
- 三郷北部地区土地区画整理事業
- 自主防災組織を中心とした地域の防災力・減災力の向上
- 次世代に向けた環境の保全・気候変動等への意識醸成
- 快適な道路整備（都市計画道路整備・近隣自治体との道路網連携・MaaS 推進）
- 三郷料金所スマートIC のフルインター化

▶▶分野 防災、拠点整備、交通網、環境

#### テーマ②

#### 多様性のある地域の確立（地域コミュニティの充実）

##### 想定される取組み

- 新たな特産品産出、観光農園の取組み
- 都市型ヘルスツーリズム事業の展開
- 国際化の推進（SDGs） ■ 日本一の読書のまち推進事業
- スポーツによる健康寿命の延伸（スポーツ施設の活用）
- 多様性・多世代交流 ■ 地域包括ケアシステムの充実
- ICT の推進（Society5.0）

▶▶分野 ブランド、観光、健康、コミュニティ、IoT

#### テーマ③

#### 質の高い教育と切れ目ない子育て支援の強化 （子どもたちの成長を見守る 夢を育む）

##### 想定される取組み

- 妊娠から子育てまで切れ目ない支援
- 子どもの居場所づくり
- 子どもや若者に対し、充実した学習環境の提供
- ワーク・ライフ・バランス確保のための取組み
- 子どもに夢を育むスポーツの振興・環境整備の取組み

▶▶分野 子ども、子育て、ジェンダー



## ▶「まちづくり方針」と「経営方針」の各施策の読み方

まちづくり方針1 安全でいつも安心して住めるまちづくり  
災害から市民の生命と財産を守る

### 1-1-1 強靱な防災基盤の構築

目指す姿 災害に強いまちになる ●

施策を実施することによる  
「目指す姿」

#### 現状

- 本市の地形は平坦で山などにより遮るものもないため、竜巻・突風などの局地的・短時間に甚大な被害をもたらす災害も昼夜を問わず発生する可能性があります。
- 東京湾北部地震が発生した場合、ライフライン施設への深刻な影響や、木造住宅が密集している地区を中心に、大規模な延焼火災に至ることが想定されます。

「目指す姿」に向かう上で  
の、三郷市の現状と課題

#### 課題

- 起こり得る災害の特性を考慮して適切に対処できる応急体制を整える必要があります。
- 平常時から避難所となる施設管理者、地域住民と顔の見える関係を築き、ルール作りなどを話し合う議論の場を通じて、地域の実情に応じた体制の整備が必要です。

#### SDGs に向けた方向性



普段から災害を想定した行政運営を行うとともに、市民の「自助」の意識を向上することで、災害による死者や被災者数を大幅に減らします。

施策を実現することで  
のSDGsの関連性

#### 施策実現のための取組み

| 取組み名               | 内 容                                                                                                                                                                 |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災害に対する応急体制を速やかに整える | <p>行革の視点</p> <p>行革の視点からの取組み内容</p> <p>予測しがたい災害の危険性と適切な対処方法を市民にわかりやすく示すことができるよう取り組みます。また、防災関係機関との連絡体制の整備、災害時応援協定の締結先との協力関係を強固なものとしていきます。</p> <p>①市民サービス 危機管理体制の整備</p> |

施策実現を解決する  
ための取組み

重点テーマの取組み  
を表す「▶」

施策実現するための取組  
みに係る「個別計画」

#### 関連する個別計画

三郷市建築物耐震改修促進計画（令和3年度改定予定）  
三郷市地域防災計画

課題を解決するための取組み  
に対する行政改革の視点  
●6つの視点を設定  
①市民サービスの視点  
②参加と協働の視点  
③政策形成の視点  
④職員及び組織の視点  
⑤財政運営の視点  
⑥市有財産の視点

#### 関連する取組み

| 関連する取組み       | 関連施策  |
|---------------|-------|
| 公共下水道施設の維持管理  | 3-2-3 |
| 橋りょうの適正管理     | 4-2-2 |
| 地震に強い強靱な管路の構築 | 4-2-4 |

施策実現するための取組  
みで当該施策以外に位置  
づけられている取組み

《行政改革について》  
少子高齢化の進行や市民ニーズの多様化など、様々な社会環境の変化を踏まえ、行政の新たな制度や仕組みの構築、業務の改善などの取組みが求められています。また、単なるコスト削減だけが目的ではなく、市民サービスを向上し、費用対効果を高めなければなりません。そのためには主体的に創意工夫に取り組み、行政改革を行う必要があります。



# 1 安全でいつも安心して 住めるまちづくり

## 1-1-1 強靱な防災基盤の構築

**目指す姿** 災害に強いまちになる

### 現状

- 三郷市の地形は平坦で山などにより遮るものもないため、竜巻・突風等などの局地的・短時間に甚大な被害をもたらす災害も昼夜を問わず発生する可能性があります。
- 東京湾北部地震が発生した場合、ライフライン施設への深刻な影響や、木造住宅が密集している地区を中心に、大規模な延焼火災に至ることが想定されます。
- 避難所の開設及び運営が混乱なく円滑に行われることが求められています。
- 様々な自然災害に対する備えが市民から重要視されています。
- 都市化の進展の一方、今後老朽化する橋梁や道路も急速に増えていく見込みです。
- 三郷市自主防災組織\*連絡協議会において地域住民が自主的に活動しています。

### 課題

- 起こり得る災害の特性を考慮して適切に対処できる応急体制を整える必要があります。
- 平常時から避難所となる施設管理者、地域住民と顔の見える関係を築き、ルール作りなどを話し合う議論の場を通じて、地域の実情に応じた体制の整備が必要です。
- 災害を軽減するためには、「自助」と「共助」の意識をもつことが必要です。
- 老朽化した橋梁の架替え・長寿命化や緊急輸送道路\*の安全点検、危険な構造物の改修、市内の昭和56年5月以前に建築された古い住宅などに対して安全性の確保が必要です。



訓練指導者養成講座の様子



避難所開設訓練

\* 自主防災組織／地域住民が自主的に結成する組織のこと。平常時には防災知識の普及、防災訓練の実施、防災用資機材の整備などを行い、災害時には情報の収集伝達、初期消火、負傷者の救出保護、避難誘導などの活動を行う。

\* 緊急輸送道路／災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路のこと。

## SDGs に向けた方向性



普段から災害を想定した行政運営を行うとともに、市民の「自助」の意識を向上することで、災害による死者や被災者数を大幅に減らします。

## 施策実現のための取組み

| 取組み名                | 内 容                                                                                               |             |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
|                     | 行革の視点                                                                                             | 行革の視点からの取組み |
| 災害に対する応急体制の迅速な整備    | 予測しがたい災害の危険性と適切な対処方法を市民にわかりやすく示すことができるよう取り組みます。また、防災関係機関との連絡体制の整備、災害時応援協定の締結先との協力関係を強固なものとしていきます。 |             |
|                     | ①市民サービス                                                                                           | わかりやすい情報発信  |
| 避難所の円滑な運営のための委員会の設置 | 平常時から避難所運営に関わる手順などのルールを取り決め、その手順の実効性について、訓練を通じて確認します。                                             |             |
|                     | ②参加と協働                                                                                            | 参加と協働の推進    |
| 物資等供給体制の整備          | 災害時の電力・ガス等のエネルギーや上水道の供給停止に備え、食料・飲料水等の計画的な備蓄、避難所設営に必要な備品の充実に努めます。                                  |             |
|                     |                                                                                                   |             |
| ▶ 災害に対する地域の活動支援     | 三郷市自主防災組織連絡協議会において地域住民が自主的に活動できるよう、各種企画事業を支援し、市民の防災意識の向上を図ります。                                    |             |
|                     | ②参加と協働                                                                                            | 参加と協働の推進    |
| ▶ 地域の防災リーダーの育成      | 自主防災活動の活発化のため、自主防災組織の設立、防災訓練の実施、資機材等の充実に支援し、地域の防災リーダーとなる人材を育てます。                                  |             |
|                     | ②参加と協働                                                                                            | 各種団体の支援     |
| 住宅の耐震化促進            | 昭和56年5月以前に建築された住宅の耐震化に要する費用の一部を補助するなど、住宅の被害軽減を推進します。                                              |             |
|                     |                                                                                                   |             |
| 住環境の防災性向上の推進        | 火災による延焼被害の軽減を図るため、防火地域又は準防火地域*の指定拡大などを検討します。                                                      |             |
|                     |                                                                                                   |             |

## 関連する個別計画

三郷市建築物耐震改修促進計画

三郷市地域防災計画

| 関連する取組み       | 関連施策  |
|---------------|-------|
| 公共下水道施設の維持管理  | 3-2-3 |
| 橋りょうの適正管理     | 4-2-2 |
| 地震に強い強靱な管路の構築 | 4-2-4 |

まちづくり方針 1 安全でいつも安心して住めるまちづくり

災害から市民の生命と財産を守る

## 1-1-2 風水害対策の強化

**目指す姿** 減災への対策が進むことで、最小限の被害に抑えられる

### 現状

- 三郷市は河川に囲まれた低地帯であるため、利根川、江戸川、荒川、中川等の大河川の堤防から水が溢れると、市内の大半が浸水すると想定されています。
- 近年頻発する集中豪雨により、排水路等の処理能力が一時的に不足し、これまで以上に浸水被害の発生が想定されます。また、満潮時等には、河川や排水路の水位が高くなり、少し強い雨でも浸水被害が発生する危険性があります。
- 江戸川水防事務組合\*において、江戸川河川流域に面した自治体が協力連携して洪水や水害等についての対策や対応に取り組んでいます。

### 課題

- 近年頻発する集中豪雨等の大雨への対策として、排水施設の計画的な整備・改修や排水能力の保持が必要です。
- 雨水の流出による河川への負担を軽減させるため、調整池など雨水貯留施設の整備や、また市民及び事業者にも雨水貯留浸透施設の設置を促すことが必要です。
- ハザードマップ\*の普及を図ることで、「公助」のほか、「自助」「共助」の意識を高めることが必要です。
- 災害が想定される場合の正確な気象、防災情報の入手方法、避難行動を開始する判断の目安について、住民への確実な伝達が求められています。
- 河川の氾濫などの大規模被害を最小限に食い止めるには、河川流域に面した自治体が協力・連携して水防対策を強化し、訓練等を通じて実効性を高めていくことが重要となっています。
- 要配慮者利用施設\*の管理者等は、洪水時の避難確保計画\*の策定と計画に基づく避難訓練の実施が義務付けられており、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があります。

\* 江戸川水防事務組合：昭和 39 年に江戸川右岸の水防に関する事務を共同処理するために設置された。現在は、三郷市・吉川市・松伏町・春日部市の三市一町で構成され、埼玉県知事から指定された指定水防管理団体である。河川の区域は、上流から春日部市～松伏町～吉川市～三郷市の 32 キロメートルで、この区域に対する洪水等の水災に対し、その被害を軽減することを目的としている。

\* ハザードマップ：災害による地域の危険度予測を地図上に示し、市民の災害への備えや避難行動に役立てるために作られた防災地図のこと。

\* 要配慮者利用施設：主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設のこと。（社会福祉施設、学校、医療施設等）

\* 避難確保計画：水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制、避難誘導、施設の整備、防災教育及び訓練の実施などの事項を定めた計画のこと。



## SDGs に向けた方向性



河川や水路の排水能力の向上を図るとともに、市民の自助や共助による水防災への意識向上を目指します。

## 施策実現のための取組み

| 取組み名                          | 内 容                                                                 |                |
|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------|----------------|
|                               | 行革の視点                                                               | 行革の視点からの取組み    |
| 河川や水路の整備・改修                   | 河川の整備・改修の推進を国や県の関係機関に働きかけるとともに、引き続き、市管理の河川や水路の整備・改修に努めます。           |                |
|                               | ⑥市有財産                                                               | 公共施設・インフラの長寿命化 |
| 河川や水路、排水機場の維持管理               | 河川や水路、排水機場については、引き続き適正な維持管理に努めます。                                   |                |
|                               | ⑥市有財産                                                               | 市有財産の適正な維持管理   |
| 雨水貯留浸透施設設置促進                  | 学校の校庭等を活用した雨水貯留事業や調整池などの整備、また市民及び事業者が雨水貯留浸透施設の設置を推進します。             |                |
|                               |                                                                     |                |
| 排水機場ポンプ増強及び治水対策の検討と整備         | 大場川下流排水機場の排水能力向上のため、埼玉県と連携してポンプの増強に努めます。また、治水対策として排水施設の計画的な整備に努めます。 |                |
|                               |                                                                     |                |
| 水害ハザードマップの普及                  | 事前に危険箇所を把握し、安全に避難できる経路を確認しておくことで有事の際にスムーズな避難行動がとれるよう自助の意識を高めます。     |                |
|                               | ①市民サービス                                                             | わかりやすい情報発信     |
| 的確で迅速な災害発生情報の提供               | 様々なメディアを通じて発信される各種災害情報を紹介し、住民自身が避難の必要性を判断できるように啓発に努めます。             |                |
|                               | ①市民サービス                                                             | わかりやすい情報発信     |
| 江戸川水防事務組合活動の充実                | 水防演習の実施や水防資機材の整備等、協力関係を一層強化し、連携のとれた水防活動が実施されるよう、体制整備に努めます。          |                |
|                               | ⑤財政運営                                                               | 広域連携による行政の効率化  |
| 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成と避難訓練の実施の促進 | 洪水時の避難確保計画の作成と避難訓練の実施を指導・支援し、逃げ遅れが発生するのを防ぎます。                       |                |
|                               | ②参加と協働                                                              | 参加と協働の推進       |

## 関連する個別計画

江戸川水防事務組合水防計画

三郷市地域防災計画

## 関連する取組み

浄配水場施設の適切な維持管理・計画的な更新

## 関連施策

4-2-4

避難行動要支援者支援制度の推進

7-2-1

まちづくり方針 1 安全でいつも安心して住めるまちづくり

災害から市民の生命と財産を守る

## 1-1-3 消防体制の充実

**目指す姿** ・消防力の強化が図られることで、災害への対応力が向上する  
・適切で高度な救急処置を受けることができる

### 現状

- 三郷市は令和 7 年頃までは人口増加が予想され、流入人口\*の増加も見込まれます。街の発展と災害発生率は比例する傾向があります。
- 救急需要が増大することにより、供給が間に合わずサービスの低下が生じている状況です。
- これまでも消防施設や消防資機材等の整備を行っていますが、社会環境の複雑化から発生する災害は、今までに経験したことのない困難な災害となる恐れがあります。
- 消防団員の減少による地域防災力の低下を防ぐため、消防団協力事業所制度\*や消防団協力サポーター事業\*を行い消防団の確保に努めていますが、雇用形態の変化により人員確保ができず高齢化が進んでいます。

### 課題

- 災害発生率の高まりや救急事案の増加が見込まれるため、市民の生命に直結している消防力の強化や救急隊の増隊が必要です。
- 応急手当普及員を育成し、市民が相互に助け合える環境づくりが重要です。また、24時間使用可能なAEDの設置を促進することが必要です。あわせて将来の地域防災の担い手となる人材育成も必要とされています。



救命講習会

- \* 流入人口：三郷市以外に常住し三郷市に通勤・通学する人口のこと。
- \* 消防団協力事業所制度：三郷市消防団活動に積極的に協力している事業所等に対して、消防団協力事業所表示証を交付し、地域の消防防災力の充実強化を図るための取組みのこと。
- \* 消防団協力サポーター事業：消防団応援店において、「消防団員サポートカード・消防団員家族サポートカード」を提示した際に、そのお店の特典などが受けられ、消防団員の確保や地域消費の促進を目的とした取組みのこと。



## SDGs に向けた方向性



計画的な消防力の整備・更新等により、消防活動や救急活動の質の向上を図ります。あわせて、自分のまちは自分で守るという意識の醸成を図ります。

## 施策実現のための取組み

| 取組み名            | 内 容                                                                                 |               |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
|                 | 行革の視点                                                                               | 行革の視点からの取組み   |
| 消防施設等の充実        | 消防体制等の充実や消防職員の教育を図ることにより、市民の安全・安心な暮らしの達成に取り組めます。                                    |               |
|                 | ④職員及び組織                                                                             | 組織の再構築        |
| 消防車両等の計画的な更新整備  | 街の発展に伴い消防力の増強を実践することで、市民の安全と安心を守ります。                                                |               |
|                 | ⑥市有財産                                                                               | 市有財産の適正な維持管理  |
| 精強な部隊の育成        | 複雑多様化する災害に対して、専門的知識と技術を持った機動力のある部隊の育成を図ります。                                         |               |
|                 | ④職員及び組織                                                                             | 職員の能力向上       |
| 救急業務の高度化        | 救命率の向上を目的とした、資器材の整備及び職員の教育に取り組めます。                                                  |               |
|                 | ①市民サービス                                                                             | 市民ニーズの多様化への対応 |
| 消防団の充実強化        | 地域防災における消防団の重要性を市民に認識してもらうとともに消防団員の処遇改善を図り、充足率の向上を目指します。                            |               |
|                 | ②参加と協働                                                                              | 参加と協働の推進      |
| 地域防災力の強化        | 消防団機械器具置場に、水害用舟艇及び大規模災害用消防ホースの整備に取り組めます。                                            |               |
|                 | ②参加と協働                                                                              | 各種団体の支援       |
| AEDを含む応急手当の普及推進 | 市民相互に助け合える街になることを目的に、三郷市消防本部応急手当普及推進モデルを実践するとともに、AED の設置箇所について広報紙や市ホームページ等で周知を図ります。 |               |
|                 | ①市民サービス                                                                             | わかりやすい情報発信    |
| 次世代リーダーの育成      | 少年消防クラブ員に対し、規律や消防・防災について学習する機会を提供することにより、将来の地域防災の担い手となる人材育成を図ります。                   |               |
|                 |                                                                                     |               |

## 関連する個別計画

三郷市消防本部消防車両等更新計画

消防資器材整備計画

救急救命士就業前研修・再教育計画

消防力の整備指針

消防団充実強化計画

まちづくり方針 1 安全でいつも安心して住めるまちづくり

安心して暮らせる地域社会をつくる

## 1-2-1 防犯活動の強化

**目指す姿** 安心して暮らせるまちが実現している

### 現状

- 市内における犯罪の件数自体はやや減少傾向にあるものの、自転車盗や車上ねらい、侵入盗などの被害が多発しています。
- 犯罪が巧妙・悪質化してきており、振り込め詐欺による被害の増加や子どもや高齢者など弱い立場の人を狙った犯罪なども目立つようになってきています。
- 多様化する犯罪に対し、市民一人ひとりが防犯意識を高め、犯罪に遭わない心構えを持った行動が求められています。

### 課題

- 犯罪の抑止を図るため、防犯の啓発や自主防犯パトロールや、子どもの見守りなどの防犯活動を強化するなど、地域住民と一体となって安心して暮らせるまちづくりのための取組みを行うことが必要です。
- 安全なまちづくりに寄与する環境の整備などを推進するため、関係機関と連携した取組みを強化していく必要があります。

## SDGs に向けた方向性



防犯活動を市民とともに積極的に行い、犯罪の抑制に努めることで、誰もが安心して暮らすことができるまちの実現を図ります。

## 施策実現のための取組み

| 取組み名                         | 内 容                                                                         |             |
|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|-------------|
|                              | 行革の視点                                                                       | 行革の視点からの取組み |
| 犯罪被害に遭いにくいまちづくりの推進           | 警察及び関係団体との連携の上、犯罪情報の発信、警察ホームページなどの防犯情報の効果的な活用により、安全なまちづくりに関する啓発・広報活動を推進します。 |             |
|                              | ②参加と協働                                                                      | 参加と協働の推進    |
| 防犯意識の高揚                      | 多様化・巧妙化する犯罪に対応するため、警察や関係団体、地域と連携しながら、市民の防犯意識を高める取組みを実施します。                  |             |
|                              | ②参加と協働                                                                      | 参加と協働の推進    |
| 地域防犯環境の整備                    | 犯罪の防止に配慮した環境整備に努めるほか、地域と連携して防犯灯の設置を進め、犯罪の起きにくいまちづくりを推進します。                  |             |
|                              | ②参加と協働                                                                      | 参加と協働の推進    |
| 地域と連携した防犯活動の充実及び地域における防犯力の向上 | 防犯ステーション*を活用し、町会・自治会、学校等と連携を図るとともに、防犯パトロールの実施や防犯対策の普及啓発に努めます。               |             |
|                              | ②参加と協働                                                                      | 参加と協働の推進    |

\* 防犯ステーション：地域防犯の活動拠点のこと。

まちづくり方針 1 安全でいつも安心して住めるまちづくり

安心して暮らせる地域社会をつくる

## 1-2-2 交通安全対策の推進

**目指す姿** 安心して道路を利用することができる

### 現状

- 交通量の増加に伴う交通環境の悪化や、安全運転に対する意識の低下により交通事故が増加する傾向があります。

### 課題

- 幅広い年齢層に対する継続的な交通安全啓発を行い、交通事故防止に努めていく必要があります。
- 交通事故が起きにくい交通環境を整備するため、道路照明、道路反射鏡、交通安全施設のさらなる充実が必要です。
- 自転車の事故防止や交通の円滑化及び駅前広場等の良好な環境の確保・機能向上並びに自転車利用者の利便性向上を図るため、放置自転車対策を進める必要があります。



交通安全教室

## SDGs に向けた方向性



すべての人にとって、安全で快適な道路環境が提供されるとともに、市民の交通安全への意識が向上することで、交通事故が少ないまちの実現に努めます。

## 施策実現のための取組み

| 取組み名             | 内 容                                                                                           |              |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
|                  | 行革の視点                                                                                         | 行革の視点からの取組み  |
| 交通マナー向上に向けた啓発の推進 | 交通安全運動や幼児・児童及び高齢者に対する交通安全教室の実施など、交通安全啓発を行い、交通安全意識の高揚と総合的な交通事故防止を図ります。                         |              |
|                  | ②参加と協働                                                                                        | 参加と協働の推進     |
| 交通安全施設の整備        | 交通事故の未然防止、交通弱者等の安全の確保及び交通の円滑化を図るため、交通事故が多発している道路、その他緊急に市民の交通安全を確保する必要がある道路等について、交通安全施設を設置します。 |              |
|                  |                                                                                               |              |
| 放置自転車の対策         | 放置自転車対策として、自転車駐車場の整備・維持管理及び放置自転車の撤去・保管・返還などを行います。                                             |              |
|                  | ⑥市有財産                                                                                         | 市有財産の適正な維持管理 |

## 関連する個別計画

三郷市交通安全計画

| 関連する取組み       | 関連施策  |
|---------------|-------|
| 安全で良好な住環境の整備  | 4-1-3 |
| 安全・安心な道づくりの推進 | 4-2-2 |

まちづくり方針 1 安全でいつも安心して住めるまちづくり

安心して暮らせる地域社会をつくる

## 1-2-3 市民相談体制の充実

**目指す姿** ・市民の抱える問題の早期解決が促進される。  
・安全・安心な消費生活をおくることができる。

### 現状

- 市民にとって身近に利用できる市民相談（法律相談等）を実施していますが、相談の内容が複雑・多様化しています。
- 社会の高齢化に伴い、高齢者を狙った悪質商法に関する相談が増加しています。
- 消費生活相談員は、専門資格を必要とするため、人員の確保が難しい状況となっています。

### 課題

- 受付の際は、相談内容をよく聞き取り、適切に各種の相談へつなげる必要があります。
- 悪徳商法の手口の周知や、被害を未然に防止するための啓発活動に力を入れていく必要があります。
- 消費者被害から高齢者等を地域全体で守る仕組みをつくる必要があります。
- 消費生活相談員の確保を図るとともに、複雑・多様化していく消費者問題に対応する必要があります。

## SDGs に向けた方向性



誰もが地域社会の中で、気軽に相談することができる相談体制の充実を図ります。また、消費生活に関して必要な情報を提供します。

## 施策実現のための取組み

| 取組み名             | 内 容                                                        |               |
|------------------|------------------------------------------------------------|---------------|
|                  | 行革の視点                                                      | 行革の視点からの取組み   |
| 市民相談の充実          | 市民が抱える問題を解決するため、専門家による相談の充実を図ります。                          |               |
|                  | ① 市民サービス                                                   | 市民ニーズの多様化への対応 |
| 消費者の自立のための支援     | 広報みさと、市ホームページ、パンフレット等を通じた情報提供や出前講座等により啓発を行います。             |               |
|                  | ① 市民サービス                                                   | わかりやすい情報発信    |
| 消費者被害の未然防止       | 消費、福祉、防犯等の行政や地域の関係者が連携し、地域全体で守る仕組みづくりを推進します。               |               |
|                  | ② 参加と協働                                                    | 参加と協働の推進      |
| 消費生活センターの相談機能の向上 | 複雑・多様化している消費者取引と消費者トラブルに対応するため、研修等により消費生活相談員等のレベルアップを図ります。 |               |
|                  | ① 市民サービス                                                   | 市民ニーズの多様化への対応 |





## 2 子どもが健やかに、 のびのびと成長できる まちづくり

まちづくり方針2 子どもが健やかに、のびのびと成長できるまちづくり  
子どもを育てやすい環境をつくる

## 2-1-1 妊娠・出産に対する社会的支援の強化

**目指す姿** 安心して妊娠、出産ができる

### 現状

- 若年及び高齢での妊娠や外国籍妊婦などニーズが多様化しています。
- 核家族化等の理由により、出産前後に親族等の周りの支援が得られない妊産婦が増加しています。
- 景気低迷により、出産に対する経済的な相談が多くなっています。

### 課題

- 市民が安心して妊娠・出産・育児ができるよう、必要な情報提供と個別性に配慮した支援や不妊に対する支援等が求められています。
- 産前産後の母親の育児不安や子育ての孤立感を軽減するため、母親のメンタルヘルスケアや児童虐待の予防のための妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援が課題となっています。



子育て支援ステーション

## SDGs に向けた方向性



すべての人が安心して妊娠、出産をできるようにするため、経済的な支援を含め妊娠期からの支援体制の充実を図ります。

## 施策実現のための取組み

| 取組み名             | 内 容                                                                                   |               |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
|                  | 行革の視点                                                                                 | 行革の視点からの取組み   |
| ▶ 安心な子育ての推進      | 実践を含めた健康教育を通じて、保護者の不安解消と健康や育児に関する理解を深めます。乳児のいる家庭への訪問など、親子の健康状態の確認や子育て支援に関する情報提供を行います。 |               |
| ▶ 子育て支援ステーションの充実 | ① 市民サービス                                                                              | 市民ニーズの多様化への対応 |
|                  | 妊娠・出産・子育てに関する情報提供や相談・支援を行います。また、子育て世代包括支援センター*として、支援が必要な妊婦等に対し関係機関と連携し適切な支援につなげます。    |               |
| ▶ 不妊に関する支援の実施    | ① 市民サービス                                                                              | 市民ニーズの多様化への対応 |
|                  | 不妊検査、不育症検査及び不妊治療を受けたかたに、検査や治療に要する費用の一部を助成します。                                         |               |
| ▶ 経済的な支援の充実      | ① 市民サービス                                                                              | 市民ニーズの多様化への対応 |
|                  | 経済的な理由により入院助産を受けることができない場合に支援を行います。                                                   |               |

## 関連する個別計画

第2次みさとこどもにこにこプラン

第2期三郷市健康増進・食育推進計画「すこやかみさと」

| 関連する取組み            | 関連施策  |
|--------------------|-------|
| 健康づくり体制の整備、健康情報の提供 | 7-1-1 |
| 福祉総合相談体制の推進        | 7-2-1 |

\* 子育て世代包括支援センター：妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、地域の実情に応じた総合的相談支援を提供するワンストップ拠点。

まちづくり方針2 子どもが健やかに、のびのびと成長できるまちづくり  
子どもを育てやすい環境をつくる

## 2-1-2 子育てと仕事の両立支援

**目指す姿** ライフスタイルに合わせて、安心して子育てができる

### 現状

- 子育て世代の転入、女性の就業率上昇、幼児教育・保育の無償化等の要因により、保育需要の増大や長時間保育、子育ての援助などの保育・子育てニーズの多様化が想定されます。
- 安心して子どもを預けることのできる施設の整備が求められています。

### 課題

- 適切な保育サービスの提供や、子育て支援制度の周知や充実が必要です。
- 地域住民と連携しながら子育て支援をより機能的に行うことや子どもたちを心豊かに育む環境づくりを行う必要があります。



放課後子ども教室

## SDGs に向けた方向性



誰もが質の高い乳幼児向けのサービスを受けることができるとともに、その保護者が安心・安全に働くことができる環境の整備に努めます。

## 施策実現のための取組み

| 取組み名                  | 内 容                                                                                 |               |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
|                       | 行革の視点                                                                               | 行革の視点からの取組み   |
| 子育て家庭への<br>子育て支援の充実   | 幼児教育・保育の無償化に係る給付事業を行います。また、市内私立幼稚園等に対して、補助金を支給します。                                  |               |
| 地域における子育て<br>支援       | 子育ての援助を受けたい方と子育ての援助を行いたい方との相互援助活動等により充実を図ります。                                       |               |
|                       | ①市民サービス                                                                             | 市民ニーズの多様化への対応 |
| 安心して子どもを<br>預けられる環境整備 | 適切な保育サービスを提供できるよう、公立、私立の保育施設等の整備・充実を推進します。                                          |               |
|                       | ①市民サービス                                                                             | 市民ニーズの多様化への対応 |
| 子供たちを心豊かに<br>育む環境づくり  | 子どもたちが放課後に安心・安全に活動できる環境を整備し、保護者と地域住民とともに子どもの健全育成活動を行うことで、保護者の子育てを支援します。             |               |
|                       | ②参加と協働                                                                              | 参加と協働の推進      |
| 児童クラブの充実              | 放課後ケアワーカーの確保や学校施設の有効活用による定員拡大などにより、公営児童クラブの充実を図ります。また、民営児童クラブの運営に対して、補助金などの支援を行います。 |               |
|                       | ①市民サービス                                                                             | 市民ニーズの多様化への対応 |

## 関連する個別計画

第2次みさとこどもにこにこプラン

| 関連する取組み               | 関連施策  |
|-----------------------|-------|
| 労働環境の充実               | 5-2-1 |
| 家庭教育の充実               | 6-2-1 |
| 男女共同参画社会づくりの推進        | 6-3-2 |
| 「子どもの居場所」づくりの相談体制の整備  | 経 1-1 |
| 「子どもの居場所」を通じた多世代交流の推進 | 経 1-2 |

まちづくり方針2 子どもが健やかに、のびのびと成長できるまちづくり  
子どもを育てやすい環境をつくる

## 2-1-3 子どもや子育て家庭への支援

**目指す姿** すべての子どもにあらゆる機会が開かれている

### 現状

- 子育ての孤立や育児不安から子育てについての相談が増えています。
- 適切な養育が困難な家庭に対しての支援が求められています。
- 子どもの発達の状態により、適切な養育の場（機会）が求められています。

### 課題

- すべての子どもたちが平等に教育を受け、健やかな生活を送ることができるよう、各種支援制度の周知や家でも学校でもない第三の居場所の整備などが求められています。
- 健康診査等を行うとともに、医療・教育・福祉等、関係各課と連携を図りながら、疾病・発育・発達等に関する支援を行うことが求められています。また、専門職等による家庭訪問などの適切な養育支援が必要です。

## SDGs に向けた方向性



子どもや子育て家庭に対して支援し、誰もが取り残されることのない社会づくりに努めます。

## 施策実現のための取組み

| 取組み名            | 内 容                                                                                                     |               |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
|                 | 行革の視点                                                                                                   | 行革の視点からの取組み   |
| 子育て家庭への支援       | 子どもの健やかな育ちを促進するため、地域子育て支援拠点において、子育ての孤独感や不安感等を緩和します。また、家庭等における生活の安定に寄与するため、児童手当の支給や、子どもに対する医療費の一部を助成します。 |               |
|                 | ①市民サービス                                                                                                 | 市民ニーズの多様化への対応 |
| 子育ての不安解消及び養育の支援 | 乳幼児の養育について支援が必要な家庭に対し、過重な負担がかかる前の段階で専門職等による訪問を実施することで、家庭における安定した養育を可能にします。                              |               |
|                 | ①市民サービス                                                                                                 | 市民ニーズの多様化への対応 |
| 心身の健やかな成長の支援    | 保護者が乳幼児の心身の成長を理解し、安心して関われるよう相談支援を行います。また乳幼児を対象に疾病の有無や発育・発達、社会背景に着目した総合的な健康診査や乳児家庭への訪問等に取り組みます。          |               |
|                 | ②参加と協働                                                                                                  | 参加と協働の推進      |
| 虐待防止対策の強化       | 家庭における適正な児童の養育及び養育に関連して発生する種々の児童問題の解決を図ることを目的として、家庭児童相談室において専門的な相談・指導を行います。                             |               |
|                 | ①市民サービス                                                                                                 | 市民ニーズの多様化への対応 |
| 「子どもの居場所」づくりの推進 | 開設や運営に関する相談体制の整備、情報提供等を推進し、民間における「子どもの居場所」の安定的な運営を支援します。                                                |               |
|                 | ②参加と協働                                                                                                  | 各種団体の支援       |
| ひとり親家庭への支援      | ひとり親家庭に対する医療費の一部助成や児童扶養手当を支給し経済的な自立を支援します。また、親の就職やキャリアアップを目的とした、母子家庭等自立支援教育訓練給付金などを支給します。               |               |
|                 | ①市民サービス                                                                                                 | 市民ニーズの多様化への対応 |

| 関連する取組み                                   | 関連施策  |
|-------------------------------------------|-------|
| 家庭教育の充実                                   | 6-2-1 |
| 生活困窮者に対する自立支援                             | 7-1-2 |
| 福祉総合相談体制の推進、生活保護決定事務の適正実施による被保護者へのサービスの向上 | 7-2-1 |



まちづくり方針2 子どもが健やかに、のびのびと成長できるまちづくり  
子どもや若者が学び、健やかに育つ環境をつくる

## 2-2-1 質の高い教育及び環境の充実

**目指す姿** 生きる力をすべての子どもが身につけている

### 現状

- 国際化や情報化等、新しい時代に生きる子どもたちが未来を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することが求められています。
- 三郷中央地区などでは、年少人口が急増している一方、市の北部や南部では年少人口が減少傾向にあります。また、学校教育施設は、昭和40年代から50年代にかけて多く整備され、それらの施設では経年劣化が進んでいます。

### 課題

- 新しい時代に必要となる資質・能力を身につけるため、「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業改善が求められる中、子どもたちの主体的な学びを育むための、指導力・意欲ある教師の育成などが必要です。
- 経済的な支援が必要な世帯の子どもについても、必要な教育を受け、社会的・経済的に自立し生活を送るようになるための支援が求められています。
- 地域ごとの将来的な年少人口の増加・減少を見極め、学校の適正規模・適正配置を進めていく必要があります。また現在ある学校教育施設を今後どのように維持管理していくかについても検討する必要があります。
- 学校給食を通じて、児童・生徒が正しい食生活を身につけることができるよう、食育\*により力を入れていくことも求められています。
- 今後、新たな教育行政施策の構築が求められると共に、学校、家庭、地域、企業が連携した教育など、学校教育の一層の充実が求められています。



授業風景

\* 食育:生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てること。



## SDGs に向けた方向性



すべての人が性別や経済的な状況に関係なく、社会情勢の変化に対応した質の高い教育を受けることができる機会を確保します。

## 施策実現のための取組み

| 取組み名                 | 内 容                                                                                |                |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
|                      | 行革の視点                                                                              | 行革の視点からの取組み    |
| 児童生徒の基礎学力の定着         | 学校経営方針や重点目標を明確にし、日々の教育活動を展開するとともに教育活動の改善に取り組みます。また、経済的な支援が必要な世帯の児童生徒に対し、学習支援を行います。 |                |
| 教職員の資質向上             | 魅力ある学校づくりを推進するとともに、教職員の資質向上に取り組みます。                                                |                |
| ▶教育環境の整備促進           | 小・中学校の適正規模・適正配置に向けた取組みを行うとともに、学校教育施設の長寿命化へ向けた改修等を計画的に進めます。                         |                |
|                      | ⑥市有財産                                                                              | 公共施設・インフラの長寿命化 |
| 安全・安心な学校給食の提供及び食育の推進 | 安全・安心な学校給食を提供するため、衛生管理や施設整備と、給食費未納者への対策を行います。あわせて、発達段階に即した食習慣を身につけることに努めます。        |                |
| 社会に開かれた学校の推進         | 児童生徒の健やかな成長をめざし、学校・家庭・地域・企業が連携協力して取り組みます。                                          |                |
|                      | ②参加と協働                                                                             | 参加と協働の推進       |

## 関連する個別計画

第2期学力向上推進5ヵ年計画

三郷市立小・中学校教育環境整備計画

三郷市立学校教育施設個別計画

| 関連する取組み                | 関連施策  |
|------------------------|-------|
| 子どもたちの読書環境の整備、学校図書館の充実 | 6-1-2 |
| 人権啓発・教育の充実             | 6-3-1 |
| 健康づくり体制の整備、健康情報の提供     | 7-1-1 |
| 地域力を醸成するための機会の創出       | 経 2-1 |
| 民間企業等との連携の推進           | 経 2-3 |

まちづくり方針2 子どもが健やかに、のびのびと成長できるまちづくり

子どもや若者が学び、健やかに育つ環境をつくる

## 2-2-2 青少年健全育成の推進

**目指す姿** 青少年が自覚と責任を持って社会生活を送ることができる

### 現状

- 青少年期は、学校や家庭、地域社会などにおける交流の中で、豊かな人間性や社会性を養う重要な時期です。
- 核家族化や少子高齢社会の到来、地域力の低下、価値観・ライフスタイルの多様化、情報機器類の急速な発達など、青少年を取り巻く環境は著しく変化しています。
- 携帯電話等の利用の低年齢化が進む中、SNS（ソーシャルネットワークサービス）でのトラブルや、長時間に及ぶ機器使用など、新たな問題が生じています。
- 三郷市では、次世代青少年リーダーの数は増加している反面、青少年の地域活動や交流は減少傾向となっています。

### 課題

- 青少年が、自尊心、自主性、協調性や豊かな人間性を育み自覚と責任を持ち、積極的に社会生活が送れるよう、家庭、学校、地域とともに青少年の健全育成に取り組む必要があります。



青少年活動



成人式

## SDGs に向けた方向性



すべての人が、性別や経済的な状況に関係なく、豊かな人間性や社会性を身につけ、円滑に社会生活を送ることのできる社会づくりに努めます。

### 施策実現のための取組み

| 取組み名          | 内 容                                                                                      |             |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
|               | 行革の視点                                                                                    | 行革の視点からの取組み |
| 次世代リーダーの育成    | 青少年のリーダー養成事業を積極的に行い、地域の将来を担う若者の養成・人材確保に努めます。また、青少年関係団体のリーダー養成が推進できるよう支援を図ります。            |             |
| 地域活動・地域交流の促進  | 家庭・学校・地域が互いに役割を果たしながら連携できるよう事業や団体支援を行うことで、青少年や地域活動に必要なネットワークの構築・活動環境の整備に努めます。            |             |
| 青少年をとりまく環境の整備 | ②参加と協働                                                                                   | 参加と協働の推進    |
|               | 仲間づくり、つどいの場、安らぎの場を提供するとともに自主的に活動できるよう必要に応じた支援や、関係団体・機関と連携し、個々の実態に合わせた指導・相談を行う体制づくりに努めます。 |             |
|               | ②参加と協働                                                                                   | 参加と協働の推進    |

| 関連する取組み                      | 関連施策  |
|------------------------------|-------|
| 地域と連携した防犯活動の充実及び地域における防犯力の向上 | 1-2-1 |
| 家庭教育の充実                      | 6-2-1 |
| 「子どもの居場所」づくりの相談体制の整備         | 経 1-1 |
| 「子どもの居場所」を通じた多世代交流の推進        | 経 1-2 |
| 有権者の政治意識向上                   | 経 1-3 |



# 3 水と緑を生かした 環境にやさしい まちづくり

まちづくり方針3 水と緑を生かした環境にやさしいまちづくり

自然を身近に感じられるまちをつくる

## 3-1-1 生活環境の保全

**目指す姿** 質の高い生活環境が整い、快適な生活を送ることができる

### 現状

- 都市化の進展に伴った法令や都市計画の変更などにより、既存不適格になった施設と近隣住民との生活環境トラブルが増加傾向にあります。
- 管理不全となっている空き地が市内全域で見られます。
- 生態系の変化や外来種の繁殖により、野生鳥獣による生活環境への被害が増加しています。
- ペットを飼養する市民が増加傾向にあり、飼養マナーについてのトラブルも増加しています。
- 公共下水道の未整備などにより、排水路等から害虫が発生することがあります。

### 課題

- 地域の良好な環境を維持するため、引き続き公害防止策や放射能対策の推進と市民に対して必要な情報の開示など、安心安全な環境づくりが求められています。
- 周辺住民からの相談に対応するため、条例に基づき空き地の管理者に適正管理を求めています。
- ペットの適正飼養が求められています。
- 下水道事業の適正な運営と整備の推進を図ることが求められています。



集合狂犬病予防注射

## SDGs に向けた方向性



公害防止対策を行い、誰もが住みよい環境をめざします。

## 施策実現のための取組み

| 取組み名        | 内 容                                                                                        |                |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
|             | 行革の視点                                                                                      | 行革の視点からの取組み    |
| 公害の防止       | 公害防止のため、大気、悪臭、水質及び騒音等の監視や測定等を行います。                                                         |                |
| ▶ 生活環境の衛生保全 | ① 市民サービス                                                                                   | 関係機関との連携       |
|             | 草木が繁茂している空き地の管理者へ適正管理を促します。水路等に発生する衛生害虫等の発生抑制を行います。野鳥による騒音や衛生被害抑制のため、地域住民と連携した追い払い等を実施します。 |                |
| 放射能対策       | ② 参加と協働                                                                                    | 参加と協働の推進       |
|             | 放射線量の測定を継続し、正しい情報を公表することにより、風評被害を防止しながら市民の安心・安全を図ります。                                      |                |
| ペットの適正飼養    | 飼い主の飼養マナー向上のため、愛犬との暮らし方教室等啓発事業を行います。また、犬の狂犬病予防注射の接種率向上のため、集合狂犬病予防注射や啓発を行います。               |                |
|             |                                                                                            |                |
| 生活排水処理の推進   | 公共下水道の未整備地区について、下水道事業を適正に運営するため、事業計画の検討を行います。                                              |                |
|             | ⑥ 市有財産                                                                                     | 公共施設・インフラの長寿命化 |

## 関連する個別計画

第2次三郷市環境基本計画

三郷市除染実施計画

| 関連する取組み                                  | 関連施策  |
|------------------------------------------|-------|
| 放置自転車の対策                                 | 1-2-2 |
| 市街化調整区域における景観の維持・保全                      | 4-1-1 |
| 良好な道路環境の整備、放置車両の撤去<br>不法投棄物の処分及びパトロールの徹底 | 4-1-3 |



まちづくり方針3 水と緑を生かした環境にやさしいまちづくり

自然を身近に感じられるまちをつくる

## 3-1-2 緑と水辺による快適環境の創出

**目指す姿** 豊かな緑や水辺環境を身近に感じることができる

### 現状

- 三郷市は、東西を江戸川と中川の大きな河川に挟まれ、市内には大場川と第二大場川などが流れています。また、これらの河川・水路周辺には、一部に農地と屋敷林などが見られます。
- 水や緑は、人々が安全で快適な暮らしを営むうえで欠くことのできないものとして、次世代へと引き継いでいくべき財産といえます。

### 課題

- 都市化の進む三郷市においては、快適に暮らすための環境資源としての緑と水辺が求められています。
- 緑と水辺を身近に感じられるまちをつくるためには、市民と行政がともに守り、育て、魅力を高めていくことが必要です。
- 河川環境の向上を図るため、河川浄化に対する市民意識の高揚が求められます。
- 生産緑地\*地区については、市街化区域\*の都市環境の保全に役立つ緑の空間として維持しながら、災害発生時など農地の多面的な機能の活用方策についても検討し、有効に活用していくことが求められています。



二郷半用水緑道（栄）



緑化推進団体（半田公園）

\* 生産緑地：市街化区域内の農地のうち、生産緑地法に基づき、保全すべき農地として指定されたもの。

\* 市街化区域：都市計画法に基づき指定された、すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。



## SDGs に向けた方向性



誰もが安心して利用できる公共緑地や民間の緑地の整備を行うため、自然環境に配慮しながら、市及び市民が連携して、豊かな緑や水辺環境を創出します。

## 施策実現のための取組み

| 取組み名            | 内 容                                                                                            |             |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
|                 | 行革の視点                                                                                          | 行革の視点からの取組み |
| ▶快適な水辺空間の創出     | 水に親しみ、快適に歩ける緑道の整備や、花などによる緑化を推進し、「水と緑の骨格軸」「水と緑のシンボル軸」として親水環境の整備を図ります。                           |             |
| 快適な歩行空間の創出      | 都市計画道路を中心とした街路樹は、維持管理や生育環境に配慮し、路線ごとの統一性を持たせた樹種の植栽を図り、彩りのある表情づくりに努め、快適に歩ける緑の道としてのネットワーク形成を図ります。 |             |
| 市民参加による緑化活動の支援  | 春及び秋のいっぱい運動、緑化推進団体・による緑化活動、また不用樹木・生垣等の緑化に対する支援制度の充実を図ります。                                      |             |
|                 | ②参加と協働                                                                                         | 各種団体の支援     |
| 緑のまちづくりに対する意識啓発 | 市民が緑のまちづくりに関心が高まるよう、緑にふれあう機会の提供や緑の重要性・魅力についての啓発に努めます。                                          |             |
|                 | ①市民サービス                                                                                        | わかりやすい情報発信  |
| 「緑の基本計画」の推進     | 「緑の基本計画」を推進するために、関係部署と連携の強化を図り、適切な進行管理を行うとともに、必要に応じて計画の見直し等を行います。                              |             |
|                 | ③政策形成                                                                                          | 市民ニーズの的確な把握 |
| 河川浄化意識の向上       | 市民と行政が一体となった河川敷や水面のごみ回収の実施、ホタル観賞会等を通して水辺再生の意識付けや快適な河川環境の実現を図ります。                               |             |
| 都市農地の保全         | 貴重な緑の空間として、農業施策との連携を図りながら、計画的に生産緑地地区の追加指定や特定生産緑地の指定を実施することにより、市街化区域内農地の保全に努めます。                |             |

## 関連する個別計画

三郷市緑の基本計画

| 関連する取組み      | 関連施策  |
|--------------|-------|
| 河川や水路の整備・改修  | 1-1-2 |
| 農地の適切な保全     | 5-1-3 |
| ボランティア活動への支援 | 経 1-1 |

まちづくり方針3 水と緑を生かした環境にやさしいまちづくり  
地球にやさしい暮らしを実現する

## 3-2-1 環境対策の推進

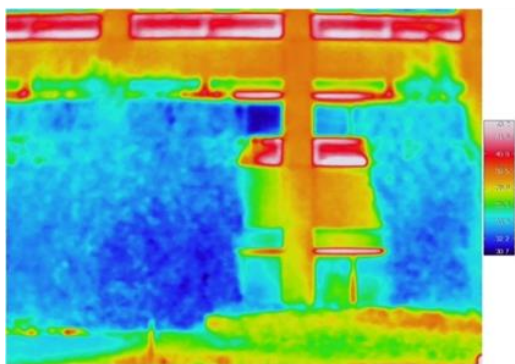
**目指す姿** 一人ひとりが環境について意識した生活を送ることができる

### 現状

- 三郷市では、三郷市環境基本条例に基づき、三郷市環境基本計画を策定し、環境施策の基本的な考え方や長期的な目標を定め、行政、市民、事業者がそれぞれの立場から取組みを進めています。

### 課題

- 地球温暖化が深刻な環境問題となっており、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく三郷市地球温暖化対策実行計画を策定し、三郷市が一事業者として温室効果ガス削減に取り組んでいますが、今後市民、事業者に取り組みを広めていくことが課題となります。



ゴーヤ（下側がサーモカメラの様子）



環境ポスターコンクール

## SDGs に向けた方向性



持続可能な社会を実現するため、市民一人ひとりが市や事業者等と連携しながら、地球温暖化対策として、環境負荷低減に取り組みます。

## 施策実現のための取組み

| 取組み名                     | 内 容                                                                                             |             |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
|                          | 行革の視点                                                                                           | 行革の視点からの取組み |
| 三郷市環境基本計画の推進             | 三郷市環境基本計画で示される環境目標に向けて、環境負荷*の低減や、地球温暖化防止に向けた地域の取組みなどを市民、事業者、行政が一体となり推進します。                      |             |
| 地球温暖化防止対策推進のための意識啓発・活動支援 | 環境フェスタの開催や緑のカーテン事業を通じて、市民の環境意識の高揚を図り、太陽光発電システムや省エネルギー設備などの設置に対して補助金の交付を行うことで、市民の省エネに対する行動を促します。 |             |
| 環境負荷低減に向けた自転車利用の促進       | ②参加と協働                                                                                          | 参加と協働の推進    |
|                          | 地球温暖化防止や省資源に向けて、環境に影響を与えない自転車利用の促進を図り環境にやさしいまちづくりや交通環境の整備を推進します。                                |             |
|                          | ②参加と協働                                                                                          | 参加と協働の推進    |

## 関連する個別計画

三郷市環境基本計画

第4次三郷市地球温暖化対策実行計画

| 関連する取組み      | 関連施策  |
|--------------|-------|
| 安全で良好な住環境の整備 | 4-1-3 |
| 自転車通行区間の整備推進 | 4-2-2 |
| 自転車利用の促進     | 4-2-3 |
| 農業経営・生産の充実   | 5-1-3 |

\* 環境負荷：人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障の原因となるおそれのあるもの。

## 3-2-2 ごみの減量と廃棄物の適正処理

**目指す姿** ごみや廃棄物の処理が環境に配慮した形で適正に行われている

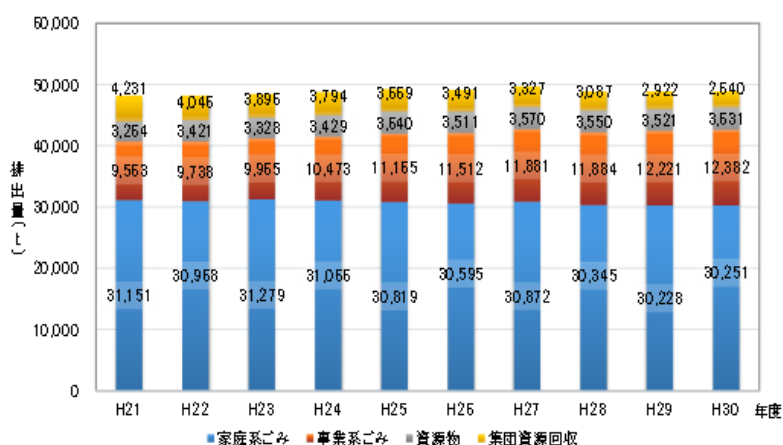
### 現状

- 資源の過剰消費・大量廃棄による環境負荷を低減させるため、地域における循環型社会の構築が進められています。
- 市ではごみの減量やリサイクルの推進ごみ問題について、市民により深く知ってもらうため、ごみ分別出前講座などの開催や、見学会などを行っています。

### 課題

- 環境負荷の低減が求められており、ごみの減量やリサイクルの推進が課題となっています。
- 清潔で快適な住環境を維持するためには、市民や地域と協力連携し、身近なところから環境美化活動を進めていくことが求められています。
- ごみを適正に処理するため、より適正な分別を推進するとともに、新たな分別については、時代趨勢や市民要望を踏まえて検討していく必要があります。あわせて老朽化が進む三郷市一般廃棄物不燃物処理場の更新が必要です。
- 河川の環境を守るため、トイレの排水のみを処理する単独浄化槽から、生活全般の排水を処理する合併処理浄化槽への移行を進める必要があります。

ゴミ排出量の推移



(出典)三郷市一般廃棄物処理基本計画



東埼玉資源環境組合第一工場

## SDGs に向けた方向性



地域において循環型社会\*を構築できるよう、ごみの分別と適正な処理を進めます。

## 施策実現のための取組み

| 取組み名      | 内 容                                                                                |                |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
|           | 行革の視点                                                                              | 行革の視点からの取組み    |
| ごみの削減     | ごみ分別出前講座、環境美化推進委員連絡会、ごみ処理施設見学会、集団資源回収の推進などにより、市民とごみを減らす工夫を一緒に考えて実行します。             |                |
|           | ②参加と協働                                                                             | 参加と協働の推進       |
| 美しい街並みの維持 | 市民や事業者とともに市内の美化活動を行い、ごみの適正処理について意識啓発を行います。                                         |                |
|           | ②参加と協働                                                                             | 参加と協働の推進       |
| ごみの適正処理   | 一般廃棄物処理基本計画に基づき、効率的で適正な一般廃棄物の処理を行います。また、毎年度、一般廃棄物処理実施計画や環境事業報告書を作成することで、進捗管理を行います。 |                |
|           | ①市民サービス                                                                            | 関係機関との連携       |
| ごみ処理の効率化  | 老朽化の進む三郷市一般廃棄物不燃物処理場については、施設の強靱化と処理の効率化を図るため、更新します。                                |                |
|           | ⑥市有財産                                                                              | 公共施設・インフラの長寿命化 |
| 生活排水処理の向上 | 河川の水質に負荷を加えていると考えられる生活排水の処理のため、引き続き単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換補助金を助成するとともに浄化槽の適正管理を推進します。   |                |
|           |                                                                                    |                |

## 関連する個別計画

三郷市一般廃棄物処理基本計画

| 関連する取組み      | 関連施策  |
|--------------|-------|
| 地域コミュニティの活性化 | 経 Ⅰ-Ⅰ |

\* 循環型社会：自然環境と共生し、限りある資源を有効に活用するため、省資源や省エネルギーへの対策を行うなど、可能な限り環境資源のリサイクルを実践している社会。

まちづくり方針3 水と緑を生かした環境にやさしいまちづくり  
地球にやさしい暮らしを実現する

### 3-2-3 公共下水道\*の整備

**目指す姿** 汚水処理が適切に行われることで、市民生活を快適に送ることができる

#### 現状

- 下水道事業は、生活環境の改善や水質保全など環境に対する役割が大きい事業となっています。
- 老朽化する下水道施設が増加しています。

#### 課題

- 公共下水道（汚水）の普及率の向上のため、処理区域内の家庭を対象に、公共下水道（汚水）への接続を周知、促進することで、水洗化率\*を向上させることが課題となっています。
- 計画的かつ効果的な施設維持管理を行うことが課題となっています。また、下水道施設の耐震化など、計画的な更新を図ることが必要です。

\* 公共下水道：市街地における汚水や雨水を排除・処理するために地方公共団体が管理する下水道のこと。

\* 水洗化率：公共下水道を利用可能な人に対し、実際に利用している人の割合。



## SDGs に向けた方向性



誰もが衛生的で安全なトイレを利用できるよう、下水道事業を進めるとともに、下水道への接続を促進することで、より適切に汚水処理ができるようにします。

## 施策実現のための取組み

| 取組み名         | 内 容                                                               |              |
|--------------|-------------------------------------------------------------------|--------------|
|              | 行革の視点                                                             | 行革の視点からの取組み  |
| 公共下水道施設の維持管理 | 老朽化が進む公共下水道施設の計画的かつ効果的な維持管理を行います。また、下水道施設の耐震化や布設替えなどの改築を計画的に行います。 |              |
|              | ⑥市有財産                                                             | 市有財産の適正な維持管理 |
| 公共下水道の普及促進   | 公共下水道事業の内容を広報し、普及を促進します。また、普及促進により公共下水道（汚水）への接続（水洗化）を図ります。        |              |
|              |                                                                   |              |
| 公共下水道（汚水）の整備 | 公共下水道（汚水）の事業認可区域*において、整備促進を図ります。                                  |              |
|              |                                                                   |              |
| 最終処理施設の管理    | 汚水処理を適切に行うために、最終処理施設の機能維持・増強などにかかる費用を負担します。                       |              |
|              | ⑥市有財産                                                             | 市有財産の適正な維持管理 |

## 関連する個別計画

下水道ストックマネジメント計画

三郷市公共下水道事業中期経営計画

三郷市公共下水道基本計画、三郷市公共下水道事業計画

中川流域下水道事業計画

\* 事業認可区域：都市計画事業として、公共下水道の整備が都市計画法上の認可を受けた区域のこと。





# 4 都市基盤の充実した 住みやすいまちづくり

まちづくり方針4 都市基盤の充実した住みやすいまちづくり

地域の特性を生かした快適な都市をつくる

## 4-1-1 計画的な土地利用の推進

**目指す姿** 計画的な土地利用により、都市環境と自然環境の調和がとれたまちが実現している

### 現状

- 都市計画マスタープラン\*に基づき、定住性の高いゆとりある住宅地の形成、市内産業の発展に寄与する土地利用の実現を目指すため、土地地区画整理事業等の導入や地区計画の指定、地区計画制度や開発許可制度の運用などにより、地区の特性を踏まえたきめ細やかなまちづくりを進めてきました。
- 土地地区画整理事業等による計画的なまちづくりが進められた事業区域においては、それぞれに適した土地利用が実現しています。

### 課題

- 市街化調整区域においては、都市計画法や建築基準法による規制を受けない資材置き場や残土置き場などが、農地や住宅地に近接して立地するなど、好ましくない環境に影響を与えている地区も見られることから、土地利用や農業環境等の向上に向けた検討が必要です。

\* 都市計画マスタープラン：市の総合的な構想である「第5次三郷市総合計画」や国・埼玉県の計画・構想に即し、都市計画の視点から施策の方針を示すもの。計画期間は20年とし、中間年次においては、三郷市総合計画との整合等に関する見直しを行う

## SDGs に向けた方向性



誰もが安心して居住でき、持続可能な都市をつくるため、土地地区画整理事業等の基盤整備や景観形成を推進するとともに、良好な市街地の形成を図ります。

### 施策実現のための取組み

| 取組み名                 | 内 容                                                                                                      |             |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
|                      | 行革の視点                                                                                                    | 行革の視点からの取組み |
| 都市計画マスタープランの運用       | まちづくりに関わる各種計画や公共事業の進捗状況、土地利用・開発事業の動向、市民ニーズを把握・整理し、「都市計画マスタープラン」の目標や方針に沿ったまちづくりの実現を目指し、将来都市構造の充実・強化を図ります。 |             |
| 都市計画における情報開示の推進      | 都市計画に関する知識の普及と啓発のため情報提供を行います。                                                                            |             |
|                      | ①市民サービス                                                                                                  | わかりやすい情報発信  |
| まちの発展に寄与する土地利用の実現    | 土地利用の現況や市街地の形成過程などを踏まえ、自然環境との調和や地域経済の活性化、防災性の向上、多世代の生活環境の向上等を視野におき、適切な土地利用の実現を目指します。                     |             |
| 良質な開発への誘導及び意識啓発      | 都市計画法等の関係法令に基づく適切な指導と監視に努め、スプロール化*や住環境の悪化を防止するとともに、良質な開発への誘導や意識啓発を図ります。                                  |             |
|                      | ②参加と協働                                                                                                   | 参加と協働の推進    |
| 市街化調整区域*における景観の維持・保全 | 景観計画事前協議等に係る助言や指導、景観審議会の運営、及び屋外広告物条例の運用を行います。                                                            |             |

### 関連する個別計画

三郷市都市計画マスタープラン

三郷市景観計画

| 関連する取組み  | 関連施策  |
|----------|-------|
| 土地利用の誘導  | 5-1-2 |
| 農地の適切な保全 | 5-1-3 |

\* スプロール化：都市において、市街地が不規則に、虫食い状態で郊外に拡大していくこと。

\* 市街化調整区域：市街化を抑制する区域のこと。

## 4-1-2 地域特性を生かした魅力ある拠点の形成

**目指す姿** 地域ごとの特色が生かされた拠点が形成され、人々が集まり、にぎわいが生まれている

### 現状

- 拠点の形成については、三郷中央地区及び三郷インターチェンジ(IC)周辺におけるA地区や南部地区、南部南地区の土地区画整理事業や新三郷駅周辺地区の開発により基盤整備が行われ、現在は、三郷北部地区土地区画整理事業による基盤整備が進められています。
- 三郷中央駅周辺は、駅前の「におどり公園」に隣接して「三郷中央におどりプラザ」や宿泊施設が建設され、また、におどり公園を活用した様々なイベント等が開催されています。
- 三郷 IC 周辺北側のピアラシティ地区と新三郷駅周辺西側の新三郷ららシティ地区については、商業・業務・レジャー等の複合機能が集積した地域拠点として発展しています。また、三郷 IC 周辺南側のインター南地区については、流通・工業等の多様な産業機能が集積する産業拠点として発展しています。
- 都市計画道路三郷流山線の整備、及び三郷料金所スマートインターチェンジ(スマート IC)\*のフルインター化の検討が進められています。

### 課題

- 三郷中央駅周辺は、今後も、都市交流拠点やレクリエーション核としての発展が期待されています。
- 新三郷駅東口周辺については、今後の発展が期待されています。
- 三郷北部地区については、土地区画整理事業により産業拠点として流通・工業機能の集積が期待されています。
- 三郷 IC 周辺については、土地区画整理事業により流通・工業等の多様な産業機能が集積する産業拠点として整備されており、今後の発展が期待されています。
- 三郷駅周辺は、近隣型の商業・業務機能が集積した地域拠点として更なる発展が期待されています。
- 市南部地域においては、三郷南 IC を中心とする広域交通ネットワーク\*の活用による生活利便性の向上が期待されるとともに、首都直下地震や風水害等に備えた防災機能の向上や、少子高齢社会に対応した地域コミュニティの維持が必要とされています。
- スマート IC 周辺地区についても発展が期待されています。

\* スマートインターチェンジ(スマートIC)：高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両(料金の支払い方法)を、ETCを搭載した車両に限定しているインターチェンジのこと。

\* 広域交通ネットワーク：周辺都市と結ばれる東京外かく環状道路や都市計画道路等の広域的な道路ネットワークのこと。

## SDGs に向けた方向性



地域固有の価値を理解し、地域ごとの特性を生かし、個性豊かで魅力ある地域づくりに取り組みます。

### 施策実現のための取組み

| 取組み名                 | 内 容                                                                                                                          |             |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
|                      | 行革の視点                                                                                                                        | 行革の視点からの取組み |
| まちのシンボルとなる都市交流拠点の形成  | 三郷中央駅周辺では、駅を中心に公共空間を活用した、歩きたくなるまちなか形成を図ります。また、地域住民と共に、地域住民等との交流やにぎわいを創出します。                                                  |             |
|                      | ②参加と協働                                                                                                                       | 参加と協働の推進    |
| 人に選ばれる地域拠点の形成        | 三郷駅、新三郷駅、三郷 IC 及び三郷南 IC の周辺では、「商業・業務機能」「生活サービス機能」「交流機能」の都市機能を持った、市民生活や都市活動の中心となるバランスのとれた都市構造の構築を図ります。                        |             |
| 土地区画整理事業等による市街地整備の推進 | 各拠点において、目指す将来像や地域の実情などを踏まえながら、良好な市街地の形成を図るため、土地区画整理事業等による市街地整備について検討します。                                                     |             |
| 地域の個性を生かしたまちづくりの推進   | スマート IC のフルインター化による交通利便性を活用した産業集積と住みやすいまちづくりを進め、産業拠点の形成を目指します。市南部では、広域道路ネットワークを活用した交通の拠点整備や防災機能の強化などを推進し、防災減災核を含む拠点形成を目指します。 |             |
|                      | ①市民サービス                                                                                                                      | 関係機関との連携    |

### 関連する個別計画

三郷市南部地域拠点整備基本計画

| 関連する取組み    | 関連施策  |
|------------|-------|
| 美しい街並みの維持  | 3-2-2 |
| 農地の適切な保全   | 5-1-3 |
| 最適な施設配置の検討 | 経 3-2 |

## 4-1-3 快適な住環境の創造

**目指す姿** 安全で良好な住環境が整っている

### 現状

- 近年、駅及び三郷インターチェンジ周辺において新たな街の表情が創出されつつ中で、三郷市景観計画や三郷市景観条例の適切な運用により、良好な景観形成に向けた誘導を図っています。
- 市内一斉清掃への町会・自治会の参加率は100%であり、生活環境美化に対する市民の意識は高い。
- 高齢者、障がい者、子育て世帯等、住宅の確保に配慮が必要である人が今後も増加する見込みがあります。
- 適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に影響を及ぼすおそれがあります。

### 課題

- 快適な住環境の創造のためには、敷地の細分化を防止し、住宅の耐震性、劣化対策、省エネルギー性、景観等に配慮した、持続可能な住環境の形成・保全が求められています。
- 市民・事業者・市の協働による景観づくりを行うとともに、市民のなかに市への誇りと愛着が育まれるような取組みを推進し、より良好な景観形成の実現を図ることが求められています。
- 土地区画整理事業の進捗等に伴い、町名変更も生じていることから、初めての来訪者にもわかりやすい町名及び地番の表示が求められています。
- 老朽化した市営住宅のあり方を含めた再編方針を策定する必要があります。また、誰もが安全な住まいで暮らせるよう、市営住宅の適正管理を図るとともに、市民ニーズに応えられる質的向上に努めることが求められています。
- 既存の賃貸住宅や空家等の活用による住宅セーフティネット\*の強化が求められています。
- 快適な住環境を維持するために、市民や地域と協力・連携し、身近なところからの環境美化活動を進めるとともに、空き缶等の投げ捨て防止を促す啓発活動や、空き地の適正管理等の監視体制を充実させていくことが求められています。

\* 住宅セーフティネット：高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅の確保に配慮が必要な方に対し、住まいを確保できるようにする社会的な仕組みのこと。

## SDGs に向けた方向性



誰もが安全で、かつ質の高い住宅を利用することができ、安全で良好な住環境で生活できるまちづくりに努めます。

### 施策実現のための取り組み

| 取り組み名              | 内 容                                                               |               |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------|---------------|
|                    | 行革の視点                                                             | 行革の視点からの取り組み  |
| 良好な景観形成の推進         | 景観賞などの景観啓発活動の実施、景観計画事前協議等に係る助言や指導、景観審議会の運営、及び屋外広告物条例の運用を行います。     |               |
|                    | ③政策形成                                                             | 市民ニーズの的確な把握   |
| 安全で良好な住環境の整備       | 建築物の安全性向上や質の高い住宅の普及促進、良好な宅地水準の確保に努めます。                            |               |
|                    |                                                                   |               |
| 良好な道路環境の整備         | 道水路に生えた雑草の刈取り、運搬及び回収、処分等の一連作業を実施し、安全で良好な道路環境の整備に取り組みます。           |               |
|                    | ①市民サービス                                                           | 関係機関との連携      |
| わかりやすい住居表示の実施      | 住居表示実施地区や土地区画整理事業実施地区等において住居表示板を設置し、良好な景観形成を図ります。                 |               |
|                    | ①市民サービス                                                           | わかりやすい情報発信    |
| 公営住宅の適切な管理         | 既存住宅の計画的な維持修繕を実施し、適正な保全・管理を進めるとともに、高齢者への対応など質的向上に努めます。            |               |
|                    | ⑥市有財産                                                             | 市有財産の適正な維持管理  |
| 住宅施策の推進            | 空家等の管理・利活用の推進や、多様化・高度化する住宅ニーズへの対応等、誰もが安心して暮らせる魅力的な住環境の整備に努めます。    |               |
|                    | ①市民サービス                                                           | 市民ニーズの多様化への対応 |
| 放置車両の撤去            | 道水路に長期間にわたって放置された車両を撤去し、安全な道水路を維持に努めます。                           |               |
|                    |                                                                   |               |
| 不法投棄物の処分及びパトロールの徹底 | 不法投棄監視パトロールを定期的に巡回し、道水路の不法投棄物を速やかに発見・撤去します。また、回収された不法投棄物の処分を行います。 |               |
|                    |                                                                   |               |

### 関連する個別計画

三郷市公営住宅等長寿命化計画

三郷市空家等対策計画

三郷市景観計画

| 関連する取り組み                           | 関連施策  |
|------------------------------------|-------|
| 住宅の耐震化促進、住環境の防災性向上の推進              | 1-1-1 |
| 放置自転車の対策                           | 1-2-2 |
| 公害の防止、生活環境の衛生保全、ペットの適正飼養、生活排水処理の推進 | 3-1-1 |



## 4-2-1 憩いとなる公園づくりの推進

- 目指す姿**
- ・誰もが快適に公園を利用できる
  - ・公園が市民の憩いの場となる

### 現状

- 三郷市は、これまで新たな拠点整備や、土地区画整理事業等に伴い、公園等の整備を進め、公園等箇所数は増加しています。
- 公園等は、都市公園\*をはじめ、都市公園を補足する重要な公園として、ちびっ子広場、わんぱく運動場などがあります。

### 課題

- 人とふれあう場を創出するため、市民の誰もが、いつでも気軽に利用できる公園の整備が求められています。借地方式や生産緑地地区の活用などにより、都市公園、ちびっ子広場等の整備について検討していく必要があります。
- 市街化区域を中心として、公園不足地域の解消を図るため、計画的な公園配置を進める必要があります。
- 遊具や樹木など都市公園等における公園施設の老朽化、熱対策及び、暴風等の災害への対応が求められています。引き続き計画的な公園施設の維持更新を行う必要があります。
- 公園整備や維持管理について、引き続き、市民と行政がともに協働することで、よりよい公園づくりと適正な管理が求められています。
- におどり公園と三郷中央におどりプラザなど、公園と周辺の公共施設等が連携して、にぎわいの創出を図っていくことが求められています。



鷹野三丁目ちびっ子広場



公園づくりワークショップ

\* 都市公園：都市公園法に規定され、国や地方公共団体が都市計画施設として設置する公園、緑地。



## SDGs に向けた方向性



誰もが快適に公園を利用できるよう、地域の特性やニーズを踏まえた整備に努め、計画的な公園の維持、更新を図ります。

### 施策実現のための取組み

| 取組み名                          | 内 容                                                                                      |                |
|-------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
|                               | 行革の視点                                                                                    | 行革の視点からの取組み    |
| 魅力ある公園づくり                     | 都市公園等の整備にあたり、市民のニーズを把握した上で、市民参加によるワークショップなどを通じて、誰もが利用しやすい特色ある公園づくりを行います。                 |                |
|                               | ②参加と協働                                                                                   | 参加と協働の推進       |
| 地域的なバランスに配慮した公園等の整備           | 地域別の公園整備の状況を勘案し、歩いて行ける身近な範囲で、借地方式などによる公園等の整備を推進します。                                      |                |
|                               | ②参加と協働                                                                                   | 参加と協働の推進       |
| 既存公園施設の長寿命化の実施                | 遊具や樹木など公園施設について、点検、修繕及び計画的な更新を実施し、誰もが安全かつ安心して利用することができるよう適正に維持管理します。                     |                |
|                               | ⑤財政運営                                                                                    | 公共施設・インフラの長寿命化 |
| 市民と行政の協働による公園管理の推進            | 公園施設の維持管理について、公園整備の計画段階からワークショップなどを通じて事前に管理分担を検討し、開園後には市民との協働の中で適正に維持管理するための仕組みの構築を図ります。 |                |
|                               | ②参加と協働                                                                                   | 参加と協働の推進       |
| スポーツ・レクリエーションを通じたレクリエーション核の形成 | におどり公園をはじめとする都市公園等と、周辺の公共施設等が連携してイベントを実施するなど、レクリエーション核として利活用の推進を図ります。                    |                |
|                               | ①市民サービス                                                                                  | 関係機関との連携       |

### 関連する個別計画

三郷市緑の基本計画

| 関連する取組み                | 関連施策  |
|------------------------|-------|
| 市民参加の機会の確保             | 経 1-3 |
| ユニバーサルデザインに配慮した施設整備の推進 | 経 3-2 |

## 4-2-2 誰もが円滑に移動できる道づくりの推進

**目指す姿** 快適に移動できる道路ネットワーク環境が整備されている

### 現状

- 三郷料金所スマート IC (スマートIC) が機能拡充され、令和2年4月より、大型車も通行可能になりました。
- 東京外かく環状道路(三郷南インターチェンジ～高谷ジャンクション間)が開通し、交通の利便性がさらに向上しました。延伸に伴う道路の諸問題への対応については国と連携していく必要があります。
- 道路幅も確保された新市街地が広がる一方で、今後老朽化する橋梁や道路は急速に増えていく見込みであり、大規模災害による被害が懸念されています。
- 環境負荷への配慮や新しい生活様式により、自転車の利用が増加しています。

### 課題

- 円滑で快適に利用できる国道・県道・市道の一体感のある道路網の充実が必要であり、都市計画道路の計画的な整備を推進するとともに、歩行者・自転車のネットワークを含めた一体性のある道路交通体系の確立を図ることが求められています。
- 安全で円滑な交通を実現するため、信号機、歩道の設置、道路標識、交通規制の適正化等が求められています。
- 生活道路は狭い道路が多く、安全な歩行の確保が課題となっています。
- 老朽化した橋梁の架替え・長寿命化や緊急輸送道路の安全点検など、安全性の確保が必要です。
- 自転車利用者のニーズを把握し、自転車が安全・安心に通行できる環境の整備が必要です。
- 東京外かく環状道路の延伸に伴う道路の諸問題への対応については国と連携していく必要があります。

## SDGs に向けた方向性



基本的な生活インフラである道路の整備と安全の確保に努めます。

## 施策実現のための取組み

| 取組み名                   | 内 容                                                                                                          |                |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
|                        | 行革の視点                                                                                                        | 行革の視点からの取組み    |
| ▶ 計画的・効率的な道路ネットワーク軸の構築 | 国・県等と連携し、橋梁や都市計画道路の整備推進や高速道路による周辺都市へのアクセス向上により、市内各地域間の円滑な交流促進や拠点間を結ぶ道路ネットワーク軸*を構築します。                        |                |
|                        | ① 市民サービス                                                                                                     | 関係機関との連携       |
| ▶ 広域道路ネットワークの整備推進      | 県と連携を図り、(仮称)三郷流山橋を含む都市計画道路三郷流山線の整備推進を図ります。また、国等と連携し、スマートICをフルインター化することで、高速道路による周辺都市へのアクセス、市内各地域間の円滑な交流を図ります。 |                |
|                        | ① 市民サービス                                                                                                     | 関係機関との連携       |
| ▶ 安全・安心な道づくりの推進        | 道路及び道路施設の破損箇所の早期発見と適切な維持修繕、道路施設の改良工事などを進めることで、市民が安全・安心に利用できる道づくりに取り組めます。                                     |                |
|                        | ⑥ 市有財産                                                                                                       | 公共施設・インフラの長寿命化 |
| 橋りょうの適正管理              | 老朽化した橋梁の補修を計画的に進め、市民が安全・安心に利用できる道づくりに取り組めます。                                                                 |                |
|                        | ⑥ 市有財産                                                                                                       | 公共施設・インフラの長寿命化 |
| ▶ 自転車通行空間の整備推進         | 自転車道の整備、車道における自転車専用レーンの設置、既存の広い歩道への通行位置表示の設置による視覚的分離など、様々な手法を用いて自転車通行空間の整備を推進します。                            |                |

## 関連する個別計画

三郷市都市計画マスタープラン

三郷市橋梁長寿命化修繕計画

| 関連する取組み                | 関連施策  |
|------------------------|-------|
| 地域防犯環境の整備              | 1-2-1 |
| 交通安全施設の整備、放置自転車の対策     | 1-2-2 |
| 快適な歩行空間の創出             | 3-1-2 |
| 環境負荷低減に向けた自転車利用の促進     | 3-2-1 |
| 地域の個性を生かしたまちづくりの推進     | 4-1-2 |
| ユニバーサルデザインに配慮した施設整備の推進 | 経 3-2 |

\* 道路ネットワーク軸: 拠点間及び拠点と周辺都市を結ぶ三郷市の骨格となる道路とその沿道について、都市に魅力と活力を与え、市内外の活発な交流を促進する連続的な空間のこと。

まちづくり方針4 都市基盤の充実した住みやすいまちづくり  
市民生活が豊かになる快適な都市を実現する

## 4-2-3 公共交通アクセスの充実

**目指す姿** 誰もが安心して市内を移動できる環境ができている

### 現状

- 三郷市では、将来に渡って持続的かつ安定的に公共交通を維持・発展させるため、まちづくりなどの地域戦略と一体となった公共交通の活性化、利用促進を図るための取組みを進めています。
- 三郷市における地域公共交通は、鉄道、路線バス、タクシーがそれぞれの役割に応じた運行サービスが提供されています。
- 自転車は、身近な交通手段として多くの人に幅広い目的や用途で利用されており、環境志向(環境負荷の低減)や健康志向の高まりを背景に、更なる利用拡大が見込まれています。
- 誰もが安全で自由に移動、外出できる環境整備手段のひとつとして、シェアサイクル、カーシェア、将来的にはオンデマンド交通や自動運転等の「新たなモビリティサービス」の活用や導入が考えられます。現在、既存の地域公共交通と、新たなモビリティサービスや徒歩等、あらゆる移動手段やサービスを統合して提供する「MaaS\*」について、全国で実証実験等が始められています。

### 課題

- 高齢化社会への対応や利用者目線に立った分かり易い・使いやすい情報提供と快適な利用環境の展開、そして地域との協働による持続可能な仕組みづくりが求められています。
- 鉄道、路線バス、タクシーの連携強化による移動の利便性や、さらなる安全性の向上が求められています。
- 自転車利用を促すサービスの提供が求められています。
- 三郷市における、MaaS の概念の導入や、段階的な具現化が期待されています。

\* MaaS [マース]: 出発地から目的地まで、利用者にとって最適な移動経路を提示するとともに、複数の交通手段やその他のサービスを含め、一括して提供するサービスのこと。

## SDGs に向けた方向性



誰もが、その人の身体状況にかかわらず安心して利用できる公共交通機関の整備・充実を行います。

### 施策実現のための取組み

| 取組み名            | 内 容                                                                                          |             |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
|                 | 行革の視点                                                                                        | 行革の視点からの取組み |
| 公共交通ネットワークの充実   | 公共交通機関が相互に連携した「使いやすい」「分かりやすい」公共交通サービスと、拠点間を結ぶ公共交通ネットワークの構築、そして「地域が支え、育てる」持続可能な公共交通の確立を目指します。 |             |
| 鉄道輸送の強化         | ③政策形成                                                                                        | 市民ニーズの的確な把握 |
|                 | 利便性及び安全性の向上のため、つくばエクスプレスの8両編成化の早期実現や東京駅延伸、JR 武蔵野線のホームドア設置を鉄道事業者に働きかけます。                      |             |
| 路線バス利用の促進       | 三郷市地域公共交通活性化協議会との連携により、利用環境の維持・改善など、路線バスが利便性の高い公共交通となるよう、検討を図ります。                            |             |
|                 | ①市民サービス                                                                                      | 関係機関との連携    |
| 自転車利用の促進        | 自転車利用促進サービスセンターにおいて、自転車に関する情報発信の充実を図ります。また自転車利用の促進に向け、レンタサイクルの充実やシェアサイクルの導入の検討を図ります。         |             |
|                 | ①市民サービス                                                                                      | わかりやすい情報発信  |
| サイクルアンドバスライドの推進 | バス利用の促進を図るため、サイクルアンドバスライド*の周知 PR を実施していくとともに、設置個所の拡大や利用環境の改善を図ります。                           |             |
| Maasの具現化        | 「新たなモビリティサービスによる『まち』づくり協議会」の活動を通じ、地域の課題解決に向けた施策や取り組み、実証実験の実施等について検討します。                      |             |
|                 | ③政策形成                                                                                        | 市民ニーズの的確な把握 |

### 関連する個別計画

三郷市都市計画マスタープラン

三郷市地域公共交通網形成計画

| 関連する取組み                 | 関連施策  |
|-------------------------|-------|
| 環境負荷低減に向けた自転車利用の促進      | 3-2-1 |
| 都市型観光の振興                | 5-2-2 |
| 民間施設等に関するユニバーサルデザインへの配慮 | 経3-3  |

\* サイクルアンドバスライド：自転車と路線バスとの移動の連続性を確保することにより、自転車の利便性を高める施策の一つ。バス停留所付近に自転車駐輪場を設置することで、自転車からバスへの乗り継ぎ利用を促進する。



## 4-2-4 良質な水の安定供給

**目指す姿** 健全な水道事業の運営のもと、安全で安定した水道水がすべての市民に供給される

### 現状

- 平成28年3月に策定した「三郷市水道事業ビジョン」「第3次三郷市水道事業基本計画」に基づき計画的な事業運営、施設整備をしています。
- 近年多発する自然災害による水道施設への被害等を踏まえ、平成30年12月に水道施設における緊急対策が国から示されました。また、水道法が水道の基盤強化を図ることを目的として、平成30年12月に改正され、あわせて水道施設の適切な管理に関する事項が明記されています。
- 近年、給水人口は増加しているものの、節水機器の普及等に伴う水需要の減少によって配水量・給水収益は概ね横ばいとなっており、今後も水道事業における収入の根幹である給水収益の増加は期待できない状況です。

### 課題

- 近年多発する自然災害による水道施設への被害等を踏まえ、基幹管路の耐震化や特に重要度の高い水道施設の停電・浸水対策などの災害対策が急務となっています。
- 県営水道の計画的な受水により必要な水量の安定給水確保を行い、これら水道事業の環境変化を踏まえ、給水人口に対応した安定的な給水に努める必要があります。
- 今後、持続可能な水道事業を運営していくためにもアセットマネジメント\*による施設整備費の平準化、また施設の長寿命化を踏まえた適切な維持管理を行うことが必要です。



北部浄水場



水道デザイン鉄蓋

\* アセットマネジメント:持続可能な水道事業を実現するために、中長期的な視点にたった、効率的かつ効果的な資産管理のこと

## SDGs に向けた方向性



誰もが安心して利用することのできる水の提供を図るため、施設の適切な維持・更新を図ります。

## 施策実現のための取組み

| 取組み名                  | 内 容                                                         |                |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------|----------------|
|                       | 行革の視点                                                       | 行革の視点からの取組み    |
| 健全な経営の維持              | 施設整備を計画的にすすめながら、適宜、財政計画の見直しを行い、将来にわたって健全な経営が持続できるように取り組みます。 |                |
|                       | ⑥市有財産                                                       | 市有財産の適正な維持管理   |
| ▶ 地震に強い強靱な管路の構築       | 耐震化による管路更新を計画的、効率的に実施します。また、更新に伴い、漏水防止効果による有収率*の向上を図ります。    |                |
|                       | ⑥市有財産                                                       | 市有財産の適正な維持管理   |
| 浄配水場施設の適切な維持管理・計画的な更新 | 浄配水場施設の適切な維持管理や計画的な施設更新を実施し、自然災害に強い浄配水場施設の構築や長寿命化を図ります。     |                |
|                       | ⑥市有財産                                                       | 公共施設・インフラの長寿命化 |

## 関連する個別計画

三郷市水道事業ビジョン、第3次三郷市水道事業基本計画

\* 有収率：浄配水施設から配水した水のうち、料金の対象となった水の割合。





# 5 魅力的で 活力のあるまちづくり

## 5-1-1 にぎわいのある商業の振興

**目指す姿** 魅力ある商業により、地域がにぎわっている

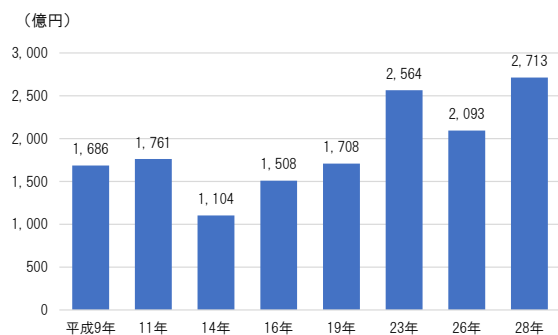
### 現状

- 経済産業省の平成31年3月における商業動態統計小売業販売額（季節調整済指数\*）によると、「一進一退の小売販売」となっています。
- 大型店の進出、通信販売やインターネットショッピングの利用による無店舗販売\*の進展により、売り上げ・客数の減少、経営者の高齢化等、様々な環境の変化が個店・商店街の活力を衰退させています。また、大型店相互の競争激化も予想され、市内の商業環境をめぐる課題はますます多様で複雑化しています。

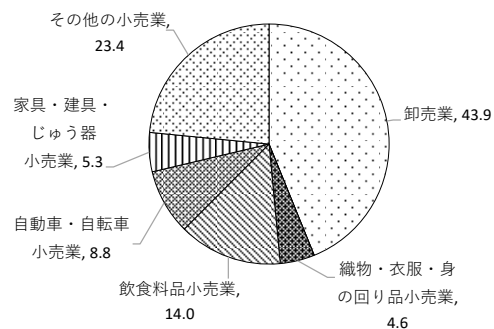
### 課題

- 既存商業者には地域の環境の変化や消費者の動向を的確にとらえた新たな事業に取り組むための支援が必要となるとともに、大型商業施設を訪れる買い物客を市内の個店・商店街に誘導する施策が求められています。
- 地域の顔であり、生活に密着した魅力ある商店街づくりのため、商業基盤施設の整備や街路灯、モニュメント等の施設、また、省エネ・バリアフリー化など商店街が取り組む環境の整備支援が求められています。
- 市の魅力を活用した商業活動を支援し、市のシティプロモーションや観光の推進との相乗効果を高めていく必要があります。

年間商品販売額の推移（左）及び構成比（右）



（出典）商業統計調査、経済センサス活動調査

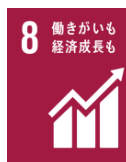


（出典）経済センサス活動調査（平成28年度）

\* 季節調整済指数：経済統計の原計数から季節の変動による業績のばらつきを取り除いた指数のこと

\* 無店舗販売：店舗を構えずに販売する営業様式のこと。屋台、通信販売、巡回・訪問販売、カタログ販売、インターネット販売等が含まれる。

## SDGs に向けた方向性



事業者、商店街や関係団体等への支援により、まちの活性化、持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図ります。

## 施策実現のための取組み

| 取組み名           | 内 容                                                                          |               |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------|---------------|
|                | 行革の視点                                                                        | 行革の視点からの取組み   |
| 特色ある商店街の育成・活性化 | 商店街が活性化のために実施する各種事業に対して補助を行うことにより、既存商業を支援し、地域の顔、生活広場としての魅力ある商店街づくりを行います。     |               |
|                | ① 市民サービス                                                                     | 市民ニーズの多様化への対応 |
| 経営基盤の強化への支援    | 中小企業事業者・創業者向けに相談窓口やセミナー開催、補助制度の実施、創業塾の開催、特定創業支援等事業計画の認定事務を行います。              |               |
|                |                                                                              |               |
| 特色ある新商品開発の支援   | ホストタウン登録されたギリシャの特産品を使った商品を開発又は販売する商業事業者等に対して補助を行うことにより、事業者への支援と市内の気運醸成を図ります。 |               |
|                | ② 参加と協働                                                                      | 参加と協働の推進      |



産業フェスタ

まちづくり方針 5 魅力的で活力のあるまちづくり

元気で活力ある都市を実現する

## 5-1-2 活力ある工業の振興

**目指す姿** 工業の振興により、地域経済の活性化がなされている

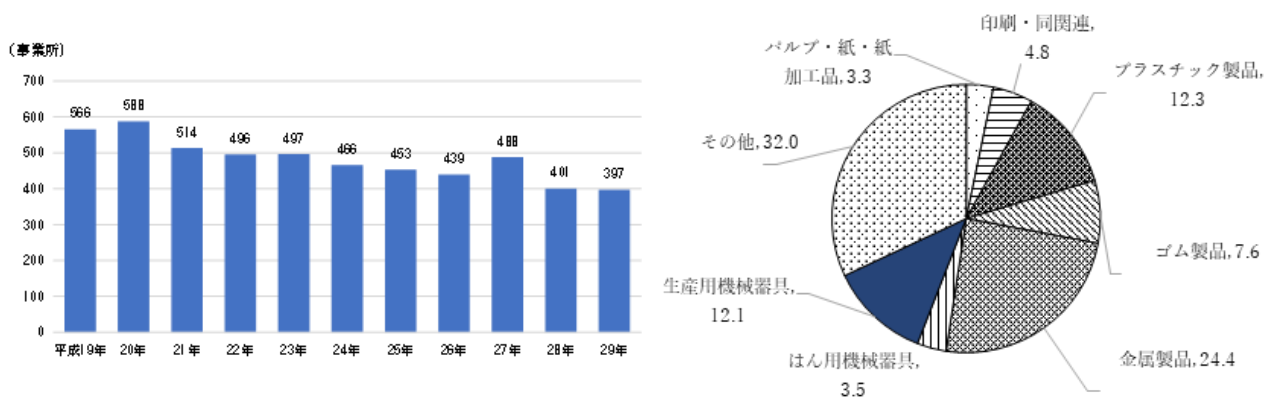
### 現状

- 三郷市は、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律」に基づいて策定された「埼玉県基本計画」において、成長ものづくり分野、食品、製造分野、物流関連分野の促進区域として位置づけられています。
- 平成30年度には東京外かく環状道路（三郷南インターチェンジ～高谷ジャンクション間）が延伸し、産業集積への期待が高まっています。
- 三郷インターチェンジ（IC）周辺や幹線道路に面するなど交通利便性の高い地域については、都市基盤整備の状況や周辺の農地環境との調和を図りながら、工業・流通系の土地利用を誘導するため、土地地区画整理事業などによる産業拠点の形成が進められています。
- 土地地区画整理事業や都市計画道路、東京外かく環状道路の延伸、つくばエクスプレス開通など都市基盤整備の進展、大型商業施設が進出したことにより、購買力の周辺都市への流出に一定の歯止めがかかり、近隣市町からの消費者の流入が見受けられます。
- 市では、産業フェスタ等のイベントを通して、市内商工業の振興及び地域経済の活性化を図っています。

### 課題

- 都市計画道路の整備と面的な土地利用計画との連動性について期待されています。
- 交通特性を活かした産業の振興や新たな雇用機会の創出が求められています。

事業所数の推移（左）及び構成比（右）



（出典）工業統計調査（平成 29 年）

## SDGs に向けた方向性



持続可能な産業集積を行うため、三郷市の広域交通条件の優位性を活かした形での産業立地を進めます。

## 施策実現のための取組み

| 取組み名             | 内 容                                               |             |
|------------------|---------------------------------------------------|-------------|
|                  | 行革の視点                                             | 行革の視点からの取組み |
| 土地利用の誘導          | 交通利便性の高い地域については、産業の活性化に資する土地利用を誘導します。             |             |
| 調和のとれた商業・工業環境の整備 | 市内商工業の振興及び地域経済の活性化のための各種団体運営及びイベントに対する補助等の支援をします。 |             |
|                  | ②参加と協働                                            | 参加と協働の推進    |

## 5-1-3 都市型農業の振興

**目指す姿** 高品質化、高付加価値化した都市型の農業が実現し、活性化している

### 現状

- 三郷市の農業は、東京都に隣接するという立地条件を活かした都市型農業\*を中心に、新鮮で安全・安心な農作物の安定供給を行っています。
- 社会経済の発展に伴い、ベッタウンとしての都市化が進み、農地の宅地化に伴う耕作面積の減少と併せ、農業者の高齢化や担い手不足による農業者の減少、並びに市場価格の下落に伴う農業所得の減少により、継続的な農業経営が困難になりつつあります。
- 新たな農業経営の在り方として、圃場\*を観光農園\*に整備するなど、集客性の高い農業を目指す動きも出てきています。

### 課題

- 新たな農作物栽培に取り組む農業者から、農産物のブランド化や高付加価値化に向けて農業の6次産業化\*への支援を求める声が寄せられています。
- 市内農業を次の世代に継承するためにも、担い手不足の解消や継続的な農業経営への支援が必要とされています。
- 社会の成熟に伴い、緑豊かな潤いある居住環境並びに自然とのふれあいが求められている状況から、農地の適切な保全が必要とされています。
- 農業体験や園芸講座等により、地元の農業を身近に感じてもらえる機会を提供するなど、安全・安心な三郷産農産物のPRを行うとともに、その需要拡大が求められています。

\* 都市型農業：大消費地に隣接する立地性を生かし、消費者のニーズに対応した多様な農産物の生産、販売や農業体験の場の提供、市街地におけるオープンスペースの確保、やすらぎや潤いといった緑地空間の提供など、多様な役割を果たす農業のこと。

\* 圃場：農作物を育て収穫する水田や畑を指す言葉。

\* 観光農園：農産物の収穫体験ができる個人農家または農業法人が経営する農園のこと。

\* 6次産業化：1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取り組みのこと。

## SDGs に向けた方向性



農業資源の管理、地産地消・ブランド化等による市内販路の整備、新たな担い手や後継者の育成・確保につながる取組を進めることで、持続可能な農業を推進します。

### 施策実現のための取組み

| 取組み名                     | 内 容                                                                                             |             |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
|                          | 行革の視点                                                                                           | 行革の視点からの取組み |
| 農業経営・生産の充実               | 農業者に対し関係機関の協力を得ながら、生産技術の向上を図り、農産物の高品質化並びに付加価値のある農業を推進します。                                       |             |
|                          | ①市民サービス                                                                                         | 関係機関との連携    |
| ▶新特産品等の産出                | 小松菜に次ぐ新たな特産品の産出を目指すとともに三郷産農産物のブランド化やイメージアップを図り、高品質で付加価値の高い農産物にすることで販路拡大や市場での競争力を高めます。           |             |
|                          | ①市民サービス                                                                                         | 関係機関との連携    |
| 農業の担い手の育成・確保に向けた支援       | 各種農業者団体に対し支援活動を行い、農業者団体の育成に努めます。特に、農業後継者団体への活動支援と組織強化に努めます。                                     |             |
|                          | ②参加と協働                                                                                          | 各種団体の支援     |
| 農地の適切な保全                 | 農作物生産機能に加え、環境保全など貴重なオープンスペースとして多様な機能を有する農地の適正利用を推進します。また、適切に保全することにより、豊かな地域社会を築き、農業経営の安定化を図ります。 |             |
|                          |                                                                                                 |             |
| 三郷産農産物の流通販売促進            | 高品質な農産物の市場出荷を支援するとともに三郷産農産物が市民の手に入りやすい仕組みの充実を図ります。また、農業祭や各種イベントを通じ、新たな需要の拡大に努めます。               |             |
|                          |                                                                                                 |             |
| ふれあい型農業の推進に向けた支援         | 市民に多様な農業体験の場を提供し、農の資源を活かした交流や食育*などの取組を推進するとともに、市民農園・観光農園などの整備の支援を推進します。                         |             |
|                          | ②参加と協働                                                                                          | 参加と協働の推進    |
| 園芸団体への支援並びに市の花「さつき」の栽培普及 | 園芸展を支援することで、園芸展出展者の技術向上を図り、三郷市の観光資源につながるよう努めます。また、「さつき」が市の花として深く認識されるよう普及に取り組みます。               |             |
|                          |                                                                                                 |             |

### 関連する個別計画

三郷市農業振興計画

| 関連する取組み              | 関連施策  |
|----------------------|-------|
| 安全・安心な学校給食の提供及び食育の推進 | 2-2-1 |
| 都市農地の保全              | 3-1-2 |

\* 食育: 生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てること。



まちづくり方針 5 魅力的で活力のあるまちづくり

まちに人々が集い、にぎわいを生み出す

## 5-2-1 産業と雇用の創出

**目指す姿** ・起業できる環境が充実している

・地域の特性を活かした産業が発展し、市内の雇用の創出が図られている

### 現状

- 起業は地域の発展や雇用の創出をもたらす原動力となるが、市内の起業件数は横ばいの傾向にあります。
- 働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会の実現が求められています。
- 多くの企業では、テレワーク、時差通勤、オンライン会議の実施等、従来の慣行から脱却した新しい働き方が模索されています。

### 課題

- 誰もが安心して働ける雇用機会の拡大、雇用情報の提供、相談体制の充実、労使関係の健全な発展、労働者生活の安定、福祉の向上等が求められています。
- 今後、関連法の整備や改正等の動向を反映しながら、拡大・強化を図るとともに、労働者の福利厚生制度の充実についても十分対応していく必要があります。
- 多様な働き方に見合った雇用形態や正規雇用対策が求められています。
- 中小企業をめぐる経営課題は多様化・複雑化しており、起業家には多岐にわたる専門的知識やノウハウ、実務経験等が求められています。



優良従業員表彰式



合同企業面接会

## SDGs に向けた方向性



産業基盤、経営環境の整備を推進するとともに雇用や労働環境に不安や不満を持つ勤労者に対する各種相談事業等を通じ、安全で安心な労働環境を促進します。

## 施策実現のための取組み

| 取組み名     | 内 容                                                                |               |
|----------|--------------------------------------------------------------------|---------------|
|          | 行革の視点                                                              | 行革の視点からの取組み   |
| 雇用の促進    | 雇用機会の拡充を図るため、関係機関と連携し、求人情報の提供や相談体制の整備、合同企業面接会及び就職支援セミナー開催等の支援をします。 |               |
| ▶労働環境の充実 | 労働者が直面している労働問題の解決と福祉の増進を図るため、関係機関と連携し、相談事業や中小企業退職金共済等掛金補助等の支援をします。 |               |
|          | ①市民サービス                                                            | 関係機関との連携      |
| 創業者への支援  | 三郷市商工会等の関係機関と連携し、特定創業支援認定、創業塾や個別相談の開催、きらりとひかれ起業家応援事業費補助金等の支援をします。  |               |
|          | ①市民サービス                                                            | 市民ニーズの多様化への対応 |

| 関連する取組み     | 関連施策  |
|-------------|-------|
| 地域における子育て支援 | 2-1-2 |

まちづくり方針 5 魅力的で活力のあるまちづくり

まちに人々が集い、にぎわいを生み出す

## 5-2-2 魅力ある観光の振興

**目指す姿** 魅力ある観光資源により、多くの人が訪れている

### 現状

- 三郷市においては、つくばエクスプレスの開通や、市内バス交通網の整備など、移動手段の向上が図られるとともに、「ピアラシティみさと」や「新三郷ららシティ」などに、広域的な集客力や知名度を持った大規模商業施設が進出しました。
- 市では、市内外に広く三郷市の魅力を PR できる misato style、サマーフェスティバル花火大会、産業フェスタなどイベントの実施・後援・支援や、観光案内板の設置、地域ブランドの育成、公式マスコットキャラクター「かいちゃん&つぶちゃん」の活用など、観光振興に関する様々な取り組みを行っています。
- 観光振興の推進により、市内産業への経済的な波及効果や雇用の創出等を生み出していくことが期待されています。

### 課題

- 市民だけでなく国内外の人々を惹きつけ、魅了し、三郷に来たいと思えるよう、三郷市の認知度やイメージをより高め、住民の自らの地域に対する愛着と誇りを育てる大きな役割を担うために、三郷市の魅力を発信し、ブランド化を図る必要があります。
- 市、観光協会、事業者、市民など相互の連携を図りながら、都市型観光\*を推進し、市の特性を活かした観光資源の創出・発掘、おもてなし体制の充実強化の推進など、新たな取り組みが求められています。
- 変化の激しい観光に対する多様なニーズや意向を的確に把握し、三郷市が持っている魅力・資源を最大限に活用した観光事業を実施するため、引き続き調査・研究が必要とされています。



misato style



三郷市情報発信スペース  
ららほっとみさと

\* 都市型観光：観光都市に滞在し、歴史遺産や町並、古典芸能やコンサート、美術鑑賞などの芸術、テーマパークなどのアミューズメント、ショッピングや飲食、夜景などを楽しむ観光のこと。

## SDGs に向けた方向性



三郷市の有する魅力を活かし、雇用創出や製品の販路拡大に資するような観光の振興を図ります。

## 施策実現のための取組み

| 取組み名              | 内 容                                                                                      |             |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
|                   | 行革の視点                                                                                    | 行革の視点からの取組み |
| ▶ 地域資源を活かした取組みの創出 | 健康をテーマに市の歴史や文化・産業等の魅力や資源を考察し、ブランド化を確立します。また、市内外へ地域の魅力発信を行います。                            |             |
| 観光資源の情報発信         | 多様な観光ニーズに合わせた的確な情報を、三郷市情報発信スペース「ららほっとみさと」や観光ホームページ、パンフレット、観光案内看板等を活用して市内外に情報発信を行います。     |             |
| 都市型観光の振興          | 大型商業施設を有するエリアの集客力や交通網の充実による首都圏や近接する地域からのアクセスの良さという強みを活用した都市型観光を推進し、地域のにぎわい創出・経済活性化を図ります。 |             |
| 観光資源の再発見          | ②参加と協働                                                                                   | 参加と協働の推進    |
|                   | 市民や関係団体との連携により、自然、文化、歴史、産業、人材など今ある地域資源を再発掘し、様々な手法により磨き上げを行い、市固有の魅力ある観光資源として活用していきます。     |             |
|                   | ②参加と協働                                                                                   | 参加と協働の推進    |

| 関連する取組み             | 関連施策  |
|---------------------|-------|
| まちのシンボルとなる都市交流拠点の形成 | 4-1-2 |
| シティプロモーションによる魅力発信   | 経 2-1 |



三郷市キャラクター  
「かいちゃん&つぶちゃん」

まちづくり方針 5 魅力的で活力のあるまちづくり

まちに人々が集い、にぎわいを生み出す

## 5-2-3 グローバルな視点に基づくまちづくりの推進

**目指す姿** 多様性(ダイバーシティ)を認め合い、尊重し、様々な形での交流を推進することで、グローバル化した社会を構築する

### 現状

- 交通網の発達や経済活動のグローバル化の進展などを背景に、日本に暮らす外国人住民が増えており、今後、外国人住民との共生や交流の機会の増大が見込まれています。
- 三郷市においても、外国人住民の数は年々増加傾向にあり、現在人口比率の約3%を占めるに至っています。特にみさと団地を中心に外国人留学生やその家族が多数居住しています。
- 三郷市は平成28年6月、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とし、参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図ることを目的とするホストタウン制度に、ギリシャ共和国のホストタウンとして登録し、同国との交流を推進しています。

### 課題

- 今後、外国人住民の更なる増加・多国籍化が予測されることから、行政パンフレット、室内外サイン等の多言語対応、職員の語学力の向上など、行政サービスの一層の充実が求められています。
- 外国人住民が地域の構成員として受け入れられ活躍できる社会の構築を目指すため、市民の意識啓発の強化や、市民団体との連携による外国人受け入れ体制の整備が求められています。
- 外国人来訪者との交流機会の創出を行い、市民の国際感覚意識の向上を図るとともに、国際化に向けた各種事業を推進します。
- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会後におけるレガシー(遺産)や、ホストタウンにおける継続的な交流を軸とした国際化の推進について、国際友好都市協定の締結などさらなる交流促進のための取り組みが必要となります。



## SDGs に向けた方向性



誰もが、グローバルな視野を持ち、多様な人々との相互理解を進めることができる社会の実現を図ります。

## 施策実現のための取組み

| 取組み名      | 内 容                                                                                          |             |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
|           | 行革の視点                                                                                        | 行革の視点からの取組み |
| ▶多文化共生の推進 | 外国人住民との交流活動支援や、相互理解のための機会の充実や国際化推進専門員の配置、日本語を母語としない住民への広報、通訳対応を実施するなど外国人住民が暮らしやすい生活環境を整備します。 |             |
| ▶国際交流の推進  | ②参加と協働                                                                                       | 各種団体の支援     |
|           | ギリシャ共和国とのホストタウン交流を中心に、スポーツ、文化、教育など様々な分野における国際交流の機会を創出するなど、国際化事業を推進し、地域社会のグローバル化を図ります。        |             |
|           | ②参加と協働                                                                                       | 参加と協働の推進    |

| 関連する取組み           | 関連施策  |
|-------------------|-------|
| ギリシャ共和国を中心とした国際交流 | 経 2-3 |



小・中学校におけるギリシャ給食  
文化交流プログラム





# 6 誰もが生きがいを持ち 輝くまちづくり

まちづくり方針6 誰もが生きがいを持ち輝くまちづくり

誰もがいつでも読書に親しむ環境をつくる

## 6-1-1 読書を通じた交流の推進

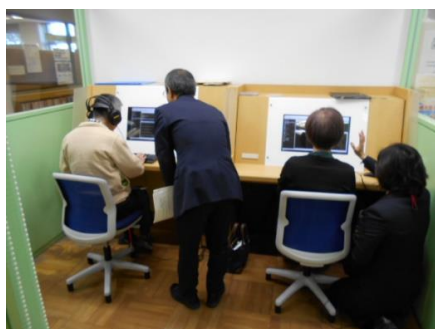
**目指す姿** 読書を通じて人々が交流している

### 現状

- 三郷市では平成25年3月に市議会で議決された「日本一の読書のまち宣言」に基づき、市民の主体的な学習要求や課題解決等、様々なニーズに応えるため、資料や情報を積極的に収集するとともに、市民の誰もが、いつでもどこでも読書に親しめるような図書館の運営を行っています。

### 課題

- 宣言から8年が経過し、これまでの活動の振り返りと次の目標について明確な方針と体制が求められています。今後は多様な読書活動を通じて市民の交流を促し、人と人とのネットワークを育んでいくことで、新たなコミュニティの創造を目指していきます。
- 高齢者や障がいのある方など、図書館への来館が困難な利用者に対する支援や地域の図書室の更なる充実、市内の読書環境の拡充が求められています。



みる・よむ・きく  
バリアフリーコーナー



こども司書の活躍

## SDGs に向けた方向性



誰もが、積極的に読書に取り組むことで、多様な知識を得るだけでなく、その人の生活をより豊かにできるようにします。

## 施策実現のための取組み

| 取組み名                   | 内 容                               |             |
|------------------------|-----------------------------------|-------------|
|                        | 行革の視点                             | 行革の視点からの取組み |
| ▶ 日本一の読書のまち<br>三郷の推進   | 第二次日本一の読書のまち三郷推進計画に基づき各種施策を実施します。 |             |
| ▶ 読書活動ボランティア<br>団体への支援 | 地域で活動する読書ボランティア団体に対して支援を行います。     |             |
|                        | ②参加と協働                            | 参加と協働の推進    |

## 関連する個別計画

第二次日本一の読書のまち三郷推進計画

| 関連する取組み       | 関連施策  |
|---------------|-------|
| 本を通じた世代間交流の推進 | 経 1-2 |
| 特徴ある取組みの推進    | 経 2-1 |

## 6-1-2 読書環境の整備

**目指す姿** 身近に読書に触れることができる

### 現状

- 市民の安心・安全・快適な図書館の利用のため、また、図書館資料の貸出・返却・検索・管理の迅速かつ効率的な処理による、利便性の向上を図るために、図書館施設管理事業を実施しています。
- 公共施設として市民生活を豊かにし、課題解決に結びつく蔵書構成のため図書館資料の購入を実施しています。社会情勢を踏まえた幅広い資料の収集に努めるとともに、リクエストや利用状況等から市民ニーズを捉えた図書の選定を進めます。平成30年3月より電子図書館サービスを導入し、蔵書のさらなる充実を図っています。
- 子どもたちに、読書の楽しさ、知る喜びを伝えるため、図書館及び図書館資料を活用し、子どもたちへの読書環境整備と市内小中学校への読書活動支援を実施しています。
- これまでの取組みにより学校図書館の環境は充実し、児童生徒の読書量やレファレンス数\*が増えています。

### 課題

- 施設・設備の適切な維持管理及び図書館情報システムの安定的運用のため、施設・設備の適切な管理に努めるとともに必要な措置を講じていく必要があります。
- 市民ニーズに対応した資料の収集及びサービスの周知を図ることで利用者の増加に努めていくことが課題となっています。
- 家庭・地域・学校・図書館が一体となり、子どもたちの読書環境の更なる整備促進及び読書活動を活発にするための取組みを行っていく必要があります。



自動貸出機



図書館調べ学習

\* レファレンス数：調べたいことや探している資料などについての相談件数のこと。

## SDGs に向けた方向性



積極的に読書に取り組むことのできる環境をつくり、誰もがその環境を利用できるような社会の実現を図ります。

### 施策実現のための取組み

| 取組み名                        | 内 容                                                                                             |               |
|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
|                             | 行革の視点                                                                                           | 行革の視点からの取組み   |
| ▶読書環境の整備と充実                 | 市民の学習意欲及び読書への興味に応えるため、多分野の資料の充実に努めるとともに、市内施設の相互協力による読書ネットワークを強化するほか、各種データベースの充実を図ります。           |               |
| 図書館施設の維持管理及び図書館情報システムの安定的運用 | 日常及び定期点検を通じた施設・設備の適切な管理に努めるとともに、図書館情報システムの安定的運用を図るために必要な措置を講じます。                                |               |
| 図書館業務の効率化                   | ⑥市有財産                                                                                           | 市有財産の適正な維持管理  |
|                             | 自動貸出機等の導入により利用者の利便性を高めるとともに、事務の効率化などにより、個々の利用者に対応できる体制を構築します。                                   |               |
| 電子図書館の運営                    | ①市民サービス                                                                                         | 市民ニーズの多様化への対応 |
|                             | 様々な理由により図書館に行くことが困難な方でも、気軽に読書に親しんでもらえるようなサービスの提供に取り組めます。                                        |               |
| 子どもたちの読書環境の整備               | ①市民サービス                                                                                         | 市民ニーズの多様化への対応 |
|                             | 図書館及び図書館資料を活用した、子どもたちの読書環境の整備、市内小中学校の読書教育支援に取り組めます。                                             |               |
| 学校図書館の充実                    | 司書教諭、図書館担当教員、学校司書が、学校応援団*や読書ボランティア等と連携し、「日本一の読書のまち三郷」にふさわしい児童生徒の読書及び調べ学習の拠点となるよう、学校図書館の充実を図ります。 |               |
|                             | ②参加と協働                                                                                          | 参加と協働の推進      |

### 関連する個別計画

第二次日本一の読書のまち三郷推進計画

\* 学校応援団：学校での教育活動における学習活動、安心安全、環境整備などを支援する保護者・地域の人々によるボランティア組織のことで、学校毎に設置されている。

まちづくり方針6 誰もが生きがいを持ち輝くまちづくり

誰もが学び、健康で生きがいの持てる文化の息づくまちをつくる

## 6-2-1 生涯学習の推進

**目指す姿** 誰もが様々なことを学び、活かせることができる

### 現状

- 高度情報化の進展や価値観の多様化、少子高齢化社会など、生涯学習をとりまく社会環境の変化に対応し、子どもから高齢者まで一人ひとりが生涯にわたって自ら学び、自己を高め、心豊かな人生を送れる人生100年時代の生涯学習社会の構築が求められています。
- 子どもの健全育成のため、家庭の教育力の向上が求められています。

### 課題

- 生涯学習を支える施設の充実と、生涯学習施設の利用促進、生涯学習団体や関係機関との連携した生涯学習体制の整備が必要です。
- デジタル技術やインターネット環境を活用した生涯学習機会の提供が必要です。



子ども大学みさと



高校協働講座

## SDGs に向けた方向性



すべてに対して、その人が希望する知識の習得などの学習への希望に応えます。

### 施策実現のための取組み

| 取組み名              | 内 容                                                                                             |               |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
|                   | 行革の視点                                                                                           | 行革の視点からの取組み   |
| 家庭教育の充実           | 家庭の教育力の向上を図るため、学習の機会の充実に努めるとともに、子育ての経験や情報交換を推進する団体を支援します。                                       |               |
|                   | ②参加と協働                                                                                          | 各種団体の支援       |
| 生涯学習関係機関・団体との連携強化 | 多様な市民ニーズに応え、生涯学習意欲の高揚を図る施設として、北公民館や放送大学再視聴施設などの生涯学習関連施設を運営し、各種講座の充実に推進します。                      |               |
|                   | ①市民サービス                                                                                         | 市民ニーズの多様化への対応 |
| 学び(市民大学)の充実       | 一人ひとりが生涯にわたって自ら学び、自己を磨き、心豊かな生活を支援するため、教育・学術機関や専門家等と連携・協働した講座の開催や放送大学再視聴施設の活用等、多様な生涯学習ニーズに対応します。 |               |
|                   | ①市民サービス                                                                                         | 市民ニーズの多様化への対応 |
| 生涯学習・社会教育の推進      | 社会情勢や市民のニーズを把握し、学習機会の提供や社会教育活動への支援、デジタル技術やインターネット環境を活用した情報発信等を通じて、生涯学習意欲の高揚を目指します。              |               |
|                   | ①市民サービス                                                                                         | 市民ニーズの多様化への対応 |

| 関連する取組み                   | 関連施策  |
|---------------------------|-------|
| 社会参加の機会の充実や生きがい活動のための環境整備 | 7-2-4 |
| 地域力を醸成するための機会の創出          | 経 2-1 |



まちづくり方針 6 誰もが生きがいを持ち輝くまちづくり

誰もが学び、健康で生きがいの持てる文化の息づくまちをつくる

## 6-2-2 スポーツ・ウェルネスの推進

- 目指す姿**
- ・誰もがスポーツやレクリエーションを楽しんでいる
  - ・様々な活動を通じて、健康的に生き生きとした生活を送っている

### 現状

- 健康づくりや体力づくり、仲間づくりへの関心が高まっており、市民のスポーツ活動への関心とニーズは、高度化、多様化しています。
- 高齢者の生きがいづくり、健康維持を目的として、三郷市独自の事業「シルバー元気塾<sup>\*</sup>」を開催しています。参加者からは、足腰が強くなった、体調が良くなった等の声が多くあり、効果が高いことも実証されています。

### 課題

- 地区の生涯スポーツ活動の場として、利用者と一緒に事業を提案していく必要があります。
- 既存の施設を最大限に活用し、スポーツ実施率を上げていくことが課題です。今後は、施設の管理に関して、民間能力を活用しつつ、市民サービスの効果及び効率の向上を図る必要があります。
- 地域活性化の観点からも、市内出身のアスリートや市内で活動するスポーツ団体などへの活動を応援・支援していくことが求められています。
- シルバー元気塾については、今後もサポーターの養成等さらに推進するとともに充実化を図っていく必要があります。

<sup>\*</sup> シルバー元気塾：高齢者の生きがいづくり、健康維持を目的として開催している市独自の筋力トレーニング教室。

## SDGs に向けた方向性



希望するスポーツやレクリエーションに、誰もが取り組むことで、いきいきとしたその人らしい生活ができるようにします。

## 施策実現のための取組み

| 取組み名                                   | 内 容                                                                                     |               |
|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
|                                        | 行革の視点                                                                                   | 行革の視点からの取組み   |
| ▶スポーツ・レクリエーション活動の推進                    | 広く住民が参加できるスポーツ行事や、子どもから高齢者まで、自分の好みや体力に合わせて、生涯にわたって楽しめる手軽なスポーツ教室を実施するなど、スポーツをする機会をつくります。 |               |
|                                        | ①市民サービス                                                                                 | 市民ニーズの多様化への対応 |
| 指導者・団体の育成<br>及び次世代を担う地元<br>アスリートのための支援 | 各スポーツ団体との連携や指導者の育成を行います。また、地元で活躍するアスリートを発掘し、支援を行います。                                    |               |
|                                        | ②参加と協働                                                                                  | 関係機関との連携      |
| ▶シルバー元気塾の推進                            | 高齢者の筋力維持・向上のための筋力トレーニングを取り入れ、高齢者の生きがいづくり、健康維持を目的とした「シルバー元気塾」を推進します。                     |               |
|                                        | ①市民サービス                                                                                 | 市民ニーズの多様化への対応 |

## 関連する個別計画

三郷市スポーツ推進計画

| 関連する取組み                       | 関連施策  |
|-------------------------------|-------|
| スポーツ・レクリエーションを通じたレクリエーション核の形成 | 4-2-1 |
| 社会参加の機会の充実や生きがい活動のための環境整備     | 7-2-4 |
| 地域活動や身近な活動を通じた多世代交流の促進        | 経 1-2 |

まちづくり方針 6 誰もが生きがいを持ち輝くまちづくり

誰もが学び、健康で生きがいの持てる文化の息づくまちをつくる

## 6-2-3 文化・芸術の振興

**目指す姿** 身近に文化や芸術に触れることができる

### 現状

- 社会構造の中で、文化・芸術活動や創作活動などを通じた心の豊かさを求める市民が増加しています。
- 各種文化団体には、後継者不足、育成の問題を抱えているところもあります。

### 課題

- 文化協会\*を中心に様々な事業等を展開していますが、ニーズの高まりに対応するには、世代や興味に合わせた柔軟なテーマ設定・実現が必要です。
- 各種文化団体に対しては、関連団体等との連携を通じた活動支援、文化振興公社\*との連携を通じた文化活動の推進、活動の発表の場の提供、指導者の養成・確保、文化活動の拠点となる施設の機能の充実等を通じて、支援をしていく必要があります。

\* 文化協会:文化・芸術の愛好家団体の連合体組織

\* 文化振興公社:市民の文化芸術・スポーツの振興を図るとともに、施設の活性化と効率的な利用を推進し、市民福祉の増進とコミュニティ活動の振興に寄与することを目的とし、昭和 59 年 4 月 9 日に財団法人三郷市文化振興公社として設立された。

## SDGs に向けた方向性



誰もが文化や芸術への希望が実現できる社会を目指します。

### 施策実現のための取組み

| 取組み名        | 内 容                                                             |             |
|-------------|-----------------------------------------------------------------|-------------|
|             | 行革の視点                                                           | 行革の視点からの取組み |
| ▶市民の文化活動の支援 | 文化芸術団体を育成し、団体と連携し文化芸術の普及を実施します。また、市民の活動の発表の場の提供や文化に触れる機会を確保します。 |             |
|             | ②参加と協働                                                          | 各種団体の支援     |
| 市民作品の展示     | 市民の作品を市庁舎入口へと展示します。                                             |             |
|             |                                                                 |             |

まちづくり方針6 誰もが生きがいを持ち輝くまちづくり

誰もが学び、健康で生きがいの持てる文化の息づくまちをつくる

## 6-2-4 文化財・伝統文化の保存・継承

**目指す姿** 文化財保護・保全活動が行われ、市民がそれらを大切にしている

### 現状

- 都市化や、代替わりなどによって、全県的に地域史料（古文書等）や民俗資料の散逸が課題となっており、市民及び地域の共有財産である歴史資料が散逸する危険性があります。

### 課題

- 『三郷市史』は三郷市及び地域の歴史・文化を理解するために必要不可欠であり、郷土資料等を適正に管理し、活用する必要があります。その活用とともに、資料収集を継続し、将来において適切な保存・活用をしていくための整備が必要です。
- 都市化が進む中で、新規住民が増えており、三郷市の歴史や文化財を紹介し、関心や愛着を深め、永く文化財を保護していく意識を向上させる取り組みが必要です。



三郷市史



郷土資料館常設展

## SDGs に向けた方向性



文化財や地域の歴史をすべての人が知ること、誰もが三郷市に愛着を感じることができる社会を目指します。

### 施策実現のための取組み

| 取組み名          | 内 容                                                                                      |             |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
|               | 行革の視点                                                                                    | 行革の視点からの取組み |
| 市史編さん事業の継続    | 新たな史料の収集・調査を継続して行い、編さん体制の充実を図ります。また、第 1 次市史編さん事業で刊行できなかった内容について、市史研究『葦のみち』を刊行し、発信していきます。 |             |
|               | ②参加と協働                                                                                   | 参加と協働の推進    |
| 地域史料の収集・保存・活用 | 地域史料を適切に保存・活用していくための体制の整備、また調査・研究に役立てるため史料の目録化を行います。                                     |             |
|               | ⑥市有財産                                                                                    | 市有財産の積極的な活用 |
| 郷土資料館展示の充実    | 郷土資料等の調査・収集・保存に努めるとともに、常設展示や企画展示を行い、郷土の歴史を学ぶ場として魅力ある郷土資料館を目指します。                         |             |
|               |                                                                                          |             |
| 文化財の調査・保存・継承  | 散逸から市内の文化財を保護・保存するため、調査を実施するとともに、特に保存・継承が必要なものについては市民共有の財産として指定していきます。                   |             |
|               | ②参加と協働                                                                                   | 参加と協働の推進    |
| 文化財保護意識の啓発    | 市内外の文化財や歴史資料に触れ、文化財保護意識を啓発します。                                                           |             |
|               |                                                                                          |             |

| 関連する取組み          | 関連施策  |
|------------------|-------|
| 地域力を醸成するための機会の創出 | 経 2-1 |

まちづくり方針6 誰もが生きがいを持ち輝くまちづくり

誰もが平等に暮らせる社会を実現する

## 6-3-1 平和と人権を大切にする社会づくり

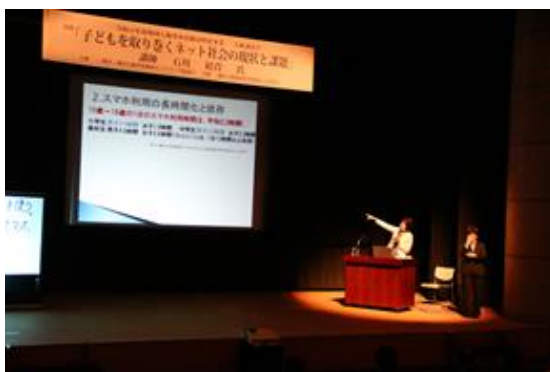
**目指す姿** 平和の尊さや人権の大切さを理解し、みんなが意識をもって行動できる

### 現状

- 急速な情報化社会の進展や社会構造の変化などに伴い、インターネットを悪用した人権侵害や社会的弱者への虐待など新たな社会問題への対応が必要となっています。
- 平成 28 年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組みの推進に関する法律」「部落差別の解消の推進に関する法律」などの、人権に関する法律が施行されました。人権課題の解決に向けた施策の推進と共に、私たち一人ひとりが法制定の主旨や意義を改めて理解し、実践に移していくことが求められています。

### 課題

- 様々な人権問題を正しく認識しその解決を図っていくために、各種啓発事業を総合的に進めるとともに、家庭・地域社会・学校などあらゆる場を活用した効果的かつ創意工夫に富んだ啓発活動の展開が必要です。
- 三郷市非核平和都市宣言に基づき、引き続き平和の尊さを広く市民に訴え後世に伝えていく必要があります。



人権講演会



平和と人権のメッセージ展



## SDGs に向けた方向性



誰もが平和や人権の大切さを知ること、すべての人がいきいきと暮らすことのできる社会を目指します。

## 施策実現のための取組み

| 取組み名       | 内 容                                                                            |             |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------|-------------|
|            | 行革の視点                                                                          | 行革の視点からの取組み |
| 人権啓発・教育の充実 | 様々な人権問題の解決を図っていくために、人権意識の高揚を図り、人権を尊重し共に生きるまちづくりの実現に取り組みます。                     |             |
|            | ②参加と協働                                                                         | 参加と協働の推進    |
| 市民の平和意識の高揚 | 三郷市非核平和都市宣言の基本理念を踏まえ、平和意識の高揚に向け、夏休み親子平和施設見学会や平和 DVD の上映、原爆パネル展示等の平和啓発事業を実施します。 |             |
|            |                                                                                |             |

## 関連する個別計画

三郷市人権施策実施計画

| 関連する取組み       | 関連施策  |
|---------------|-------|
| 虐待防止対策の強化     | 2-1-3 |
| 青少年をとりまく環境の整備 | 2-2-2 |
| 権利擁護の推進       | 7-2-1 |

まちづくり方針 6 誰もが生きがいを持ち輝くまちづくり

誰もが平等に暮らせる社会を実現する

## 6-3-2 ジェンダー平等社会の形成

**目指す姿** 誰もが平等で個性と能力を発揮することができる

### 現状

- 女性の活躍を推進するため、平成27年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」、平成30年には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」および「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）」が施行されました。

### 課題

- 性別による固定的な役割分担意識とこれに基づく社会制度や慣行は、依然として根強く、子育てと仕事の両立が困難な状況、出産・子育て期における女性の労働力の低下、重要な方針決定の場へ参画する男女の不均衡などの多くの課題があります。
- ドメスティック・バイオレンス（DV）\*やセクシュアル・ハラスメント\*など、女性に対する暴力についても相談件数等は高水準で推移しており、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者の人権を保護する施策が必要です。

\* ドメスティック・バイオレンス（DV）：配偶者やパートナーなど、親密な間柄で行われる暴力行為のこと。

\* セクシュアル・ハラスメント：性的嫌がらせ。相手の意に反した性的な言動のこと。

## SDGs に向けた方向性



誰もがすべての人に対して、平等かつ個性を尊重することができる社会を目指します。

## 施策実現のための取組み

| 取組み名           | 内 容                                                                |               |
|----------------|--------------------------------------------------------------------|---------------|
|                | 行革の視点                                                              | 行革の視点からの取組み   |
| 男女共同参画社会づくりの推進 | 「三郷市男女共同参画社会づくり条例」や「みさと男女共同参画プラン」に基づき、あらゆる分野での男女共同参画の推進に取り組みます。    |               |
| 一人ひとりの人権の尊重と擁護 | DV を始めとするあらゆる暴力の防止に向けた意識啓発を行うとともに、相談体制を充実させ、被害者の安全確保と支援体制の整備に努めます。 |               |
|                | ①市民サービス                                                            | 市民ニーズの多様化への対応 |

## 関連する個別計画

第5次みさと男女共同参画プラン

| 関連する取組み | 関連施策  |
|---------|-------|
| 労働環境の充実 | 5-2-1 |



# 7 健やかで自立した生活 を支えあうまちづくり

## 7-1-1 健康づくりの推進

**目指す姿** 生涯を通じて健康に過ごすことができる

### 現状

- 健康寿命\*が県内でも短いことが課題となっています。
- 生活習慣病の発生・重症化を予防するため、各種健康診査及び保健指導を実施しています。
- メタボリックシンドローム\*改善等の健康管理の必要性については、さらなる周知が求められています。
- 健康診査や各種検診及び人間ドックの受診率が低く課題となっています。助成制度のわかりやすい周知を一層推進し、多くのかたに受診いただくことが必要です。
- 感染症予防や骨髄バンク事業については、制度の周知に努め、また、食を通じた健康寿命の延伸に向け、取組みを進めています。
- 夜間、休日診療を含めた救急医療体制については、一次救急、二次救急\*における医療体制を周辺市町と連携して実施するとともに、休日診療については、三郷市医師会立休日診療所による診療を行っています。引き続き、市民の健康の保持増進に資するため、周辺市町と連携した取組みが必要です。

### 課題

- 健康寿命の延伸を目指し、市民全体での健康への関心を高めていく必要があります。
- 生活習慣病予防については、若年期からの健康診査及び各種検診の受診の必要性についての普及啓発と、対象者への効果的な受診勧奨の実施及び受診しやすい環境整備が必要です。
- 高齢者の健康づくりについては、疾病予防と介護・フレイル予防\*を一体的に進めていくことが重要です。
- 新たな感染症予防のため、新しい生活様式の実践が求められています。
- 乳幼児期に接種すべき定期予防接種については、接種率の向上に向け保護者のかたへのさらなる周知が必要です。

\* 健康寿命:65 歳に達した市民が健康で自立した生活を送ることができる期間。

\* メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群):内臓脂肪型肥満(腹囲:男性 85 cm、女性 90 cm以上)に加え、高血糖、高血圧、脂質異常の危険因子を2つ以上併せ持つ状態のこと。

\* 一次救急、二次救急:一次救急とは入院や手術を伴わない初期救急医療のこと、二次救急とは入院や手術を要する症例に対する救急医療のこと。

\* フレイル予防:より早期からの介護予防(=要介護状態の予防)を意味しており、従来の介護予防をさらに進めた考え方のこと。

## SDGs に向けた方向性



誰もが健康に関する正しい知識を習得できるようにするとともに、適正な医療を受けることができることを目指します。

### 施策実現のための取組み

| 取組み名            | 内 容                                                                                           |               |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
|                 | 行革の視点                                                                                         | 行革の視点からの取組み   |
| ▶健康づくり体制の整備     | 全年齢層を対象とした健康相談、地域の栄養相談、保健指導等、市民の健康づくりを目指した体制づくりを行います。                                         |               |
|                 | ①市民サービス                                                                                       | 市民ニーズの多様化への対応 |
| 地域における健康づくりの推進  | 生活習慣病や、介護を要する状態になることの予防、その他健康に関する事項について、市民に正しい知識の普及を図ります。                                     |               |
|                 | ②参加と協働                                                                                        | 参加と協働の推進      |
| 健康診査・各種がん検診等の推進 | 生活習慣改善や医療に結びつけるための健康診査・各種検診の実施や各種がん検診を実施し、受診率向上に取り組みます。後期高齢者医療保険被保険者対象のフレイル予防に着目した健診にも取り組みます。 |               |
|                 | ②参加と協働                                                                                        | 関係機関との連携      |
| ▶医療体制の充実        | 地域医療体制の整備を図り、休日・夜間診療を含めた救急医療体制の整備に努めます。                                                       |               |
|                 | ①市民サービス                                                                                       | 市民ニーズの多様化への対応 |
| 健康情報の提供         | 高齢者に向けた生活習慣病対策や要介護状態予防のための低栄養対策、また、乳幼児に向けたものなど、手軽で簡単に作ることができる健康レシピの周知に努めます。                   |               |
|                 | ①市民サービス                                                                                       | 市民ニーズの多様化への対応 |
| 感染症への適切な対応      | 感染症を予防するため、正しい知識の普及や迅速かつ適切な情報の提供を行います。                                                        |               |
|                 | ①市民サービス                                                                                       | 市民ニーズの多様化への対応 |

### 関連する個別計画

三郷市新型インフルエンザ等対策行動計画

第2期三郷市健康増進・食育推進計画「すこやかみさと」

第2期三郷市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)・第3期三郷市特定健康診査等実施計画

| 関連する取組み                   | 関連施策  |
|---------------------------|-------|
| 安心して楽しい子育ての推進、不妊に関する支援の実施 | 2-1-1 |
| 心身の健やかな成長の支援              | 2-1-3 |



まちづくり方針 7 健やかで自立した生活を支え合うまちづくり

誰もが健康でいきいきと暮らせるまちをつくる

## 7-1-2 安定した社会保障制度の確立

**目指す姿** 社会保障制度のもとで健全な運営が行われている

### 現状

- 経済的な理由などにより生活に困窮している方に対して、社会的な自立などを目指し、本人の実情に合わせた支援を行っています。
- 高齢化の進展により、医療費や介護サービス費は年々増加しています。
- 三郷市の国民健康保険においては、財政状況が厳しく、毎年一般会計からの財政支援を受けている状況です。

### 課題

- 生活困窮者への支援で今後必須化が必要な事業については、継続的な支援を維持するための体制を整え、必要性に応じて委託を含めて検討していく必要があります。
- 生活保護については、必要な人に必要な保護が行き渡るように、生活保護決定事務の適正な実施が必要です。
- 後期高齢者医療保険や介護保険については、持続可能な財政運営を図り、公平な負担と適正な給付を行うことが必要です。地域の実情に即した施策の実施が必要であり、体制の整備が急務となっています。
- 国民年金については、すべての市民が年金を受給できるように、年金制度の周知、説明の充実を図ることが必要です。
- 平成30年度から都道府県が国民健康保険の保険者となる制度改革が行われたが、都道府県単位で事務や保険税率等を統一する動きがある中、市の従来の事務との整合性を図る必要性があり、県を通じての調整事項が増加している。
- 国民健康保険については、国民健康保険制度を持続可能なものとするための取組みの推進が必要です。

## SDGs に向けた方向性



誰もが必要な社会保障を受けることができるよう、関係機関と連携して取り組むとともに、高齢化社会等が進むなかで、制度の維持等を図ります。

### 施策実現のための取組み

| 取組み名                          | 内 容                                                                                                    |               |
|-------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
|                               | 行革の視点                                                                                                  | 行革の視点からの取組み   |
| 生活困窮者への自立支援                   | 生活困窮者（現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者）に対し、自立相談支援の実施、住居確保給付金の支給、子どもの学習支援などを行い、他機関との連携による支援を行います。 |               |
|                               | ①市民サービス                                                                                                | 市民ニーズの多様化への対応 |
| 生活保護決定事務の適正実施による被保護者へのサービスの向上 | 生活保護決定事務の適正実施と経理管理、統計管理による、地域の保護動向、傾向分析を行うとともに、相談支援の充実を図り、適切なサービス提供を行います。                              |               |
|                               | ①市民サービス                                                                                                | 市民ニーズの多様化への対応 |
| 後期高齢者医療制度の適正運用                | 埼玉県後期高齢者医療広域連合との連携のもと、後期高齢者医療制度における市町村の役割を適正に執行します。                                                    |               |
|                               | ①市民サービス                                                                                                | 市民ニーズの多様化への対応 |
| 介護保険制度の適正運営                   | 高齢者が介護の必要な状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活が継続できるよう、適切な介護サービスの提供に努めます。                                       |               |
|                               | ①市民サービス                                                                                                | 市民ニーズの多様化への対応 |
| 国民年金の運営支援                     | 市民の生活基盤となる年金受給権が確保できるように、年金制度に係る周知、説明の充実を図るため、日本年金機構と連携をとりつつ、年金相談、広報活動等の充実に努めます。                       |               |
|                               |                                                                                                        |               |
| 国民健康保険の健全な運営                  | 被保険者資格の適用適正化、賦課額の適正化、保険税収入の確保など、必要財源確保に取り組むとともに、医療費の適正化、保健事業などを推進し、財政の健全な運営に努めていきます。                   |               |
|                               | ⑤財政運営                                                                                                  | 計画的な財政運営      |

| 関連する取組み    | 関連施策  |
|------------|-------|
| 経済的な支援の充実  | 2-1-1 |
| ひとり親家庭への支援 | 2-1-3 |

まちづくり方針7 健やかで自立した生活を支え合うまちづくり  
互いに支え合い、誰もが活躍できる地域福祉のまちを実現する

## 7-2-1 地域福祉の推進

**目指す姿** 地域で支え合い、助け合うことができる

### 現状

- 近年、社会情勢や家族の形態の多様化等、地域における課題や市民のニーズは複雑化かつ多様化しています。
- 市では、市民の不安や悩みを様々な行政サービスの案内や調整によって解決に近づける窓口づくりを目指しています。

### 課題

- 災害発生時等に市民一人ひとりの命を守るためには、地域における助け合いが重要となるため、平常時から、地域の中でコミュニケーションを図り、要支援者と支援者がお互いに声を掛け合える「顔の見える関係」を築いておく必要があります。地域福祉活動を支える各団体との連携も重要となります。
- 福祉に関わる相談の件数が増加し、内容も複雑化していることから、対応できる職員の育成が大きな課題となっています。
- 高齢者や障がい者などの権利が守られ、虐待や差別等が生じることがないようにしていくことが求められています。

総合相談窓口における相談件数の推移

| 相談内容          | 平成29年度  | 平成30年度  | 令和元年度   |
|---------------|---------|---------|---------|
| 介護・高齢者        | 335件    | 185件    | 166件    |
| 生活困窮関係        | 445件    | 476件    | 566件    |
| 障がい関係         | 35件     | 30件     | 46件     |
| 医療費関係         | 43件     | 42件     | 41件     |
| その他           | 60件     | 186件    | 190件    |
| 包括支援センター関連の相談 | 65件     | 149件    | 136件    |
| 合計            | 1,015 件 | 1,068 件 | 1,145 件 |

(出典)三郷市

## SDGs に向けた方向性



住み慣れた地域で、いつまでも安心して生活することができるよう、関係機関と連携しながら自助、公助、共助等を進めます。

## 施策実現のための取組み

| 取組み名               | 内 容                                                                                            |               |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
|                    | 行革の視点                                                                                          | 行革の視点からの取組み   |
| 地域福祉活動を支える各団体等への支援 | 地域福祉の健全な発達及び増進のために活動を行う各団体等に対し、支援・協力を行います。                                                     |               |
|                    | ②参加と協働                                                                                         | 各種団体の支援       |
| 地域福祉推進体制の充実        | 市民、団体等及び行政が連携・協働する仕組みづくりを推進し、地域福祉の充実を図ります。                                                     |               |
|                    | ②参加と協働                                                                                         | 参加と協働の推進      |
| 避難行動要支援者支援制度の推進    | 災害が発生し避難する際に、地域における支援を必要とする避難行動要支援者について把握し、名簿を整備し、平常時から避難支援等関係者（町会・自治会、自主防災組織*等）に名簿情報の提供を行います。 |               |
|                    | ②参加と協働                                                                                         | 参加と協働の推進      |
| 福祉総合相談体制の推進        | 福祉にかかる相談において、複数の部署をまたがる相談に対して、関係する部署に繋ぐなどの調整をしながら支援を行います。併せて、職員育成を含む対応可能な体制づくりを行います。           |               |
|                    | ①市民サービス                                                                                        | 市民ニーズの多様化への対応 |
| 権利擁護の推進            | 自己の権利を表明することが困難な方などの権利を擁護し支援するために、社会福祉協議会等専門機関や地域住民と主体的・積極的に連携を図りながら、権利擁護の推進に努めます。             |               |
|                    |                                                                                                |               |

## 関連する個別計画

第3次三郷市地域福祉計画

三郷市避難行動要支援者支援制度全体計画

第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画

| 関連する取組み                       | 関連施策  |
|-------------------------------|-------|
| 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成と避難訓練の実施の促進 | 1-1-2 |
| 人権啓発・教育の充実                    | 6-3-1 |

\* 自主防災組織：地域住民が「災害から自分たちの地域は自分たちで守ろう」という連帯感に基づき自主的に結成する組織のこと。平常時には防災知識の普及、防災訓練の実施、防災用資機材の整備などを行い、災害時には情報の収集伝達、初期消火、負傷者の救出保護、避難誘導などの活動を行う。

まちづくり方針7 健やかで自立した生活を支え合うまちづくり

互いに支え合い、誰もが活躍できる地域福祉のまちを実現する

## 7-2-2 地域包括ケアシステムの構築

**目指す姿** 誰もが住み慣れた地域で、いつまでも住むことのできる

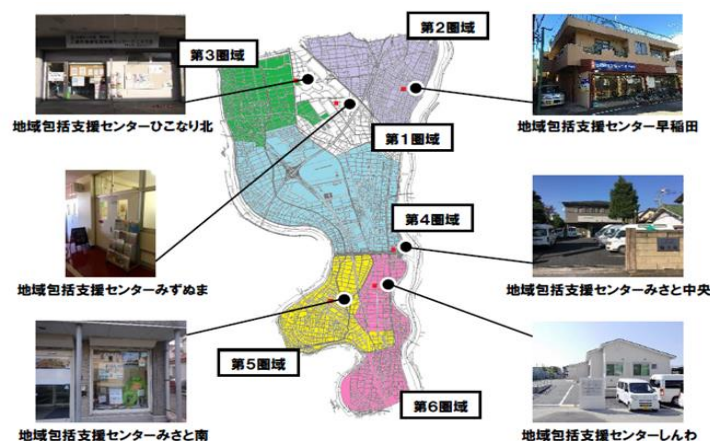
### 現状

- 高齢者の増加とともに医療と介護の両方の需要が増加することが予測されることから、入退院時の調整支援、日常の療養、急変時や看取り等、在宅医療や介護を円滑に提供するため、医療や介護の専門職等の多職種連携を強化する必要があります。
- 高齢者のうち約7人に1人が認知症と言われ、家族や身近な人が認知症になること等も含め、高齢者の増加とともに多くの人にとって身近なものとなっています。

### 課題

- 地域包括ケアシステム\*の構築に向けて、地域包括支援センターは高齢者の総合的な相談窓口を担うとともに、地域の専門職の援助技術の向上や多職種ネットワーク構築を推進します。また、地域ケア会議\*などを開催することにより、介護支援専門員の支援や地域課題の抽出とその解決を図っていく必要があります。
- 誰もがなりうる認知症の発症を遅らせる取組みを実施するとともに、認知症により生活上の困難が生じた場合でも、周囲や地域の理解と協力のもと、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会が求められます。
- 生活支援コーディネーターの配置、協議体の配置が、市内全体で求められています。

#### 日常生活圏域と地域包括支援センター



(出典) 第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

\* 地域包括ケアシステム：団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」を切れ目なく一体的に提供する体制のこと。

\* 地域ケア会議：多様な専門職による事例検討を通じ、地域ネットワーク構築、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメント支援、地域課題の把握と解決を目指す会議。



## SDGs に向けた方向性



一人ひとりの健康づくりの支援や保険・医療・福祉サービスの利便性向上を図るとともに、福祉事業者との連携や地域福祉活動を担う人材育成に取り組めます。

## 施策実現のための取組み

| 取組み名                          | 内 容                                                                                                 |               |
|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
|                               | 行革の視点                                                                                               | 行革の視点からの取組み   |
| 高齢者個人に対する充実した支援とそれを支える社会基盤の整備 | 高齢者に関する様々なご相談をお受けし、必要なサービスにつなぎ、権利や安全を守る制度のご案内などをします。また、多職種で構成される地域ネットワーク構築を推進します。                   |               |
|                               | ②参加と協働                                                                                              | 関係機関との連携      |
| 在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の推進        | 地域の医療や介護の専門職と情報の共有、課題の抽出、対応策を検討し、在宅医療や介護を円滑に提供する体制を推進します。また、医療・介護に従事する人材の育成やネットワーク化を図ります。           |               |
|                               | ②参加と協働                                                                                              | 関係機関との連携      |
| 認知症に関する普及啓発と早期発見・早期対応の推進      | 早期発見・対応のため、地域の関係機関とのネットワークづくりを推進します。また、認知症サポーター*養成講座等を等の啓発活動を行うとともに、認知症地域支援推進員*による地域支援体制づくりに取り組めます。 |               |
|                               | ②参加と協働                                                                                              | 参加と協働の推進      |
| 生活支援サービスの整備                   | 介護予防・日常生活支援総合事業*の実施に向けて協議体を設置し、生活支援コーディネーターと共に地域資源の発掘や地域課題の解決に向けて取り組んでいきます。                         |               |
|                               | ①市民サービス                                                                                             | 市民ニーズの多様化への対応 |

## 関連する個別計画

第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

| 関連する取組み        | 関連施策  |
|----------------|-------|
| 地域包括ケアシステムの推進  | 経 1-1 |
| 社会貢献活動によるまちづくり | 経 2-3 |

- \* 認知症サポーター：認知症について、正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援するボランティアのこと。
- \* 認知症地域支援推進員：市内6か所の地域包括支援センターに配置されており、認知症に関する専門の研修を受けた職員のこと。認知症に関するあらゆる取組みのため、関係機関との連携、調整、地域の相談対応も行っている。
- \* 介護予防・日常生活支援総合事業：地域の実情に応じて、現行と同様のサービスのほか、市民同士の支えあいの考え方を基本とした、様々なサービスを提供することで、地域全体で高齢者を支え、高齢者自身も自らの能力を最大限に活かして、要介護状態となることを予防するための事業のこと。介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業の2つからなっている。

まちづくり方針7 健やかで自立した生活を支え合うまちづくり

互いに支え合い、誰もが活躍できる地域福祉のまちを実現する

## 7-2-3 障がい者福祉の充実

**目指す姿** 障がい者が地域において安心して暮らし、社会に参加できる

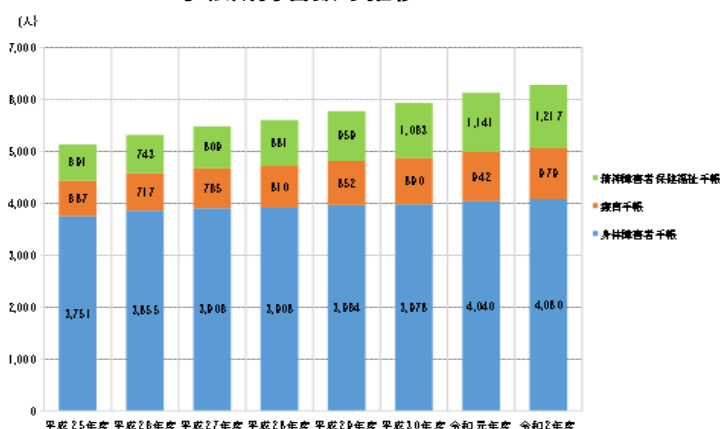
### 現状

- 障がい者数の増加や高齢化が進んでいます。
- 相談件数が年々増加し、相談内容も複雑化、多様化しています。

### 課題

- 障がい者支援の要となる相談支援体制の強化を図るため、ケースワーカー等の専門性を持つ職員の確保や育成が急務となっています。また、基幹相談支援センター\*、障害者相談支援センターの増設により、効率的かつ効果的な障がい福祉サービスの提供を図る相談支援体制の構築が必要とされています。
- 増加する手話通訳者・要約筆記者派遣要請に対応する体制づくりが必要です。
- 障がいのある方とその家族の経済的負担を軽減するため、医療費の軽減の継続が求められます。関係法令に基づいた適正な支給事務を継続することが求められます。
- 長く安定した就労を実現するために、関係機関との就労支援に関するネットワークの充実に努めていくとともに、障がい者の就労支援を推進する必要があります。
- 障害者差別解消法\*を踏まえ、障がい者等への偏見、差別をなくす取り組みが必要です。

手帳所持者数の推移



(出典) みさと統計書、三郷市障がい者計画

\* 基幹相談支援センター：地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がい者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者、難病患者等に対する相談等の業務を総合的に行う。

\* 障害者差別解消法：全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に制定された。



## SDGs に向けた方向性



すべての障がいのある人が、地域の一員として暮らす共生社会を目指し、必要な支援を行います。

## 施策実現のための取組み

| 取組み名              | 内 容                                                                                  |               |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
|                   | 行革の視点                                                                                | 行革の視点からの取組み   |
| 総合的な障がい福祉施策の推進    | 障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、総合的な施策を推進します。                                       |               |
|                   | ① 市民サービス                                                                             | 市民ニーズの多様化への対応 |
| 障がい福祉サービスの充実      | 居宅介護や生活介護、自立訓練や就労継続支援等、障害者総合支援法に位置づけられた介護給付、訓練等給付の継続に努めます。                           |               |
|                   | ① 市民サービス                                                                             | 市民ニーズの多様化への対応 |
| 安定した障がい者福祉施設の運営   | 障がい者福祉施設みさとの安定した運営に努めます。                                                             |               |
|                   | ① 市民サービス                                                                             | 市民ニーズの多様化への対応 |
| 意思疎通支援の充実         | 聴覚障がい者等に対し、日常生活や社会参加の上で支障がないよう、手話通訳者の派遣など意思疎通支援の充実を図ります。                             |               |
|                   | ① 市民サービス                                                                             | 市民ニーズの多様化への対応 |
| 医療費の助成や各種手当等の活用促進 | 障がい者の経済的な負担を軽減するため、医療費の一部負担金等について助成金を支給するとともに、各種手当の支給を実施します。                         |               |
|                   | ① 市民サービス                                                                             | 市民ニーズの多様化への対応 |
| 就労支援の推進           | 一人ひとりの希望に応じた就職を実現し、安定した就労への長期的な支援を総合的に行うため、雇用、福祉、教育、医療各分野が連携したネットワークのさらなる充実を進めていきます。 |               |
|                   | ① 市民サービス                                                                             | 市民ニーズの多様化への対応 |

## 関連する個別計画

三郷市障がい者計画・第6期三郷市障がい福祉計画・第2期三郷市障がい児福祉計画

| 関連する取組み       | 関連施策  |
|---------------|-------|
| 雇用の促進、労働環境の充実 | 5-2-1 |

まちづくり方針7 健やかで自立した生活を支え合うまちづくり  
互いに支え合い、誰もが活躍できる地域福祉のまちを実現する

## 7-2-4 高齢者福祉の充実

**目指す姿** 高齢者が地域で安心して生き生きと過ごすことができる

### 現状

- 高齢者の独居や老々世帯が増加することにより、引きこもりや孤独死など様々な問題が増えるおそれがあります。

### 課題

- 高齢者が安心して住み慣れた地域で生活続けるため、医療や介護の関係機関や住民主体の NPO との連携による支援ネットワークの構築、高齢者同士の交流の場の提供、気がかりな高齢者の安否確認等を行い、孤立を防ぐ必要があります。
- できる限り住み慣れた地域で暮らすため、介護サービス、さらには日常生活における支援が有機的に結びついた体制を整えていく必要があります。
- 施設の整備事業者の選定は公募によるため、市民ニーズに合う適正なサービスを提供できるよう設置事業者との調整が必要です。
- 介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、介護予防把握事業、一般介護予防事業、地域リハビリテーション活動支援事業の充実が求められます。



ほっとサロン・いきいき  
(高齢者の孤立の防止)

## SDGs に向けた方向性



すべての高齢者が、住み慣れた地域の中で安心して暮らしていけるよう、必要なサービスの提供を行うとともに、地域包括ケアを進めます。

## 施策実現のための取組み

| 取組み名                      | 内 容                                                                                            |               |
|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
|                           | 行革の視点                                                                                          | 行革の視点からの取組み   |
| 高齢者の孤立防止                  | 高齢者等が安心して暮らし続けられるよう、高齢者同士の交流の場を提供し、地域住民と協力して孤立や引きこもり、孤独死等を防ぐための住民ニーズに応じた取組みを行います。              |               |
|                           | ① 市民サービス                                                                                       | 市民ニーズの多様化への対応 |
| 生活支援を支える基盤整備の推進           | 日常生活で、何らかのサービスが必要な高齢者のための生活支援サービスの充実を図ります。                                                     |               |
|                           | ① 市民サービス                                                                                       | 市民ニーズの多様化への対応 |
| 社会参加の機会の充実や生きがい活動のための環境整備 | 健康寿命の延伸や、高齢者が長年つちかってきた知識や技能を発揮できる場の確保を行うとともに、ボランティア活動などの社会参加の支援や生きがい活動のための施設整備を推進します。          |               |
|                           | ① 市民サービス                                                                                       | 市民ニーズの多様化への対応 |
| 高齢者福祉サービスの充実              | 介護サービス等の整備に努めていくとともに、市が住民にとって身近な日常生活圏域を単位として実施する介護基盤整備事業について、民間事業者等が整備する施設に対し、整備費の一部補助などを行います。 |               |
|                           | ① 市民サービス                                                                                       | 市民ニーズの多様化への対応 |
| 介護予防の推進                   | 高齢者が要介護状態にならないように、住み慣れた地域で自立した生活ができるよう介護予防事業*を推進します。また、市民が協力し支えあい、要介護状態にならないような仕組みを確立します。      |               |
|                           | ① 市民サービス                                                                                       | 市民ニーズの多様化への対応 |

## 関連する個別計画

第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

| 関連する取組み    | 関連施策  |
|------------|-------|
| シルバー元気塾の推進 | 6-2-2 |

\* 介護予防事業：高齢者のかたが楽しみや生きがいを持って、いきいきとした生活を送るための事業や心身の衰えがあるかたに要支援・要介護を予防するための事業などを行う。



# 経営方針

7つのまちづくり方針  
を実現するために

## 経 1-1 コミュニティ活動の促進

**目指す姿** 市民がコミュニティの輪を広げ、活動を行っている

### 現状

- 町会・自治会等の地縁活動は、地域の福祉活動や防犯・交通安全・防災活動、環境・美化活動、地域コミュニティの活性化、地域情報の提供など、まちづくりにおいて重要な役割を担っています。
- 町会・自治会等への加入促進を図るため、町会・自治会等と三郷市と宅地建物取引業協会埼玉東支部の3者による、町会・自治会等への加入促進に関する協定の締結も行い、町会・自治会等の区域に転入された方々への加入促進のチラシ等の配布を協力してもらっています。
- 町会・自治会等及び「三郷市コミュニティ協議会」に対して、コミュニティの形成に向けた自主的な活動を支援するため体制の構築を行っています。また、コミュニティ活動の拠点となる施設の整備支援に努めています。

### 課題

- 少子高齢化、マンションや分譲住宅の急増、核家族化や単身世帯・共働き世帯の増加などにより、町会・自治会等への未加入者が増える中で、町会・自治会等の構成員・役員の高齢化が進んでいます。
- ライフスタイルの変化や価値観の多様化に伴い、地域への帰属意識の希薄化が進んでいますが、地域コミュニティの重要性は増し、身近な施設での地域活動の充実が求められています。また、水害や地震等の災害を想定した安全対策等を行うためには、地域コミュニティの活性化が必要です。
- まちづくりの推進のための多様な担い手の育成、地域の人々が共に支え合う「共助」の取組みの支援体制の推進が課題です。

## SDGs に向けた方向性



すべての市民が地域の中で、助け合いをしながら生活できるよう、コミュニティ活動を進めます。

### 施策実現のための取組み

| 取組み名                  | 内 容                                                              |                 |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------|-----------------|
|                       | 行革の視点                                                            | 行革の視点からの取組み     |
| 地域コミュニティの活性化          | 地域活動の推進、町会等の活動支援を行います。また、将来の町会役員や市民活動団体の地域リーダーとなる人材の育成を進めます。     | ②参加と協働 各種団体の支援  |
| コミュニティ組織・活動への援助       | 「三郷市コミュニティ協議会」の組織の育成や事業運営の支援・協力を行いながら、自主的活動の活性化を推進します。           | ②参加と協働 各種団体の支援  |
| ボランティア活動への支援          | 市民ボランティア活動に際しての傷害・賠償保険を提供します。                                    | ②参加と協働 参加と協働の推進 |
| 地域コミュニティ施設整備の促進       | 町会・自治会等の活動拠点である集会所等の施設備品の充実に向けた補助金制度を実施します。                      | ②参加と協働 各種団体の支援  |
| 「子どもの居場所*」づくりの相談体制の整備 | 「子どもの居場所」を作りたい人や協力者に対し相談体制を構築します。                                |                 |
| 地域包括ケアシステムの推進         | 高齢者、障がい者などが、可能な限り住み慣れた地域で、自立した自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域での支援を推進します。 | ②参加と協働 参加と協働の推進 |

| 関連する取組み                      | 関連施策  |
|------------------------------|-------|
| 地域防災力の強化                     | 1-1-3 |
| 地域と連携した防犯活動の充実及び地域における防犯力の向上 | 1-2-1 |
| 「子どもの居場所」づくりの推進              | 2-1-3 |
| 地域活動・地域交流の促進                 | 2-2-2 |
| 多文化共生の推進                     | 5-2-3 |

\* 子どもの居場所：無料または低額で利用でき、子どもが一人でも安心して行くことができる場所の総称。



## 経 1-2 世代を超えた人々がつながる機会の創出

**目指す姿** 子どもから高齢者まで、世代を超えた関わりができる機会がある

### 現状

- 全国的な人口減少、少子高齢化、核家族化の影響のほか、価値観の多様化による住民ニーズの変化などにより、コミュニティ意識の希薄化が進み、各家庭の孤立が進んでいます。その一方で、各世代の方々が置かれている状況として、元気な高齢の方々が地域で様々な活動をされています。また、各家庭の孤立が進んでいく中で、子どもが、地域で遊ぶ機会が減少してきています。
- 市民の価値観の多様化とともに、行政ニーズが個別化・細分化する傾向にあり、身近な地域社会に対する関心が高まり、地域づくりに積極的に関わろうとする意識も広がっています。  
このような意識の広がりを受け、地域の様々な課題を自ら解決しようとする取り組みも進んできています。

### 課題

- 地域で様々な活動をされている高齢の方々の活躍の場を広げ、地域で遊ぶ機会が少ない子どもと高齢の方々の生きがいづくりをマッチングすることや、高齢の方々の知識を子どもに伝えていけるような場が少ないところが、課題となっています。
- 地域づくりへの関わりや意識の広がりから、様々な世代間の交流の場や機会の提供など、新たなアプローチが求められています。この様な交流の場や機会の提供を行うためにも、柔軟で、機能的な、施設運営が必要となります。そのためにも、民間のノウハウ等を活用することが重要になってきます。

## SDGs に向けた方向性



誰もが、多様な人々との相互理解と世代間交流を進めることで、持続可能な社会の実現を図ります。

### 施策実現のための取組み

| 取組み名                   | 内 容                                                              |               |
|------------------------|------------------------------------------------------------------|---------------|
|                        | 行革の視点                                                            | 行革の視点からの取組み   |
| 地域活動や身近な活動を通じた多世代交流の推進 | スポーツ、地域活動や生涯学習など、市民の身近な活動の中での多世代交流を促進します。                        |               |
|                        | ①市民サービス                                                          | 市民ニーズの多様化への対応 |
| 「子どもの居場所*」を通じた多世代交流の推進 | 「子どもの居場所」を子どもや子育て家庭だけでなく、多世代が交流できるコミュニティの拠点とします。                 |               |
| 本を通じた世代間交流の推進          | 子ども司書養成講座*の実施と読書ボランティアに対する支援により、本を通じた世代間交流を推進します。                |               |
| 多世代交流施設の整備             | 高齢の方々が触れ合う機会を必要としている実情や、世代や分野を超えた多世代にわたる交流が促進される新たな交流拠点づくりを行います。 |               |
|                        | ①市民サービス                                                          | 民間活力の導入       |
| 地域における世代間交流の促進         | 地区文化センター等の文化施設や児童館、町会等において、世代に関わらず楽しめるイベント等の開催を支援します。            |               |
|                        | ②参加と協働                                                           | 参加と協働の推進      |

| 関連する取組み            | 関連施策  |
|--------------------|-------|
| 地域における子育て支援        | 2-1-2 |
| 「子どもの居場所」づくりの推進    | 2-1-3 |
| 社会に開かれた学校の推進       | 2-2-1 |
| ふれあい型農業の推進に向けた支援   | 5-1-3 |
| 日本一の読書のまち三郷の推進     | 6-1-1 |
| スポーツ・レクリエーション活動の推進 | 6-2-2 |

\* 子どもの居場所：無料または低額で利用でき、子どもが一人でも安心して行くことができる場所の総称。

\* 子ども司書養成講座：読書が好きな子どもたちに、本への関心をさらに高めてもらうために開講している。三郷市では小学6年生を対象として実施し、講義・実習を通して司書の仕事を学び、認定を受けた子ども司書は未来の読書リーダーとして図書館や市の読書イベントで活躍している。

## 経 1-3 市民のまちづくりへの参加

**目指す姿** 市民が地域への関心を高め、まちづくりに参加している

### 現状

- 三郷市では、市民、団体、市等の権利や責務などを定めた「三郷市自治基本条例」を平成 21 年6月に制定し、市民参加を推進しています。

### 課題

- 市民の価値観が多様化し、行政ニーズが個別化・細分化する傾向もある中で、まちづくりを進めるためには、市民の声、ニーズを反映するため、パブリック・コメント手続制度や市民懇談会をはじめ、多様な市民参加の機会を提供していく必要があります。
- 市民参加の基本である投票という行動についても、啓発をはじめとして、政治や選挙に対する関心の向上を図る必要があります。
- 各課に直接寄せられた意見等を統合する仕組みにはなっていないため、統合型のデータベースシステムの構築を検討する必要があります。



ららほっとみさとでの選挙に関する啓発

## SDGs に向けた方向性



地域のコミュニティ活動に誰もが積極的に参加できるよう、「三郷市自治基本条例」の考え方を尊重しながら、市民参加を進めます。

### 施策実現のための取組み

| 取組み名       | 内 容                                                                                               |             |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
|            | 行革の視点                                                                                             | 行革の視点からの取組み |
| 市民参加制度の活用  | パブリック・コメント手続きなど、三郷市自治基本条例に基づく市民参加制度の活用を図り、市民参加によるまちづくりを推進します。                                     |             |
|            | ②参加と協働                                                                                            | 参加と協働の推進    |
| 市民参加の機会の確保 | まちづくりをはじめとした計画づくり等の実践の場において、市民が参加できる機会、場の確保に努めます。また、参加の機会を増やすため、市ホームページをはじめ様々なツールを活用し、広く周知します。    |             |
|            | ②参加と協働                                                                                            | 参加と協働の推進    |
| 広聴活動の充実    | 投書箱やインターネットをはじめ、様々な媒体により広く意見や要望を収集し、市政運営に役立てます。また、今後のまちづくりの参考とするため市民意識調査を行い、市政に対する市民の評価を的確に把握します。 |             |
|            | ③政策形成                                                                                             | 市民ニーズの的確な把握 |
| 有権者の政治意識向上 | 若年層、特に初めての選挙となる新有権者や、将来の有権者である小中高校生に対して、選挙啓発事業を行います。                                              |             |
|            | ②参加と協働                                                                                            | 参加と協働の推進    |

## 経 2-1 シティブランディング\*の強化

**目指す姿** まちの価値が高まり、より多くの人々が来たい、住みたいと思ってもらえる

### 現状

- 市の魅力や情報の発信について、広報紙や市ホームページをはじめ、フェイスブック、ツイッターなどの媒体も活用しています。
- 市の魅力や特徴の1つとして、「日本一の読書のまち三郷」を推進しています。

### 課題

- まちづくりを進めるためには、三郷の資源をあらためて認識し、活用する必要があります。また、市民と市が共通の認識を得るためのプラットフォーム\*の構築、推進が必要です。
  - 持続可能なまちであり続けるには市内外、多くの人々に三郷への関心を高めてもらう機会を創出することが重要となります。広報活動の基本部分である紙媒体の広報紙に加え、現在行っている情報発信以外にも、若い世代にも届く新たな情報発信の取組みを行っていく必要があります。
- また、現在行っているシティプロモーション活動に加え、市民を交えワークショップ\*等を開催し、更なる三郷市の魅力発信の取組みを行っていく必要があります。

---

\* シティブランディング：市の認知度を高め、そのイメージをより好感の持てるものとして広め、市としての価値を高めること。

\* プラットフォーム：ビジネス用語としては、物やサービスを利用する人と、提供者をつなぐ場の意味で用いられるが、三郷市総合計画では、市民と行政をつなぐ場（仕組み）の意味で用いる。

\* ワークショップ：参加者自身が他の参加者との意見交換や体験などを通じて、知識や技術を学ぶ参加体験型、双方向性のグループ学習のこと。

## SDGs に向けた方向性



市民に三郷市をより知ってもらうための取組みを行うとともに、市外の人を含めより多くの人々に三郷市を知ってもらうことで、持続可能な都市づくりを進めます。

### 施策実現のための取組み

| 取組み名                  | 内 容                                                                                              |             |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
|                       | 行革の視点                                                                                            | 行革の視点からの取組み |
| 地域力を醸成するための<br>機会の創出  | 自然、文化、産業など、三郷市の資源を知り、市民が地域に愛着を持って、生き生きとした生活や交流を育むことができる機会について、様々な場面を捉えて創出し、市民によるまちの活性化や発展につなげます。 |             |
|                       | ③政策形成                                                                                            | 市民ニーズの的確な把握 |
| 広報活動の推進               | 月一回「広報みさと」を発行し、ホームページやツイッター、フェイスブックなどの複数の媒体を活用した情報発信に取り組みます。                                     |             |
|                       | ①市民サービス                                                                                          | わかりやすい情報発信  |
| シティプロモーションによる<br>魅力発信 | ロケーションサービス*等のシティプロモーション活動をとおして、三郷市の魅力を創造・発掘し、市内外に効果的な情報発信に取り組みます。                                |             |
|                       | ①市民サービス                                                                                          | わかりやすい情報発信  |
| 特徴ある取組みの推進            | 特徴ある取組みの1つとして、「日本一の読書のまち三郷」の活動の内容を市内外へ発信し、市民意識を醸成し、文化のかおり高いまちづくりを目指していきます。                       |             |
|                       |                                                                                                  |             |

### 関連する個別計画

みさとシティプロモーション方針

| 関連する取組み                                        | 関連施策  |
|------------------------------------------------|-------|
| まちのシンボルとなる都市交流拠点の形成                            | 4-1-2 |
| 特色ある新商品開発の支援                                   | 5-1-1 |
| 新特産品等の産出                                       | 5-1-3 |
| 地域資源を活かした取組みの創出、都市型観光の振興、観光資源の情報発信<br>観光資源の再発見 | 5-2-2 |
| 文化財保護意識の啓発                                     | 6-2-4 |

\* ロケーションサービス：テレビ、映画、CM 等の映像作品の撮影支援を行うこと。



## 経 2-2 広域行政の推進

**目指す姿** 近隣市と共に協力したまちづくりを進めている

### 現状

- 近隣の草加市、越谷市、八潮市、吉川市、松伏町とともに、埼玉県東南部都市連絡調整会議による広域連携を行い、公共施設の相互利用などの事業を行っています。
- 友好都市協定を締結している長野県安曇野市（旧三郷村）及び奈良県生駒郡三郷町と、三郷・安曇野友好都市交流推進協議会をはじめとする様々な交流事業で友好関係を深めているほか、スポーツ少年団や体育協会などによる、市民レベルでの交流事業も盛んに行われています。

### 課題

- 人口減少問題や気候変動による災害対策、高齢化に対する交通政策は三郷市だけではなく、市民の生活圏域を含め、より住みやすいまちづくりを目指すため、近隣自治体と広域で取組みを行っていく必要があります。
- 三郷・安曇野友好都市交流推進協議会をはじめとする様々な交流事業は、引き続き、新たな交流のあり方を検討するなど、幅広い活動を通じた友好都市交流の推進が求められています。



三郷・安曇野友好都市交流推進協議会



## SDGs に向けた方向性



持続可能な三郷市を実現するため、市外を含むより多くの関係機関との連携を強化します。

### 施策実現のための取組み

| 取組み名               | 内 容                                                                          |               |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------|---------------|
|                    | 行革の視点                                                                        | 行革の視点からの取組み   |
| 自治体間連携による行政サービスの向上 | 市民の生活行動圏に関する近隣都市との連携を深め、広域的な防災、交通、公共施設の相互利用などに取り組みます。                        |               |
|                    | ①市民サービス                                                                      | 関係機関との連携      |
| 共通する事務における連携       | 近隣自治体との共通する事務において、一部事務組合の形を通じた連携を推進します。                                      |               |
|                    | ⑤財政運営                                                                        | 広域連携による行政の効率化 |
| 友好都市交流の推進          | 友好都市協定を締結している長野県安曇野市及び奈良県生駒郡三郷町と、三郷・安曇野友好都市交流推進協議会をはじめ、様々な交流事業を通し、友好関係を深めます。 |               |
|                    |                                                                              |               |

### 関連する個別計画

第2次埼玉県東南部都市連絡調整会議基本方針

| 関連する取組み              | 関連施策  |
|----------------------|-------|
| 江戸川水防事務組合の活動の充実      | 1-1-2 |
| 最終処理施設の管理            | 3-2-3 |
| 計画的・効率的な道路ネットワーク軸の構築 | 4-2-2 |
| MaaS の具現化            | 4-2-3 |

## 経 2-3 多様な主体とのパートナーシップの構築

**目指す姿** 民間企業や大学など、様々な主体と共にまちづくりを進めている

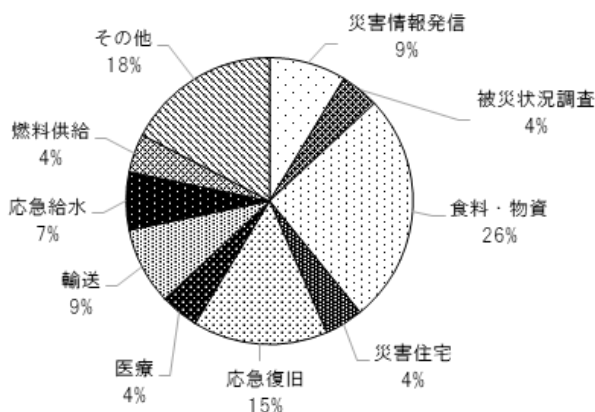
### 現状

- より良い地域づくりや交流を目的として、民間企業や大学等と協定を締結し、市民サービスや各種事業展開において、連携した取組みを行っています。
- 大規模災害時の相互援助を目的として、市では自治体間の相互応援に関する協定を締結しています。また、被災者に必要な飲料水、食料及び医薬品等の優先的な供給を得られる体制を確立するため、市内外の事業者と災害時の応援に関する協定を締結しています。

### 課題

- 多様化する市民ニーズや今後、複雑化が予測される社会課題に柔軟に対応するため、市では、地域の実情を正確に把握し、効率的・効果的な市政を運営していく必要があります。
- これまで市が行ってきた取組みだけではカバーできない課題については、他の機関が持つノウハウや技術の活用を進めていく必要があります。
- 大規模災害が発生した場合には、住家の被害認定や罹災証明書\*の発行など、業務量が短期間に集中してしまうことから、被災自治体だけでは、十分かつ迅速に救助、応急及び復興対策を実施することが困難となっています。

災害時応援協定 分野別件数の割合  
(令和2年8月現在 46件)



みさとシティハーフマラソンにおける  
オリブ冠の授与

\* 罹災証明書：災害救助法による各種施策や市税の減免を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度について、被災者の応急的、一時的な救済を目的に被害の程度を証明するものであり、災害が発生した場合において、被災者から申請があったときは遅滞なく、住家の被害その他の被害状況を調査し、書面を交付する。

## SDGs に向けた方向性



持続可能なまちづくりを実現するため、多様な主体との情報交換等に努め、連携を図る。

### 施策実現のための取組み

| 取組み名                   | 内 容                                                                           |             |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|-------------|
|                        | 行革の視点                                                                         | 行革の視点からの取組み |
| 社会貢献活動によるまちづくり         | 子育て世帯、高齢者、障がい者など支援を必要とする人々に対し、社会貢献活動を行う個人や地元企業・団体が支援することで、安心できるまちづくりを進めます。    |             |
|                        | ②参加と協働                                                                        | 各種団体の支援     |
| ギリシャ共和国を中心とした国際交流      | ギリシャ共和国とのホストタウン交流など、スポーツ・文化・教育・産業など様々な分野での国際交流を通じて、市民の国際感覚意識の向上や国際化を推進します。    |             |
|                        | ②参加と協働                                                                        | 参加と協働の推進    |
| ▶大学との連携                | 協定や事業等により三郷市と関わりのある大学等と連携し、魅力ある地域社会の構築を目指します。                                 |             |
|                        | ③政策形成                                                                         | 知識や技術の活用    |
| ▶民間企業等との連携の推進          | 防災、教育など市民生活に関わる様々な取組みにおける民間企業や団体等との協定や連携を推進し、民間企業等のもつ専門性やノウハウを活かした政策立案を目指します。 |             |
|                        | ③政策形成                                                                         | 知識や技術の活用    |
| 民間事業者との災害時<br>応援協定*の締結 | 災害発生時に市民サービスを提供するうえで、有益な事業を展開している事業者等と積極的に協定締結を検討し、迅速な応急・復興対策につなげていきます。       |             |
|                        | ①市民サービス                                                                       | 民間活力の導入     |

| 関連する取組み           | 関連施策  |
|-------------------|-------|
| 物資等供給体制の整備        | 1-1-1 |
| 「子どもの居場所」づくりの推進   | 2-1-3 |
| 鉄道輸送の強化           | 4-2-3 |
| 国際交流の推進           | 5-2-3 |
| 生涯学習関係機関・団体との連携強化 | 6-2-1 |

\* 災害時応援協定：大規模災害時は、市の通常の防災体制のみでは、市民の生命・財産の保護等活動に十分対応できないことが予想される。このような事態に対処する手段として、物資の供給、緊急輸送等の各種応急復旧活動について被災自治体をサポートする旨の協定が、多くの自治体と民間事業者や関係機関との間で締結されている。民間事業者は、自治体にはない専門的な技術や知識、資機材などを有していることから、様々な分野の民間事業者と協定を締結することで、広域的確な応急復旧活動が期待できる。

## 経 3-1 質の高い行政経営の確立

**目指す姿** 経営感覚のある行政運営が行われている

### 現状

- 社会情勢などを踏まえ、地域の状況に合わせた業務を行っています。

### 課題

- 少子高齢化などにより社会課題が複雑化する中、将来的な人口や税収の減に備え、総合的かつ計画的に市政を運営することが求められています。
- 将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の育成・確保への配慮が課題となっており、適正な入札執行を推進していく必要があります。また、工事の完成が年度末に多く集中することにより、工事目的物の品質確保が課題となっています。
- 基金については、年度間の財源調整程度の金額しかなく、災害対策や公共施設の適正管理に必要な金額を確保する必要があります。地方債については、実施計画や公共施設長寿命化計画に基づく、計画的な投資を行う必要があります。
- 市税の徴収率は毎年上昇しています。今後も適正な徴収に係る取組みを進めることで、徴収率の向上と収入未済額の圧縮に努めていく必要があります。
- 賦課関連データ\*の電子化が進んでいることから、電子データと基幹システムを連携することで、業務の効率化が必要です。
- ふるさと納税は、他市への流出が課題となっており、三郷市の魅力をどのように PR するかなど、商工観光課と連携しつつ、寄附増加への取組みを検討する必要があります。
- 新たな制度の導入や法改正等により、事務は複雑・多様化しています。手続きの複雑化が進んでいることから、迅速かつ正確な事務処理を行うために、職員の専門知識の向上が必要です。
- 遊休地となっている土地の活用を検討していきます。
- 現役世代の人口が減少していくと予測されている中、十分な人員を確保することが難しく、職員ひとりひとりが効率的に業務を遂行していく必要があります。また、市民が求めるサービスが拡大しており、職員の幅広い知識、スキル、市民感覚、発想力、行動力などが求められています。情報化や技術の進歩により、市民から求められるサービスの変化のスピードが速いため、「積極的な情報収集」や「考え方を変えられる柔軟な対応力」が必要です。

\* 賦課関連データ：税金を課税（賦課）するための基礎となる資料のこと。

## SDGs に向けた方向性



社会情勢の変化に対応し、経営感覚にあふれた持続可能な行政運営を行います。

### 施策実現のための取組み

| 取組み名                                 | 内 容                                                                                                  |               |
|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
|                                      | 行革の視点                                                                                                | 行革の視点からの取組み   |
| 総合計画の適正な運用と効果的な政策立案に向けたマネジメントサイクルの推進 | 総合的かつ効果的な市政運営を行うため、総合計画に基づき、行政評価制度等を活用しながら事業を実施するとともに、マネジメントサイクルによる施策、事務事業の見直しを行い、効果的・効率的な事業推進に努めます。 |               |
|                                      | ③政策形成                                                                                                | 行政改革の推進       |
| 社会課題に対応できる組織体制の構築                    | 適正な定員管理及び組織体制の構築を図るとともに、職員一人ひとりの能力が発揮できる職場環境づくりを推進します。                                               |               |
|                                      | ④職員及び組織                                                                                              | 組織の再構築        |
| 入札・契約・検査の適正な執行                       | 入札制度の透明性、公平性、競争性の確保、効率性を図るとともに工事時期の集中の回避について検討します。また、建設工事について、品質確保と適正な履行に係る検査を効率的に執行します。             |               |
|                                      |                                                                                                      |               |
| 基金及び地方債の適正管理                         | 将来に備え、基金の適正な管理を行います。地方債残高の推移を分析しながら、地方債の借入額を調整していきます。                                                |               |
|                                      | ⑤財政運営                                                                                                | 計画的な財政運営      |
| 適正な賦課徴収業務の推進                         | 市税の適正な賦課に努め納税者の信頼を得るとともに、業務の省力化・効率化を推進します。また、確実な徴収と収入未済額の圧縮に努めます。                                    |               |
|                                      | ⑤財政運営                                                                                                | 業務の効率化        |
| ふるさと納税制度の利用促進                        | ふるさと納税制度の利用促進を図り増収に努めます。                                                                             |               |
|                                      | ⑥市有財産                                                                                                | 自主財源の確保       |
| 市民に信頼される人材の育成                        | 「人材育成基本方針」に基づき、「三郷の未来を描き、情熱と意欲を持って、市民とともに向上する」職員を育成していきます。                                           |               |
|                                      | ④職員及び組織                                                                                              | 職員の能力向上       |
| 市有財産の適正管理と有効活用                       | 市が保有する財産については、市民の共有財産であることから、適正な管理と有効活用を図ります。                                                        |               |
|                                      | ⑥市有財産                                                                                                | 市有財産の積極的な有効活用 |
| 窓口サービスの向上                            | 幅広い事務の受付を行うため、効率的な事務処理の実施、部署間の連携や情報の共有の推進等を進め、さらなる窓口サービスの向上を図ります。                                    |               |
|                                      | ①市民サービス                                                                                              | 手続きの簡略化・最適化   |

### 関連する個別計画

三郷市人材育成基本方針

第5次三郷市定員適正化計画



## 経 3-2 公共施設マネジメントの推進

**目指す姿** 将来を見越した市内の公共施設の適正な配置や適切な管理がなされている

### 現状

- 市内の公共施設については、三郷市公共施設等総合管理計画に基づき、インフラを含めた各施設において、個別計画を作成し、改修、修繕、耐震などにおいて計画性を持って施設維持に対応しているところ  
です。

### 課題

- 現在の公共施設の保全対策は、施設に問題が発生した段階で必要な修繕等の対策を施す「事後保全」が中心であり、重大な問題が突然発生した場合、利用停止時間が長くなる恐れがあることから、建物や設備機器等の故障が軽微な段階で適正な対策を講じる「予防保全\*」の強化を図る必要があります。
- 三郷市の公共施設整備は高度成長期に集中的に行われたため、更新費用も同様に一斉に発生します。更新時期を遅らせるために、予防保全に努め、また計画的に更新を行うことで、費用の平準化を図るとともに、将来にわたり安全で衛生的な環境を確保・維持していくために、計画的に修繕等を進めていく必要があります。
- まちづくり全体の中で、市が所有する土地・施設が持つべき役割を考え、利用する市民のニーズや社会環境に即しているかを把握した上で、将来の公共施設のあり方を検討していく必要があります。
- 誰もが快適に公共施設を利用するためには、計画段階において、また、施設の改修を含む維持管理段階においても、ユニバーサルデザインに配慮する必要があります。

\* 予防保全：劣化状況を定期的に把握し、問題が軽微な段階で対策を講じること。

## SDGs に向けた方向性



人口減による税収減と、過去に整備した公共施設の更新の時期を迎える中、計画的に施設の更新等を行うことで、財政的に無理のない財政運営を行います。

## 施策実現のための取組み

| 取組み名                           | 内 容                                                                                              |                |
|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
|                                | 行革の視点                                                                                            | 行革の視点からの取組み    |
| 計画的な施設の更新<br>(長寿命化)            | 建物の長寿命化を図ることにより、財政の計画との連動のもと、適切な時期に更新を行い、ライフサイクルコスト*の削減および更新費用の平準化に努めます。                         |                |
|                                | ⑥市有財産                                                                                            | 公共施設・インフラの長寿命化 |
| 公共施設の予防保全                      | 計画的な予防保全を図ることにより、経年劣化の進行に伴う大規模改修にかかる費用を最小限に抑制するとともに、快適な利用環境の維持に努めます。                             |                |
|                                | ⑥市有財産                                                                                            | 市有財産の適正な維持管理   |
| 最適な施設配置の検討                     | 施設の利用状況や維持管理にかかる費用などを調査し、将来の施設のあり方を検討し、最適な配置に努めます。                                               |                |
|                                | ⑥市有財産                                                                                            | 公共施設の適正配置      |
| ユニバーサルデザインに<br>配慮した施設整備の<br>推進 | 障がいのある人々や高齢者、子ども達等が利用しやすい建物の建設や整備に努めます。道路や公園、駅前広場等の屋外の公共空間についても、ユニバーサルデザインを推進し、安全で快適な環境の整備に努めます。 |                |
|                                | ①市民サービス                                                                                          | 市民ニーズの多様化への対応  |

## 関連する個別計画

三郷市公共施設長寿命化計画

三郷市公共施設等総合管理計画

| 関連する取組み               | 関連施策  |
|-----------------------|-------|
| 教育環境の整備促進             | 2-2-1 |
| 公共下水道施設の維持管理          | 3-2-3 |
| 既存公園施設の長寿命化の実施        | 4-2-1 |
| 安全・安心な道づくりの推進         | 4-2-2 |
| 浄配水場施設の適切な維持管理・計画的な更新 | 4-2-4 |
| 民間企業等との連携の推進          | 経 2-3 |

\* ライフサイクルコスト: 建物の建設費用だけでなく、企画・設計・施工・運用・維持管理・補修・改造・解体・廃棄に至るまでに必要なトータルコストのこと。



## 経 3-3 スマートで人にやさしい自治体の構築

**目指す姿** 新たな技術や、人にやさしい施設の整備などにより、より多くの市民が便利に快適に暮らせるまちを実現する

### 現状

- 情報化基本計画を実施計画の中で定義し、市の情報システム等の管理運営に取り組んでいます。
- 総務省が提唱している自治体セキュリティ強靱化の方針に従って個人情報の保護に取り組んでいます。

### 課題

- 人口減少が進む中で、多様化する市民ニーズへの対応や自治体運営のスリム化などが求められており、行政経営の利便性や効率を上げることが重要となります。これら課題の解決を図るためのツールとして、IT 技術活用による業務の効率化やユニバーサルデザインへの配慮が必要です。
- 情報技術の進化はめまぐるしく、また陳腐化も早いため、適したサイクルでの見直しが可能な体系を取ることが必要です。
- 各導入システムについて部分最適化は図られてきていますが、必ずしも全体最適を実現できていないものがあります。効率的な行政運営を実現するため、費用対効果の視点に加えて全体最適に資する最適なシステムの導入を図ることが求められています。
- 市民の負託\*を受けて行政情報を管理している上で、情報漏洩を起こさないような取組みを継続して実施する必要があります。継続的に技術的に強固なセキュリティを構築するとともに、個人情報を取り扱う全職員の意識を高めていくことが重要となります。
- 災害時等において、自治体機能を維持するための体制づくりが必要です。

---

\* 負託：責任を持たせて、任せること。

## SDGs に向けた方向性



ユニバーサルデザインへの配慮や ICT\*等の活用により、誰もが安心して便利で快適に暮らし続けることができるまちづくりをめざします。

### 施策実現のための取組み

| 取組み名                    | 内 容                                                                               |               |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|---------------|
|                         | 行革の視点                                                                             | 行革の視点からの取組み   |
| ▶ 最新技術を活用した市民サービス向上     | IoT*、AI*、RPA*などの最新技術の活用について、民間等との共同研究やノウハウを適正に導入し、効率的な行政経営に取り組みます。                |               |
|                         | ① 市民サービス                                                                          | 行政の情報化等の推進    |
| 安心して快適な移動の実現            | 駅舎やバス停周辺における、公共サインの適切な配置やバリアフリー化により、誰もが利用しやすい公共交通機関の施設整備を推進します。                   |               |
|                         | ① 市民サービス                                                                          | 市民ニーズの多様化への対応 |
| 民間施設等に関するユニバーサルデザインへの配慮 | 多くの人が利用する病院や店舗などの建築物について、すべての人が利用しやすい施設を誘導します。                                    |               |
|                         | ① 市民サービス                                                                          | 市民ニーズの多様化への対応 |
| 情報化基本計画の推進              | 情報化基本計画を総合計画基本計画に位置づけ、事業を実施計画の中で展開することにより、三郷市の情報化に関わる施策を計画的、総合的に推進します。            |               |
|                         | ③ 政策形成                                                                            | 業務の効率化        |
| 庁内システムの全体最適化            | 各業務で導入を進めているシステムについて、全体で最適な効果を最小の投資で実現できるように、システム設置部署の見直しや機材の一括調達による、調達の効率化を図ります。 |               |
|                         | ③ 政策形成                                                                            | 業務の効率化        |
| 情報セキュリティの向上             | マイナンバー*を始めとする、各種の個人情報の取り扱いにおける、技術的な情報漏洩対策を進めるとともに、取り扱う職員全員の意識や技術の向上を図ります。         |               |
|                         | ④ 職員及び組織                                                                          | 職員の能力向上       |
| 業務改革による危機管理・業務継続体制の構築   | テレワーク*をはじめ、ICT*を活用した庁内の業務改革により、有事にも対応する行政機能を維持する体制を構築します。                         |               |
|                         | ④ 職員及び組織                                                                          | 組織の再構築        |

### 関連する個別計画

第2次情報化基本計画

\* ICT: 情報通信技術

\* IoT: モノのインターネット。インターネットとつながる仕組みや技術のこと。

\* AI: 人工知能

\* RPA: ロボットによる業務自動化

\* マイナンバー（制度）: 住民票を持つすべての国民に一人1つのマイナンバー（個人番号）が与えられる制度のこと。

\* テレワーク: ICT を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。



# 資 料 編

## 目 次

|                               |   |
|-------------------------------|---|
| 1 基本構想 将来都市構造について .....       | ● |
| 2 行政改革 .....                  | ● |
| 3 三郷市版総合戦略テーマ別取組み一覧 .....     | ● |
| 4 SDGs(持続可能な開発目標)とは .....     | ● |
| 5 計画体系一覧 .....                | ● |
| 6 財政フレームの考え方 .....            | ● |
| 7 第5次三郷市総合計画基本構想審査特別委員会 ..... | ● |
| 8 三郷市まちづくり委員会 .....           | ● |
| 9 市民参加.....                   | ● |
| 10 策定経過 .....                 | ● |
| 11 策定体制 .....                 | ● |

# 1 基本構想 将来都市構造について

## Ⅰ. 拠点の形成

「商業・業務機能」、「生活サービス機能」、「交流機能」、「産業機能」などの都市機能を持った地域を形成し、市民が住み、働き、学び、楽しみやすい場所となる土地利用の魅力づけを行いながら、市民生活や都市活動、産業活動の中心的な役割を担う地区を「拠点」として位置づけ、バランスのとれた都市構造の構築を図ります。

### ① 地域拠点

「商業・業務機能」、「生活サービス機能」、「交流機能」などの都市機能を持った、市民生活や都市活動の中心となる人にも選ばれる拠点形成を図ります。このうち、市の顔として相応しい機能を集積する地域を「都市交流拠点」とします。

#### ● 都市交流拠点（三郷中央駅周辺）

商業・業務・サービス機能、行政サービスなどの複合機能を集積する「都市交流拠点」として、にぎわいと活気ある快適な都市空間の形成により、市のシンボルとなる都市拠点づくりをめざします。

#### ● 地域拠点（新三郷駅周辺、三郷インターチェンジ周辺）

商業・業務・レジャー・教育・住宅などの複合機能を集積する「地域拠点」として、広域からの利用も想定した各機能の集積と都市型住宅の立地による人、物、情報・文化などが行き交う、ふれあいにぎわいの拠点づくりをめざします。

#### ● 地域拠点（三郷駅周辺）

近隣型の商業・業務機能を集積する「地域拠点」として、地域の生活機能の充実など、利便性の向上や地域の活性化の核となる拠点づくりをめざします。

#### ● 地域拠点（三郷南インターチェンジ周辺）

近隣型の商業・業務・交流機能を集積する「地域拠点」として、地域の防災機能や交通機能の充実など、利便性の向上や活性化の核となる拠点づくりをめざします。

### ② 産業拠点

「産業機能」の都市機能を持った、産業活動の中心となる企業に選ばれる拠点形成を図ります。

#### ● 産業拠点（三郷インターチェンジ周辺、三郷料金所スマートインターチェンジ周辺、三郷吉川線沿道）

業務・流通・工業などの多様な産業機能を集積する「産業拠点」として、生産や物流などを担う拠点づくりをめざします。

### ③産業振興地区

ネットワーク軸に位置づけをした路線のうち、都市計画道路の整備が予定される区域の一部を、都市計画道路整備と面的な土地利用計画との連動性を重視する地区として「産業振興地区」と位置づけます。

市の産業が持続的なものとなり、さらなる活力向上に資するべく、物流施設を始めとする流通機能、道の駅やバスターミナルなどの交通機能、都市型農業の振興を図る農業生産機能など、ネットワーク軸の確立と併せ、周辺環境との調和を図りながら、新たな拠点の候補となるような土地利用をめざします。

## 2. 核の形成

### ①防災減災核

防災減災意識の高揚や備蓄品の充実など防災・減災力の向上を図り、災害に強いまちづくりを推進するため、市役所本庁舎、消防・防災総合庁舎、整備予定の防災機能を有する公共施設の周辺を「防災減災核」と位置づけ、市民の生命と暮らしを守る地域づくりをめざします。

### ②レクリエーション核

スポーツを通じた健康増進、観光やイベントなどを活用したにぎわいの創出など、人が集い、情報を発信する場所として「レクリエーション核」と位置づけます。

早稲田公園・三郷市文化会館、江戸川運動公園・三郷緊急用船着場、三郷市陸上競技場公園・番匠免運動公園・三郷スカイパーク、におどり公園・三郷中央におどりプラザ、県営みさと公園などにおいて、スポーツ・レクリエーションを通じたまちづくり、元気な地域づくりをめざします。

## 3. ネットワーク軸の形成

拠点間及び拠点と周辺都市を結ぶ本市の骨格となる道路とその沿道について、都市に魅力と活力を与え、市内外の活発な交流を促進する連続的な空間を形成する「ネットワーク軸」と位置づけます。

## 4. 水と緑の骨格軸の形成

生活に潤いと安らぎを与える空間を形成するため、江戸川、中川、小合溜井（こあいだめい）、三郷放水路を自然環境とレクリエーション機能を備えた「水と緑の骨格軸」と位置づけます。

## 2 行政改革

### 行政改革とは

限られた資源を活用し、最少の経費で最大の効果を上げることが原則とし、的確な行政ニーズの把握、市民サービスの質の向上、組織の合理化、各種制度の見直しなどを行い、効果的・効率的な行政運営に取り組むことをいいます。

### 行政改革6つの視点

行政改革の推進にあたっては、全職員が6つの視点で具体的な取組内容を検討し、解決策を提案します。行政の内部に着目して、どのような具体的な改革が可能かを考える視点だけではなく、行政サービスの受け手である市民に対して意識を向けて行政改革を考え、全職員がこれらの視点で、どのような改革ができるかを検討します。

#### ① 市民サービスの視点

三郷市職員は、市民の福祉の向上を本務としています。したがって、すべての職員は、絶えず市民の福祉の向上を意識して仕事に取り組む必要があります。具体的には、常に業務の改善・改革の意識を持ち、少しでも市民サービスの向上を図ることができないかを考えながら、日々の業務に取り組めます。

#### ② 参加と協働の視点

社会・経済情勢が急激に変化しており、市民の参加と協働の取り組みの推進や、共助の取り組みの促進により、地域の課題は地域で解決する仕組みの強化が求められています。市内には自らの使命に基づき、主体的に公共性の高い活動をしている団体があります。市は、これらの団体の活動を支援します。また、市民やこれらの団体と情報の共有などを通じて、参加と協働のまちづくりを進めます。また、東日本大震災を契機に、地域の助け合いの精神が高まりを見せていることから、地域の人々が共に支え合う「共助」の取り組みを支援します。

#### ③ 政策形成の視点

政策形成の視点では、行政資源のうち、ノウハウや仕組み、情報に着目して行政改革を推進します。市民の福祉の向上を第一とした意思決定や行政サービスを実現するためには、政策形成サイクルを十分に機能させ、効果的・効率的な市政運営を行います。また、市民ニーズを的確に把握し、市政運営に活かします。

#### ④ 職員及び組織の視点

職員及び組織の視点では、行政資源のうち、人材（人財）に着目して行政改革を推進します。行



政サービスの最前線に立ち、市民へサービスを提供するのは、三郷市職員一人ひとりです。市民の福祉の向上を実現するためには、職員一人ひとりの資質・能力を高める必要があります。職員が高いモチベーションで仕事に取り組み、成果が適切に評価に反映されるよう、人事制度等のルールを随時見直します。また、質の高い市民サービスを行うために必要な職員数を確保します。

#### ⑤ 財政運営の視点

財政運営の視点では、行政資源のうち、お金に着目して行政改革を推進します。厳しい財政状況のなか、多様化する市民ニーズに的確に対応し、市民サービスを向上するためには、個々の事業レベルでのコスト削減だけでなく、民間の活力を積極的に導入し、最少の経費で最大の効果をあげるために、まちづくりを推進し、積極的に企業誘致を行うなど歳入確保に努め、財源を確保する必要があります。また、限られた財源の中で、より優先度の高いサービスを提供する、選択と集中の考え方を重視します。

#### ⑥ 市有財産の視点

市有財産の視点では、行政資源のうち、モノ（財産）に着目して行政改革を推進します。限られた財源を効果的・効率的に使うためには、既存の財産である公共施設等の市有財産を有効に活用することが求められます。市有財産のサービス提供能力を最大限に活用し、費用対効果の高いサービスを提供します。

#### <行政改革の進行管理>

第5次三郷市総合計画実施計画の中で、進行管理をしていきます。

<行政改革のポイント一覧>

## 視点① 市民サービスの視点

| 施策名                     | 総合計画 取組み名         | 行革の視点からの取組み   |
|-------------------------|-------------------|---------------|
| 1-1-1 強靱な防災基盤の構築        | 災害に対する応急体制の迅速な整備  | わかりやすい情報発信    |
| 1-1-2 風水害対策の強化          | 水害ハザードマップの普及      | わかりやすい情報発信    |
|                         | 的確で迅速な災害発生情報の提供   | わかりやすい情報発信    |
| 1-1-3 消防体制の充実           | 救急業務の高度化          | 市民ニーズの多様化への対応 |
|                         | AED を含む応急手当の普及推進  | わかりやすい情報発信    |
| 1-2-3 市民相談体制の充実         | 市民相談の充実           | 市民ニーズの多様化への対応 |
|                         | 消費者の自立のための支援      | わかりやすい情報発信    |
|                         | 消費生活センターの相談機能の向上  | 市民ニーズの多様化への対応 |
| 2-1-1 妊娠・出産に対する社会的支援の強化 | 安心な子育ての推進         | 市民ニーズの多様化への対応 |
|                         | 子育て支援ステーションの充実    | 市民ニーズの多様化への対応 |
|                         | 不妊に関する支援の実施       | 市民ニーズの多様化への対応 |
|                         | 経済的な支援の充実         | 市民ニーズの多様化への対応 |
| 2-1-2 子育てと仕事の両立支援       | 地域における子育て支援       | 市民ニーズの多様化への対応 |
|                         | 安心して子どもを預けられる環境整備 | 市民ニーズの多様化への対応 |
|                         | 児童クラブの充実          | 市民ニーズの多様化への対応 |
| 2-1-3 子どもや子育て家庭への支援     | 子育て家庭への支援         | 市民ニーズの多様化への対応 |
|                         | 子育て不安解消及び養育の支援    | 市民ニーズの多様化への対応 |
|                         | 虐待防止対策の強化         | 市民ニーズの多様化への対応 |
|                         | ひとり親家庭への支援        | 市民ニーズの多様化への対応 |
| 3-1-1 生活環境の保全           | 公害の防止             | 関係機関との連携      |
| 3-1-2 緑と水辺による快適環境の創出    | 緑のまちづくりに対する意識啓発   | わかりやすい情報発信    |
| 3-2-2 ごみの減量と廃棄物の適正処理    | ごみの適正処理           | 関係機関との連携      |
| 4-1-1 計画的な土地利用の推進       | 都市計画における情報開示の推進   | わかりやすい情報発信    |

| 施策名                      | 総合計画 取組み名                     | 行革の視点からの取組み   |
|--------------------------|-------------------------------|---------------|
| 4-1-2 地域特性を生かした魅力ある拠点の形成 | 地域の個性を生かしたまちづくりの推進            | 関係機関との連携      |
| 4-1-3 快適な住環境の創造          | 住宅施策の推進                       | 市民ニーズの多様化への対応 |
| 4-2-1 憩いとなる公園づくりの推進      | スポーツ・レクリエーションを通じたレクリエーション核の形成 | 関係機関との連携      |
| 4-2-2 誰もが円滑に移動できる道づくりの推進 | 計画的・効率的な道路ネットワーク軸の構築          | 関係機関との連携      |
|                          | 広域道路ネットワークの整備推進               | 関係機関との連携      |
| 4-2-3 公共交通アクセスの充実        | 路線バス利用の促進                     | 関係機関との連携      |
|                          | 自転車利用の促進                      | わかりやすい情報発信    |
| 5-1-1 にぎわいのある商業の振興       | 特色のある商店街の育成・活性化               | 市民ニーズの多様化への対応 |
| 5-1-3 都市型農業の振興           | 農業経営・生産の充実                    | 関係機関との連携      |
|                          | 新特産品等の産出                      | 関係機関との連携      |
| 5-2-1 産業と雇用の創出           | 労働環境の充実                       | 関係機関との連携      |
|                          | 創業者への支援                       | 市民ニーズの多様化への対応 |
| 6-1-2 読書環境の整備            | 図書館業務の効率化                     | 市民ニーズの多様化への対応 |
|                          | 電子図書館の運営                      | 市民ニーズの多様化への対応 |
| 6-2-1 生涯学習の推進            | 生涯学習関係機関・団体との連携強化             | 市民ニーズの多様化への対応 |
|                          | 学び(市民大学)の充実                   | 市民ニーズの多様化への対応 |
|                          | 生涯学習・社会教育の推進                  | 市民ニーズの多様化への対応 |
| 6-2-2 スポーツ・ウェルネスの推進      | スポーツ・レクリエーション活動の推進            | 市民ニーズの多様化への対応 |
|                          | シルバー元気塾の推進                    | 市民ニーズの多様化への対応 |
| 6-3-2 ジェンダー平等社会の形成       | 一人ひとりの人権の尊重と擁護                | 市民ニーズの多様化への対応 |
| 7-1-1 健康づくりの推進           | 健康づくり体制の整備                    | 市民ニーズの多様化への対応 |
|                          | 医療体制の充実                       | 市民ニーズの多様化への対応 |
|                          | 健康情報の提供                       | 市民ニーズの多様化への対応 |
|                          | 感染症への適切な対応                    | 市民ニーズの多様化への対応 |
| 7-1-2 安定した社会保障制度         | 生活困窮者への自立支援                   | 市民ニーズの多様化への対応 |

| 施策名                      | 総合計画 取組み名                     | 行革の視点からの取組み   |
|--------------------------|-------------------------------|---------------|
| の確立                      | 生活保護決定事務の適正実施による被保護者へのサービスの向上 | 市民ニーズの多様化への対応 |
|                          | 後期高齢者医療制度の適正運用                | 市民ニーズの多様化への対応 |
|                          | 介護保険制度の適正運営                   | 市民ニーズの多様化への対応 |
| 7-2-1 地域福祉の推進            | 福祉総合相談体制の推進                   | 市民ニーズの多様化への対応 |
| 7-2-2 地域包括ケアシステムの構築      | 生活支援サービスの整備                   | 市民ニーズの多様化への対応 |
| 7-2-3 障がい者福祉の充実          | 総合的な障がい福祉施策の推進                | 市民ニーズの多様化への対応 |
|                          | 障がい福祉サービスの充実                  | 市民ニーズの多様化への対応 |
|                          | 安定した障がい者福祉施設の運営               | 市民ニーズの多様化への対応 |
|                          | 意思疎通支援の充実                     | 市民ニーズの多様化への対応 |
|                          | 医療費の助成や各種手当等の活用促進             | 市民ニーズの多様化への対応 |
|                          | 就労支援の推進                       | 市民ニーズの多様化への対応 |
| 7-2-4 高齢者福祉の充実           | 高齢者の孤立防止                      | 市民ニーズの多様化への対応 |
|                          | 生活支援を支える基盤整備の推進               | 市民ニーズの多様化への対応 |
|                          | 社会参加の機会の充実や生きがい活動のための環境整備     | 市民ニーズの多様化への対応 |
|                          | 高齢者福祉サービスの充実                  | 市民ニーズの多様化への対応 |
|                          | 介護予防の推進                       | 市民ニーズの多様化への対応 |
|                          |                               |               |
| 経 1-2 世代を超えた人々がつながる機会の創出 | 地域活動や身近な活動を通じた多世代交流の推進        | 市民ニーズの多様化への対応 |
|                          | 多世代交流施設の整備                    | 民間活力の導入       |
| 経 2-1 シティブランディングの強化      | 広報活動の推進                       | わかりやすい情報発信    |
|                          | シティプロモーションによる魅力発信             | わかりやすい情報発信    |
| 経 2-2 広域行政の推進            | 自治体間連携による行政サービスの向上            | 関係機関との連携      |

| 施策名                      | 総合計画 取組み名               | 行革の視点からの取組み   |
|--------------------------|-------------------------|---------------|
| 経 2-3 多様な主体とのパートナーシップの構築 | 民間事業者との災害時応援協定の締結       | 民間活力の導入       |
| 経3-1 質の高い行政経営の確立         | 窓口サービスの向上               | 手続きの簡略化・最適化   |
| 経 3-2 公共施設マネジメントの推進      | ユニバーサルデザインに配慮した施設整備の推進  | 市民ニーズの多様化への対応 |
| 経 3-3 スマートで人にやさしい自治体の構築  | 最新技術を活用した市民サービス向上       | 行政の情報化等の推進    |
|                          | 安心して快適な移動の実現            | 市民ニーズの多様化への対応 |
|                          | 民間施設等に関するユニバーサルデザインへの配慮 | 市民ニーズの多様化への対応 |

## 視点② 参加と協働の視点

| 施策名              | 総合計画 取組み名                     | 行革の視点からの取組み |
|------------------|-------------------------------|-------------|
| 1-1-1 強靱な防災基盤の構築 | 避難所の円滑な運営のための委員会の設置           | 参加と協働の推進    |
|                  | 災害に対する地域の活動支援                 | 参加と協働の推進    |
|                  | 地域の防災リーダーの育成                  | 各種団体の支援     |
| 1-1-2 風水害対策の強化   | 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成と避難訓練の実施の促進 | 参加と協働の推進    |
| 1-1-3 消防体制の充実    | 消防団の充実強化                      | 参加と協働の推進    |
|                  | 地域防災力の強化                      | 各種団体の支援     |
| 1-2-1 防犯活動の強化    | 犯罪被害に遭いにくいまちづくりの推進            | 参加と協働の推進    |
|                  | 防犯意識の高揚                       | 参加と協働の推進    |
|                  | 地域防犯環境の整備                     | 参加と協働の推進    |
|                  | 地域と連携した防犯活動の充実及び地域における防犯力の向上  | 参加と協働の推進    |

| 施策名                      | 総合計画 取組み名                | 行革の視点からの取組み |
|--------------------------|--------------------------|-------------|
| 1-2-2 交通安全対策の推進          | 交通マナー向上に向けた啓発の推進         | 参加と協働の推進    |
| 1-2-3 市民相談体制の充実          | 消費者被害の未然防止               | 参加と協働の推進    |
| 2-1-2 子育てと仕事の両立支援        | 子供たちを心豊かに育む環境づくり         | 参加と協働の推進    |
| 2-1-3 子どもや子育て家庭への支援      | 心身の健やかな成長の支援             | 関係機関との連携    |
|                          | 「子どもの居場所」づくりの推進          | 各種団体の支援     |
| 2-2-1 質の高い教育及び環境の充実      | 社会に開かれた学校の推進             | 参加と協働の推進    |
| 2-2-2 青少年健全育成の推進         | 地域活動・地域交流の促進             | 参加と協働の推進    |
|                          | 青少年をとりまく環境の整備            | 参加と協働の推進    |
| 3-1-1 生活環境の保全            | 生活環境の衛生保全                | 参加と協働の推進    |
| 3-1-2 緑と水辺による快適環境の創出     | 市民参加による緑化推進活動の支援         | 各種団体の支援     |
| 3-2-1 環境対策の推進            | 地球温暖化防止対策推進のための意識啓発・活動支援 | 参加と協働の推進    |
|                          | 環境負荷低減に向けた自転車利用の促進       | 参加と協働の推進    |
| 3-2-2 ごみの減量と廃棄物の適正処理     | ごみの削減                    | 参加と協働の推進    |
|                          | 美しい街並みの維持                | 参加と協働の推進    |
| 4-1-1 計画的な土地利用の推進        | 良質な開発への誘導及び意識啓発          | 参加と協働の推進    |
| 4-1-2 地域特性を生かした魅力ある拠点の形成 | まちのシンボルとなる都市交流拠点の形成      | 参加と協働の推進    |
| 4-2-1 憩いとなる公園づくりの推進      | 魅力ある公園づくり                | 参加と協働の推進    |
|                          | 地域的なバランスに配慮した公園等の整備      | 参加と協働の推進    |
|                          | 市民と行政の協働による公園管理の推進       | 参加と協働の推進    |
| 5-1-1 にぎわいのある商業の振興       | 特色ある新商品開発の支援             | 参加と協働の推進    |
| 5-1-2 活力ある工業の振興          | 調和のとれた商業・工業環境の整備         | 参加と協働の推進    |
| 5-1-3 都市型農業の振興           | 農業の担い手の育成・確保に向けた支援       | 各種団体の支援     |

| 施策名                     | 総合計画 取組み名                      | 行革の視点からの取組み |
|-------------------------|--------------------------------|-------------|
|                         | ふれあい型農業の推進に向けた支援               | 参加と協働の推進    |
| 5-2-2 魅力ある観光の振興         | 都市型観光の振興                       | 参加と協働の推進    |
|                         | 観光資源の再発見                       | 参加と協働の推進    |
| 5-2-3 グローバルな視点に基づくまちづくり | 多文化共生の推進                       | 各種団体の支援     |
|                         | 国際交流の推進                        | 参加と協働の推進    |
| 6-1-1 読書を通じた交流の推進       | 読書活動ボランティア団体への支援               | 各種団体の支援     |
| 6-1-2 読書環境の整備           | 学校図書館の充実                       | 参加と協働の推進    |
| 6-2-1 生涯学習の推進           | 家庭教育の充実                        | 各種団体の支援     |
| 6-2-2 スポーツ・ウェルネスの推進     | 指導者・団体の育成及び次世代を担う地元アスリートのための支援 | 関係機関との連携    |
| 6-2-3 文化・芸術の振興          | 市民の文化活動の支援                     | 各種団体の支援     |
| 6-2-4 文化財・伝統文化の保存・継承    | 市史編さん事業の継続                     | 参加と協働の推進    |
|                         | 文化財の調査・保存・継承                   | 参加と協働の推進    |
| 6-3-1 平和と人権を大切にする社会づくり  | 人権啓発・教育の充実                     | 参加と協働の推進    |
| 7-1-1 健康づくりの推進          | 地域における健康づくりの推進                 | 参加と協働の推進    |
|                         | 健康診査・各種がん検診等の推進                | 関係機関との連携    |
| 7-2-1 地域福祉の推進           | 地域福祉活動を支える各団体等への支援             | 各種団体の支援     |
|                         | 地域福祉推進体制の充実                    | 参加と協働の推進    |
|                         | 避難行動要支援者支援制度の推進                | 参加と協働の推進    |
| 7-2-2 地域包括ケアシステムの構築     | 高齢者個人に対する充実した支援とそれを支える社会基盤の整備  | 関係機関との連携    |
|                         | 在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の推進         | 関係機関との連携    |
|                         | 認知症に関する普及啓発と早期発見・早期対応の推進       | 参加と協働の推進    |
| 経 1-1 コミュニティ活動の促進       | 地域コミュニティの活性化                   | 各種団体の支援     |
|                         | コミュニティ組織・活動への援助                | 各種団体の支援     |



| 施策名                      | 総合計画 取組み名         | 行革の視点からの取組み |
|--------------------------|-------------------|-------------|
|                          | ボランティア活動への支援      | 参加と協働の推進    |
|                          | 地域コミュニティ施設整備の促進   | 各種団体の支援     |
|                          | 地域包括ケアシステムの推進     | 参加と協働の推進    |
| 経 1-2 世代を超えた人々がつながる機会の創出 | 地域における世代間交流の促進    | 参加と協働の推進    |
| 経 1-3 市民のまちづくりへの参加       | 市民参加制度の活用         | 参加と協働の推進    |
|                          | 市民参加の機会の確保        | 参加と協働の推進    |
|                          | 有権者の政治意識向上        | 参加と協働の推進    |
| 経 2-3 多様な主体とのパートナーシップの構築 | 社会貢献活動によるまちづくり    | 各種団体の支援     |
|                          | ギリシャ共和国を中心とした国際交流 | 参加と協働の推進    |

### 視点③ 政策形成の視点

| 施策名                      | 総合計画 取組み名                            | 行革の視点からの取組み |
|--------------------------|--------------------------------------|-------------|
| 3-1-2 緑と水辺による快適環境の創出     | 「緑の基本計画」の推進                          | 市民ニーズの的確な把握 |
| 4-1-3 快適な住環境の創造          | 良好な景観形成の推進                           | 市民ニーズの的確な把握 |
| 4-2-3 公共交通アクセスの充実        | 公共交通ネットワークの充実                        | 市民ニーズの的確な把握 |
|                          | MaaSの具現化                             | 市民ニーズの的確な把握 |
| 経1-3 市民のまちづくりへの参加        | 広聴活動の充実                              | 市民ニーズの的確な把握 |
| 経2-1 シティブランディングの強化       | 地域力を醸成するための機会の創出                     | 市民ニーズの的確な把握 |
| 経 2-3 多様な主体とのパートナーシップの構築 | 大学との連携                               | 知識や技術の活用    |
|                          | 民間企業等との連携の推進                         | 知識や技術の活用    |
| 経 3-1 質の高い行政経営の確立        | 総合計画の適正な運用と効果的な政策立案に向けたマネジメントサイクルの推進 | 行政改革の推進     |
| 経 3-3 スマートで人にやさしい自治体の構築  | 情報化基本計画の推進                           | 業務の効率化      |
|                          | 庁内システムの全体最適化                         | 業務の効率化      |

## 視点④ 職員及び組織の視点

| 施策名                     | 総合計画 取組み名             | 行革の視点からの取組み |
|-------------------------|-----------------------|-------------|
| 1-1-3 消防体制の充実           | 消防施設等の充実              | 組織の再構築      |
|                         | 精強な部隊の育成              | 職員の能力向上     |
| 経 3-1 質の高い行政経営の確立       | 社会課題に対応できる組織体制の構築     | 組織の再構築      |
|                         | 市民に信頼される人材の育成         | 職員の能力向上     |
| 経 3-3 スマートで人にやさしい自治体の構築 | 情報セキュリティの向上           | 職員の能力向上     |
|                         | 業務改革による危機管理・業務継続体制の構築 | 組織の再構築      |

## 視点⑤ 財政運営の視点

| 施策名                 | 総合計画 取組み名      | 行革の視点からの取組み   |
|---------------------|----------------|---------------|
| 1-1-2 風水害対策の強化      | 江戸川水防事務組合活動の充実 | 広域連携による行政の効率化 |
| 1-1-3 消防体制の充実       | 消防車両等の計画的な更新整備 | 市有財産の適正な維持管理  |
| 7-1-2 安定した社会保障制度の確立 | 国民健康保険の健全な運営   | 計画的な財政運営      |
| 経 2-2 広域行政の推進       | 共通する事務における連携   | 広域連携による行政の効率化 |
| 経 3-1 質の高い行政経営の確立   | 基金及び地方債の適正管理   | 計画的な財政運営      |
|                     | 適正な賦課徴収業務の推進   | 業務の効率化        |

## 視点⑥ 市有財産の視点

| 施策名                 | 取組名             | 取組内容           |
|---------------------|-----------------|----------------|
| 1-1-2 風水害対策の強化      | 河川や水路の整備・改修     | 公共施設・インフラの長寿命化 |
|                     | 河川や水路、排水機場の維持管理 | 市有財産の適正な維持管理   |
| 1-2-2 放置自転車の対策      | 放置自転車の対策        | 市有財産の適正な維持管理   |
| 2-2-1 質の高い教育及び環境の充実 | 教育環境の整備促進       | 公共施設・インフラの長寿命化 |

|                          |                             |                |
|--------------------------|-----------------------------|----------------|
| 3-1-1 生活環境の保全            | 生活排水処理の推進                   | 公共施設・インフラの長寿命化 |
| 3-2-2 ごみの減量と廃棄物の適正処理     | ごみ処理の効率化                    | 公共施設・インフラの長寿命化 |
| 3-2-3 公共下水道の整備           | 公共下水道施設の維持管理                | 市有財産の適正な維持管理   |
|                          | 最終処理施設の管理                   | 市有財産の適正な維持管理   |
| 4-1-3 快適な住環境の創造          | 公営住宅の適切な管理                  | 市有財産の適正な維持管理   |
| 4-2-1 憩いとなる公園づくりの推進      | 既存公園施設の長寿命化の実施              | 公共施設・インフラの長寿命化 |
| 4-2-2 誰もが円滑に移動できる道づくりの推進 | 安全・安心な道づくりの推進               | 公共施設・インフラの長寿命化 |
|                          | 橋りょうの適正管理                   | 公共施設・インフラの長寿命化 |
| 4-2-4 良質な水の安定供給          | 健全な経営の維持                    | 市有財産の適正な維持管理   |
|                          | 地震に強い強靱な管路の構築               | 市有財産の適正な維持管理   |
|                          | 浄配水場施設の適切な維持管理・計画的な更新       | 公共施設・インフラの長寿命化 |
| 6-1-2 読書環境の整備            | 図書館施設の維持管理及び図書館情報システムの安定的運用 | 市有財産の適正な維持管理   |
| 6-2-4 文化財・伝統文化の保存・継承     | 地域史料の収集・保存・活用               | 市有財産の積極的な活用    |
| 経 3-1 質の高い行政経営の確立        | ふるさと納税制度の利用促進               | 自主財源の確保        |
|                          | 市有財産の適正管理と有効活用              | 市有財産の積極的な有効活用  |
| 経 3-2 公共施設マネジメントの推進      | 計画的な施設の更新（長寿命化）             | 公共施設・インフラの長寿命化 |
|                          | 公共施設の予防保全                   | 市有財産の適正な維持管理   |
|                          | 最適な施設配置の検討                  | 公共施設の適正配置      |



### 3 三郷市版総合戦略テーマ別取組み一覧

(施策番号順)

| 重点テーマ<br>(総合戦略) | まちづくり方針・<br>経営方針 | 施策    | 取組み(基本計画・実施計画)           |
|-----------------|------------------|-------|--------------------------|
| テーマ①            | まちづくり方針1         | 1-1-1 | 災害に対する地域の活動支援            |
| テーマ①            | まちづくり方針1         | 1-1-1 | 地域の防災リーダーの育成             |
| テーマ③            | まちづくり方針2         | 2-1-1 | 安心な子育ての推進                |
| テーマ③            | まちづくり方針2         | 2-1-1 | 子育て支援ステーションの充実           |
| テーマ③            | まちづくり方針2         | 2-1-1 | 不妊に関する支援の実施              |
| テーマ③            | まちづくり方針2         | 2-1-1 | 経済的な支援の充実                |
| テーマ③            | まちづくり方針2         | 2-1-2 | 安心して子どもを預けられる環境の整備       |
| テーマ③            | まちづくり方針2         | 2-1-3 | 「子どもの居場所」づくりの推進          |
| テーマ③            | まちづくり方針2         | 2-2-1 | 児童生徒の基礎学力の定着             |
| テーマ③            | まちづくり方針2         | 2-2-1 | 教育環境の整備促進                |
| テーマ①            | まちづくり方針3         | 3-1-1 | 生活環境の衛生保全                |
| テーマ①            | まちづくり方針3         | 3-1-2 | 快適な水辺空間の創出               |
| テーマ①            | まちづくり方針3         | 3-2-1 | 地球温暖化防止対策推進のための意識啓発・活動支援 |
| テーマ①            | まちづくり方針4         | 4-1-2 | 土地区画整理事業等による市街地整備の推進     |
| テーマ①            | まちづくり方針4         | 4-1-2 | 地域の個性を生かしたまちづくりの推進       |
| テーマ①            | まちづくり方針4         | 4-2-2 | 計画的・効率的な道路ネットワーク軸の形成     |
| テーマ①            | まちづくり方針4         | 4-2-2 | 広域道路ネットワークの整備推進          |
| テーマ①            | まちづくり方針4         | 4-2-2 | 安全・安心な道づくりの推進            |
| テーマ①            | まちづくり方針4         | 4-2-2 | 自転車通行空間の整備推進             |
| テーマ①            | まちづくり方針4         | 4-2-3 | 公共交通ネットワークの充実            |
| テーマ①            | まちづくり方針4         | 4-2-3 | 鉄道輸送の強化                  |
| テーマ①            | まちづくり方針4         | 4-2-3 | MaaSの具現化                 |
| テーマ①            | まちづくり方針4         | 4-2-4 | 地震に強い強靱な管路の構築            |
| テーマ②            | まちづくり方針5         | 5-1-3 | 新特産品等の産出                 |
| テーマ②            | まちづくり方針5         | 5-1-3 | ふれあい型農業の推進に向けた支援         |
| テーマ②            | まちづくり方針5         | 5-2-1 | 労働環境の充実                  |
| テーマ②            | まちづくり方針5         | 5-2-2 | 地域資源を活かした取組みの創出          |
| テーマ②            | まちづくり方針5         | 5-2-3 | 多文化共生の推進                 |
| テーマ②            | まちづくり方針5         | 5-2-3 | 国際交流の推進                  |
| テーマ②            | まちづくり方針6         | 6-1-1 | 日本一の読書のまち三郷の推進           |
| テーマ②            | まちづくり方針6         | 6-1-1 | 読書活動ボランティア団体への支援         |
| テーマ②            | まちづくり方針6         | 6-1-2 | 読書環境の整備と充実               |
| テーマ②            | まちづくり方針6         | 6-1-2 | 子どもたちの読書環境の整備            |
| テーマ②            | まちづくり方針6         | 6-2-1 | 生涯学習関係機関・団体との連携強化        |
| テーマ②            | まちづくり方針6         | 6-2-1 | 学び(市民大学)の充実              |
| テーマ②③           | まちづくり方針6         | 6-2-2 | スポーツ・レクリエーション活動の推進       |
| テーマ②            | まちづくり方針6         | 6-2-2 | シルバー元気塾の推進               |
| テーマ②            | まちづくり方針6         | 6-2-3 | 市民の文化活動の支援               |
| テーマ③            | まちづくり方針7         | 7-1-1 | 健康づくり事業の整備               |
| テーマ②            | まちづくり方針7         | 7-1-1 | 医療体制の充実                  |
| テーマ②            | まちづくり方針7         | 7-2-3 | 総合的な障がい福祉施策の推進           |
| テーマ②            | まちづくり方針7         | 7-2-3 | 障がい福祉サービスの充実             |
| テーマ②            | 経営方針1            | 経 1-1 | 地域包括ケアシステムの推進            |
| テーマ③            | 経営方針1            | 経 1-2 | 本を通じた世代間交流の推進            |
| テーマ②            | 経営方針2            | 経 2-3 | 大学との連携                   |

|      |       |       |                   |
|------|-------|-------|-------------------|
| テーマ② | 経営方針2 | 経 2-3 | 民間企業等との連携の推進      |
| テーマ② | 経営方針3 | 経 3-1 | ふるさと納税制度の利用促進     |
| テーマ② | 経営方針3 | 経 3-3 | 最新技術を活用した市民サービス向上 |

注：テーマ①…持続可能な拠点の形成（まちづくりは道づくり）、テーマ②多様性のある地域の確立（地域コミュニティの充実）、テーマ③  
質の高い教育と切れ目ない子育て支援の強化（子どもたちの成長を見守る 夢を育む）

## 4 SDGs(持続可能な開発目標)とは

第5次三郷市総合計画には、SDGs(エスディー・ジー・ズ) = Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の考え方を取り入れ、世界共通の目標と、本市の現況や計画期間である2030年の将来都市像を見据えた中でSDGsと総合計画の関連付けを行っています。

SDGsとは、「誰一人残さない(leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標で、平成27(2015)年に国連のサミットで採択されました。2030年を達成年度とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

SDGsの具体的内容としては、貧困等の対策、致命的な病気予防、すべての子どもへの初等教育普及を始めとする開発優先課題に関し、普遍的な合意に基づく測定可能な17の項目を含んでいます。



資料：国連ガイドラインより

SDGsは発展途上国のみならず、先進国の政府、民間企業、NGO、自治体、個人などあらゆる主体が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、本市でも、「SDGs日本モデル宣言」へ賛同をし、積極的に取り組んでいます。



### 「SDGs日本モデル」宣言

私たち自治体は、人口減少・超高齢化など社会的課題の解決と持続可能な地域づくりに向けて、企業・団体・学校・研究機関、住民などとの官民連携を進め、日本の「SDGsモデル」を世界に発信します。

- 1 SDGsを共通目標に、自治体間の連携を進めるとともに、地域における官民連携によるパートナーシップを主導し、地域に活力と豊かさを創出します。
- 2 SDGsの達成に向けて、社会的投資の拡大や革新的技術の導入など、民間ビジネスの力を積極的に活用し、地域が直面する課題解決に取り組みます。
- 3 誰もが笑顔あふれる社会に向けて、次世代との対話やジェンダー平等の実現などによって、住民が主役となるSDGsの推進を目指します。



## 5 計画体系一覧

| 個別計画                           |          | 関連施策                                     |
|--------------------------------|----------|------------------------------------------|
| 計画名称                           | 計画期間（年度） |                                          |
| 三郷市建築物耐震改修促進計画                 | R3～R7    | 1-1-1                                    |
| 三郷市地域防災計画                      | —        | 1-1-1、1-1-2                              |
| 三郷市総合治水計画                      | —        | 1-1-2                                    |
| 江戸川水防事務組合水防計画                  | —        | 1-1-2                                    |
| 三郷市消防本部消防車両等更新計画               | R3～R7    | 1-1-3                                    |
| 消防資器材整備計画                      | R3～R7    | 1-1-3                                    |
| 救急救命士就業前研修・再教育計画               | R3～R7    | 1-1-3                                    |
| 消防力の整備指針                       | —        | 1-1-3                                    |
| 消防団充実強化計画                      | R3～R7    | 1-1-3                                    |
| 三郷市交通安全計画                      | R3～R7    | 1-2-2                                    |
| 第2次みさとこどもにこにこプラン               | R2～R6    | 2-1-1、2-1-2、2-1-3                        |
| 第2期三郷市健康増進・食育推進計画<br>「すこやかみさと」 | H29～R5   | 2-1-1、7-1-1                              |
| 第2期学力向上推進5ヵ年計画                 | H29～R3   | 2-2-1                                    |
| 三郷市立小・中学校教育環境整備計画              | —        | 2-2-1                                    |
| 三郷市立学校教育施設個別計画                 | R2～R7    | 2-2-1                                    |
| 第2次三郷市環境基本計画                   | R3～R12   | 3-1-1、3-2-1                              |
| 三郷市除染実施計画                      | —        | 3-1-1                                    |
| 三郷市緑の基本計画                      | R3～R12   | 3-1-2、4-2-1                              |
| 第4次三郷市地球温暖化対策実行計画              | R3～R12   | 3-2-1                                    |
| 三郷市一般廃棄物処理基本計画                 | R2～R11   | 3-2-2                                    |
| 下水道ストックマネジメント計画                | —        | 3-2-3                                    |
| 三郷市公共下水道事業中期経営計画               | H28～R7   | 3-2-3                                    |
| 三郷市公共下水道基本計画・三郷市公共下水道事業計画      | H21～R7   | 3-2-3                                    |
| 中川流域下水道事業計画                    | S46～R6   | 3-2-3                                    |
| 三郷市都市計画マスタープラン                 | R3～R12   | 4-1-1、4-1-2、4-1-3、<br>4-2-1、4-2-2、4-2-3、 |
| 三郷市景観計画                        | —        | 4-1-1、4-1-3                              |
| 三郷市南部地域拠点整備基本計画                | —        | 4-1-2                                    |
| 三郷市公営住宅等長寿命化計画                 | H26～R5   | 4-1-3                                    |
| 三郷市空家等対策計画                     | H30～R4   | 4-1-3                                    |

| 個別計画                                           |          | 関連施策              |
|------------------------------------------------|----------|-------------------|
| 計画名称                                           | 計画期間（年度） |                   |
| 三郷市橋梁長寿命化修繕計画                                  | H26～R5   | 4-2-2             |
| 三郷市公共交通網形成計画                                   | H30～R7   | 4-2-3             |
| 三郷市水道事業ビジョン、第3次三郷市水道事業基本計画                     | H28～R12  | 4-2-4             |
| 三郷市農業振興計画                                      | H26～R5   | 5-1-3             |
| 第二次日本一の読書のまち三郷推進計画                             | R3～R7    | 6-1-1、6-1-2       |
| 三郷市人権施策実施計画                                    | H30～R4   | 6-3-1             |
| 第5次みさと男女共同参画プラン                                | R3～R7    | 6-3-2             |
| 三郷市新型インフルエンザ等対策行動計画                            | —        | 7-1-1             |
| 第2期三郷市国民健康保険事業実施計画（データヘルス計画）・第3期三郷市特定健康診査等実施計画 | H30～R5   | 7-1-1             |
| 第3次三郷市地域福祉計画                                   | H30～R4   | 7-2-1             |
| 三郷市避難行動要支援者支援制度全体計画                            | —        | 7-2-1             |
| 第8期三郷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画                       | R3～R5    | 7-2-1、7-2-2、7-2-4 |
| 三郷市障がい者計画・第6期三郷市障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画            | R3～R5    | 7-2-3             |
| みさとシティプロモーション方針                                | —        | 経 2-1             |
| 第2次埼玉県東南部都市連絡調整会議基本方針                          | H27～R6   | 経 2-2             |
| 三郷市人材育成基本方針                                    | —        | 経 3-1             |
| 第5次三郷市定員適正化計画                                  | R3～R7    | 経 3-1             |
| 三郷市公共施設長寿命化計画                                  | R3～R42   | 経 3-2             |
| 三郷市公共施設等総合管理計画                                 | H28～R7   | 経 3-2             |
| 第2次情報化基本計画                                     | —        | 経 3-3             |

※計画期間「—」は、特に計画期間が定められていないことを示します。

予定となるものも含まれます。

## 6 財政フレームの考え方

### (1) 推計にあたって

市では、JR 武蔵野線、つくばエクスプレスなどの鉄道や高速広域道路網のもつ優れた交通条件を活かし、優良企業の立地による雇用機会の創出や財政基盤の確立をめざしています。国や地方の財政制度は変動することも考えられることから、今回の財政見通しにおいてその財政の大枠を推計します。

### (2) 推計の基本的な考え方

推計に当たっては、過去6年間（平成26年度～令和元年度）の決算統計のデータをもとに推計しています。

### (3) 歳入・歳出の推計

推計を行った結果、前期基本計画の最終年度である令和7年度では、中位推計による歳入規模は約535.8億円、歳出は519.7億円になると見込まれます。特に歳出面では扶助費が大幅に増加することが予測されます。

(億円)

|    |        | 第4次計画期間 |        |        |        |        |       |       | 第5次 前期期間 |       |       |       |       |
|----|--------|---------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|----------|-------|-------|-------|-------|
|    |        | 平成26年度  | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度    | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| 歳入 | 地方税    | 207.8   | 208.7  | 215.0  | 217.8  | 222.1  | 226.3 | 230.2 | 234.2    | 238.2 | 242.3 | 246.5 | 250.7 |
|    | 地方交付税  | 15.3    | 14.2   | 12.2   | 10.3   | 9.9    | 10.8  | 10.4  | 10.0     | 9.6   | 9.2   | 8.9   | 8.5   |
|    | 地方債    | 49.1    | 52.5   | 41.8   | 35.7   | 39.0   | 40.7  | 40.9  | 41.1     | 41.3  | 41.5  | 41.7  | 41.9  |
|    | その他    | 197.6   | 214.8  | 208.5  | 227.0  | 228.1  | 234.6 | 234.6 | 234.6    | 234.6 | 234.6 | 234.6 | 234.6 |
|    | 合計     | 469.8   | 490.2  | 477.4  | 490.7  | 499.1  | 512.4 | 516.1 | 519.8    | 523.7 | 527.6 | 531.7 | 535.8 |
| 歳出 | 人件費    | 70.6    | 68.5   | 66.6   | 67.1   | 67.0   | 67.7  | 73.4  | 73.4     | 73.3  | 73.2  | 73.1  | 73.1  |
|    | 扶助費    | 108.7   | 115.8  | 125.1  | 129.1  | 132.0  | 142.1 | 148.3 | 154.7    | 161.4 | 168.4 | 175.7 | 183.3 |
|    | 公債費    | 43.1    | 41.6   | 42.4   | 44.1   | 46.0   | 45.7  | 46.9  | 48.1     | 49.3  | 50.5  | 51.8  | 53.1  |
|    | その他の経費 | 155.3   | 165.5  | 166.6  | 180.2  | 183.9  | 186.7 | 181.8 | 182.7    | 183.6 | 184.5 | 185.5 | 186.4 |
|    | 投資的経費  | 57.6    | 68.0   | 44.0   | 38.8   | 44.3   | 47.4  | 48.6  | 45.4     | 40.4  | 35.1  | 29.6  | 23.8  |
|    | 合計     | 435.4   | 459.4  | 444.7  | 459.3  | 473.2  | 489.6 | 500.6 | 504.3    | 508.0 | 511.8 | 515.7 | 519.7 |

令和元年度までは決算額、令和3年度以降が推計による見込み額です。

※令和2年度の新型コロナウイルス関連予算は除きます。

#### 推計条件

- 基本は、過去5年の推移をもとに推計していますが、以下の項目は異なります。
- 地方税：今後は毎年0.5%の伸び（高齢化に伴う税収の減を想定）
- 地方債：平成30年度の39億円を基準に、毎年0.5%の伸び（政策的に抑制をイメージ）
- その他（歳入）：過去の伸び率が高いが、地方消費税交付金のように、制度改正による増があるため、据え置きとした。
- 人件費：過去は削減されているが、定数管理としては限界に近いと、毎年0.1%の減（但し、令和2年度において、会計年度任用職員制度開始に伴い臨時職員の給与が物件費から人件費に変わるため、その所要額5.8億円は、令和2年度で加算、逆にその他の経費からは同額を削除）
- 公債費：現状は暫定値、償還計画をもとに今後補正したい
- その他（歳出）：過去の伸び率は大きい、不確定な要素があるため、毎年0.5%の増とした
- 投資的経費：歳出総額から、人件費、扶助費、公債費、その他の経費を差し引いたもの
- 歳出総額：過去の決算をもとに歳入総額の97%で想定（毎年、繰り越し等が出る想定）

## 7 第5次三郷市総合計画基本構想審査特別委員会

令和2年6月三郷市議会定例議会に、議案第19号「基本構想を定めることについて」を上程した。

市議会は6月5日、当該議案について「基本構想審査特別委員会」を設置し審査することを議決した。

○目的 議案第19号「基本構想を定めることについて」、基本構想審査特別委員会に付託し審査すること。

○名称 基本構想審査特別委員会

○定数 11名（下段、名簿参照）

○期限 審査終了まで

令和2年6月5日、基本構想審査特別委員会において当該議案を審査し、原案を可決すべきものの審査結果となった。

市議会は令和2年6月9日、特別委員長報告がなされ、採決の結果、議案第19号「基本構想を定めることについて」は原案を可決（議決）した。

| 氏 名         | 党・会派    |
|-------------|---------|
| 鈴木 深太郎（委員長） | 公明党     |
| 佐藤 裕之（副委員長） | 政志会     |
| 岡庭 明        | 21世紀クラブ |
| 菊名 裕        | 21世紀クラブ |
| 柳瀬 勝彦       | 21世紀クラブ |
| 渡邊 雅人       | 21世紀クラブ |
| 篠田 進        | 政志会     |
| 中野 照夫       | 公明党     |
| 佐藤 智仁       | 日本共産党   |
| 深川 智加       | 日本共産党   |
| 村上 香代子      | 市民派クラブ  |

（順不同・敬称略）

## 8 三郷市まちづくり委員会

### 1 三郷市まちづくり委員会条例

昭和 59 年 12 月 12 日

条例第 22 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、三郷市まちづくり委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、基本構想、基本計画及び地方版総合戦略の策定に関し、必要な調査及び審議を行い、その結果を市長に答申するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 公共的団体等の代表者

(2) 知識経験を有する者

(3) 公募による市民

(4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、諮問事項に係る答申の日をもって満了とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、委嘱されたときにおける当該身分を失った場合は、委員の身分を失う。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となる。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 7 条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画総務部企画調整課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

**2 委員名簿（令和元年度～令和2年度）**

| 氏名              | 所属                   | 条例第3条<br>第2項の区分  |
|-----------------|----------------------|------------------|
| 山崎 治            | 三郷市青少年育成市民会議         | (1)公共団体の代表者      |
| 豊田 幹雄           | 三郷市体育協会              |                  |
| 渋谷 かつ枝          | 三郷市母子愛育会             |                  |
| 戸邊 修司（令和2年7月まで） | さいかつ農業協同組合           |                  |
| 澁谷 浩行（令和2年8月から） |                      |                  |
| 深井 えり子          | 一般社団法人 三郷青年会議所       |                  |
| 森 正見            | 三郷市商工会               |                  |
| 安晝 和己           | 三郷市自主防災組織連絡協議会       |                  |
| 宮田 久美子          | 社会福祉法人<br>三郷市社会福祉協議会 |                  |
| 鷹 咲子            | 跡見学園女子大学             | (2)知識経験を有する者     |
| 高橋 正則           | 日本大学                 |                  |
| 竹内 嘉洋           | 市民                   | (3)公募による市民       |
| 齊藤 洋子           | 市民                   |                  |
| 酒井 英治（令和元年度）    | 埼玉県東部地域振興センター        | (4)その他市長が必要と認める者 |
| 山野 隆子（令和2年度）    |                      |                  |
| 遠藤 正毅           | UR都市機構               |                  |
| 山田 博道（令和元年度）    | 国土交通省北首都国道事務所        |                  |
| 佐藤 眞平（令和2年度）    |                      |                  |

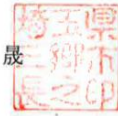
(順不同・敬称略)

### 3 諮問

三 企 発 第 3 号  
平成31年4月24日

三郷市まちづくり委員会委員長 様

三郷市長 木 津 雅 晟



第5次三郷市総合計画及び（改訂）三郷市版総合戦略について（諮問）

今後の三郷市政の進むべき方向とその実現の方策を明らかにするため、三郷市まちづくり委員会条例第2条の規定に基づき、第5次三郷市総合計画及び（改訂）三郷市版総合戦略の策定について諮問いたします。



諮問（左から、豊田委員長、木津市長）



まちづくり委員会の様子



令和2年5月28日

三郷市長 木津 雅晟 様

三郷市まちづくり委員会  
委員長 豊田 幹雄



第5次三郷市総合計画について（答申）

平成31年4月24日付三企発第3号で諮問のあった第5次三郷市総合計画について、当委員会で慎重に審議した結果を次のとおり答申します。

答申

第5次三郷市総合計画の基本構想（案）については、本市の将来像を実現するための指針として妥当と認めます。

#### 基本計画に対する答申

（あれば）答申時の写真

## 8 市民参加

### 1 市民意識調査

本計画策定にあたり、市政に対する満足度、まちづくりに対する意向などを把握し、計画策定の基礎資料として活用することを目的にアンケートを実施しました（主な調査結果については、本書 p.●～p.●「● 市民意向」参照）。

|         |                               |
|---------|-------------------------------|
| 調査地域    | 三郷市全域                         |
| 調査対象    | 三郷市在住の満18歳以上の男女2,000名         |
| 対象者抽出方法 | 住民基本台帳により無作為抽出                |
| 調査方法    | 郵送による配布・回収方式（インターネットからの回答も可能） |
| 調査期間    | 平成30年7月2日（月）～7月20日（金）         |
| 有効回収数   | 944（郵送 876、インターネット 68）        |
| 有効回収率   | 47.2%                         |

### 2 キックオフフォーラム

総合計画策定開始にあたり、キックオフフォーラム「SDGs とこれからのまちづくり」を開催しました。当日は、基調講演を行い、会場の参加者から多数のご意見をいただきました。

■開催日時：令和元年5月25日（土）10:00～11:30 三郷市役所

■参加者数：約72名

■概要

・基調講演：「SDGs とこれからのまちづくり」（講師：蟹江憲史 慶応義塾大学大学院教授）



### 3 市民ワークショップ ～みさと未来カフェ 2019～

本計画策定にあたり、様々な立場にある方々から意見を頂くために、市民ワークショップを市内4か所にて開催しました。お子さん連れの方も含め、多様なご意見を頂くことができました。

#### ■開催日時・場所

|      | 年月日      | 時間          | 場所              |
|------|----------|-------------|-----------------|
| 令和元年 | 6月22日(土) | 14:00～16:00 | コミュニティセンター 集会室2 |
|      | 6月29日(土) | 14:00～16:00 | 瑞沼市民センター 講座室2   |
|      | 7月5日(金)  | 19:00～21:00 | 三郷市役所2階 207会議室  |
|      | 7月20日(土) | 10:00～12:00 | ピアラシティ交流センター    |

■参加者数：延べ20人

#### ■概要（各回）共通

- ・三郷市の現状及び総合計画に関する資料の説明
- ・グループワーク

- 1、三郷市の良いところ、課題を考えよう
- 2、10年後に実現しているといいなと思うこと



みさと未来カフェのチラシ

#### 4 SDGs 体験会

第5次三郷市総合計画策定にあたっては、SDGs（持続可能な開発目標）の考え方を取り込みながら検討を行いました。この体験会では、なぜSDGsが必要なのか、ゲームを通じて市民の皆様とともに学びました。

■開催日時：令和元年9月7日（土）13:30～17:00

三郷中央におどりプラザ

■参加者数：約●名

■概要

- ・SDGsの17の目標を達成するために、現在から2030年までの道のりを体験するゲーム（カードゲーム「2030 SDGs（ニイゼロサンゼロ エスディー・ジーズ）」）を参加者がグループに分かれて実施。



体験会の様子



SDGs 体験会のチラシ

#### 5 市民意見提出制度（パブリックコメント・手続き）

基本構想（案）、前期基本計画（案）を市役所や公共施設、市ホームページで公開し、意見を募集しました。（結果の詳細は市ホームページなどで公表）

|        | 基本構想（案）                                                                                                                                                      | 前期基本計画（案）                   |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 募集期間   | 令和2年3月23日（月）<br>～4月23日（木）                                                                                                                                    | 令和2年10月25日（日）<br>～11月24日（火） |
| 閲覧場所   | 企画調整課、市政情報コーナー、文化会館、東和東地区文化センター、彦成地区文化センター、高州地区文化センター、コミュニティセンター、鷹野文化センター、瑞沼市民センター、市立図書館、北部図書館、早稲田図書館、ららほっとみさと、世代交流館ふれあいパーク、ピアラシティ交流センター、三郷中央におどりプラザ、市ホームページ |                             |
| 頂いたご意見 | 6件                                                                                                                                                           | 25件                         |

## 9 策定経過

| 月      | 日  | 経過内容                                              |
|--------|----|---------------------------------------------------|
| 平成30年度 |    |                                                   |
| 7      | 1  | 三郷市市民意識調査（7月2日から7月20日まで）                          |
| 令和元年度  |    |                                                   |
| 4      | 16 | 第1回策定委員会開催                                        |
| 4      | 24 | 第1回まちづくり委員会開催                                     |
| 5      | 25 | キックオフフォーラム「SDGsとこれからのまちづくり」 蟹江憲史 慶応義塾大学大学院教授（市役所） |
| 5      | 31 | 第2回策定委員会開催                                        |
| 6      | 22 | 市民ワークショップ みさと未来カフェ2019（コミュニティセンター）                |
| 6      | 27 | 第2回まちづくり委員会開催                                     |
| 6      | 29 | 市民ワークショップ みさと未来カフェ2019（瑞沼市民センター）                  |
| 7      | 5  | 市民ワークショップ みさと未来カフェ2019（市役所）                       |
| 7      | 20 | 市民ワークショップ みさと未来カフェ2019（ピアラシティ交流センター）              |
| 7      | 24 | 第3回策定委員会開催                                        |
| 8      | 17 | 政策研究講座                                            |
| 8      | 20 | 第3回まちづくり委員会開催                                     |
| 9      | 7  | SDGs体験会（三郷中央におどりプラザ）                              |
| 9      | 27 | 第4回策定委員会開催                                        |
| 10     | 24 | 第4回まちづくり委員会開催                                     |
| 11     | 13 | 第5回策定委員会開催                                        |
| 11     | 28 | 第5回まちづくり委員会開催                                     |
| 1      | 31 | 第6回策定委員会開催                                        |
| 2      | 14 | 政策会議                                              |
| 2      |    | 第6回まちづくり委員会開催（新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面での意見聴取）         |
| 3      | 23 | 第5次三郷市総合計画基本構想案に対する意見募集（3/23から4/23まで）             |
| 3      | 26 | 第7回策定委員会開催                                        |
| 令和2年度  |    |                                                   |
| 5      |    | 第8回策定委員会開催（新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面での意見聴取）            |
| 5      |    | 第7回まちづくり委員会開催（新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面での意見聴取）         |

| 月  | 日  | 経過内容                                          |
|----|----|-----------------------------------------------|
| 6  | 25 | 第8回まちづくり委員会開催（リモート対応）                         |
| 7  | 30 | 第9回策定委員会開催                                    |
| 8  | 26 | 第9回まちづくり委員会開催（リモート対応）                         |
| 10 | 25 | 第5次三郷市総合計画前期基本計画案に対する意見募集<br>（10/25から11/24まで） |
| 10 | 30 | 全員協議会                                         |
| 11 | 26 | 第10回策定委員会開催                                   |
| 12 | 24 | 第10回まちづくり委員会開催                                |
| 2  | 4  | 政策会議                                          |
|    |    | 第5次三郷市総合計画前期基本計画策定記念フォーラム                     |

# 10 策定体制

## 1 政策会議設置要綱

○三郷市政策会議等の設置及び運営に関する規程

平成7年9月20日

訓令第14号

### 第1章 総則

#### (設置)

第1条 市政の能率的執行を確保し、効果的な運営を図るため、三郷市政策会議（以下「政策会議」という。）及び三郷市行政連絡会議（以下「行政連絡会議」という。）を設置する。

### 第2章 政策会議

#### (目的)

第2条 政策会議は、市政運営の基本方針及び重要事項を審議するとともに総合調整を行うことを目的とする。

#### (構成)

第3条 政策会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 市長、副市長及び教育長
- (2) 企画総務部長及び財務部長
- (3) 前2号に定める者のほか、市長が指定する者

#### (付議事項)

第4条 政策会議に付議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 市政運営の基本方針に関する事項
- (2) 重要な新規事業及び異例に属する事項
- (3) 特に重要な施策に関する事項
- (4) 市政運営上の課題に関する事項
- (5) その他市長が必要と認める事項

#### (会議)

第5条 政策会議は、市長が主宰し、副市長が会議の進行を行う。

- 2 副市長に事故があるときは、企画総務部長が会議の進行を行う。
- 3 政策会議は、毎月第1火曜日に開催する。ただし、第1火曜日が休日に当たるとき又は開催することが困難なときは、その都度開催日を決定する。
- 4 前項に定めるもののほか、臨時に政策会議を開催することができる。

#### (付議手続)

第6条 政策会議の審議事項の発議は、原則として部長が行うものとする。

- 2 政策会議に付議する事項は、政策会議開催日の7日前までに、政策会議発議書（別記様式）を企画総務部企画調整課に提出するものとする。



(会議結果の通知等)

第7条 市長は、政策会議における審議結果について、関係部長等に送付するものとする。

2 市長は、前項の審議結果について、必要があると認めるときは、行政連絡会議に付するものとする。

### 第3章 行政連絡会議

(目的)

第8条 行政連絡会議は、市政運営を円滑にするための連絡調整機関とする。

(構成)

第9条 行政連絡会議は、市長、副市長、教育長及び行政職給料表8級に属する者のうち、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 企画総務部長
- (2) 財務部長
- (3) 市民生活部長
- (4) 福祉部長
- (5) 子ども未来部長
- (6) 環境安全部長
- (7) 産業振興部長
- (8) 建設部長
- (9) まちづくり推進部長
- (10) 会計管理者
- (11) 水道部長
- (12) 消防長
- (13) 学校教育部長
- (14) 生涯学習部長
- (15) 議会事務局長
- (16) 選挙管理委員会事務局長
- (17) 監査委員事務局長

(付議事項)

第10条 行政連絡会議に付議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 重要な事項の情報の交換及び伝達に関する事項
- (2) 各部及び各機関の業務執行についての協力要請に関する事項
- (3) 議案内容の報告に関する事項
- (4) 議会の一般質問に関する事項

(会議)

第11条 行政連絡会議は、副市長が招集し、企画総務部長が会議の進行を行う。

2 行政連絡会議は、毎月第3火曜日に開催する。ただし、第3火曜日が休日に当たるとき又は開催することが困難なときは、その都度開催日を決定する。

3 前項に定めるもののほか、臨時に行政連絡会議を開催することができる。

(付議手続)

第12条 行政連絡会議に付議する事項は、行政連絡会議開催日の3日前までに、企画総務部企画調整課に提出するものとする。

(報告義務等)

第13条 部長は、行政連絡会議における審議結果で必要なものについて、関係職員に周知するものとする。

#### 第4章 雑則

(庶務)

第14条 政策会議及び行政連絡会議の庶務は、企画総務部企画調整課において処理する。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、政策会議及び行政連絡会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 2 政策会議名簿

|        | 平成31年度 | 令和2年度 |
|--------|--------|-------|
| 市長     | 木津 雅晟  |       |
| 副市長    | 石出 弘   |       |
|        | 富田 耕司  | 吉木 務  |
| 教育長    | 有田 るみ子 |       |
| 企画総務部長 | 渡辺 健   | 島村 徹  |
| 財務部長   | 島村 徹   | 平川 俊之 |

## 3 第5次三郷市総合計画策定委員会等設置要綱

平成31年4月12日市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、第5次三郷市総合計画等策定委員会（以下「策定委員会」という。）の設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 第5次三郷市総合計画（国土強靱化地域計画含む）の策定（以下「総合計画策定」という。）及び（改訂）三郷市版総合戦略の策定（以下「総合戦略策定」という。）に係る調査、検討及び調整に関すること。
- (2) 総合計画策定、総合戦略策定に対する市民の意見についての調整及び検討に関すること。
- (3) その他総合計画策定、総合戦略策定に必要な事項に関すること。

(策定委員会)

第3条 策定委員会の委員は、別表に掲げる者とする。

- 2 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長及び副委員長は、市長が指名する。
- 4 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。
- 7 策定委員会は、委員長が招集し会議の議長となる。
- 8 会議は、委員の過半数の出席により成立する。

(策定チーム)

第4条 策定委員会は、第2条の所掌事務について、必要な調査、検討及び調整を図るため、各部において策定チームを組織する。

- 2 策定チームは、1名のチームリーダー及び当該部局に所属する課、室より各々1名を選出した計画担当者により構成する。
- 3 チームリーダーは、チーム内の調整を図るものとする。
- 4 チームリーダーは、行政職給料表5級以上の職員にある者のうち各部局の推薦を得て、各々市長が指名するものをもって充てる。

(計画担当者)

第5条 計画担当者は、所属する課、室内の意見集約、調整を図り、策定に必要な事務を行うものとする。

- 2 計画担当者は、行政職給料表4級以上の職員にある者のうち各部局の推薦を得て、各々市長が指名するものをもって充てる。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、企画調整課が行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会の運営に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、市長決裁の日から施行する。

別表（第3条関係）

策定委員会委員

|         |
|---------|
| 企画総務部長  |
| 財務部長    |
| 市民生活部長  |
| 福祉部長    |
| 子ども未来部長 |
| 環境安全部長  |

|             |
|-------------|
| 産業振興部長      |
| 建設部長        |
| まちづくり推進部長   |
| 会計管理者       |
| 水道部長        |
| 消防長         |
| 学校教育部長      |
| 生涯学習部長      |
| 議会事務局長      |
| 選挙管理委員会事務局長 |
| 農業委員会事務局長   |
| 監査委員事務局長    |

#### 4 策定委員名簿

##### <令和元年度>

|           |       |             |        |
|-----------|-------|-------------|--------|
| 企画総務部長    | 渡辺 健  | 会計管理者       | 豊田 明美  |
| 財務部長      | 島村 徹  | 水道部長        | 藤丸 譲司  |
| 市民生活部長    | 森 里美  | 消防長         | 野本 浩   |
| 福祉部長      | 小暮 勲  | 学校教育部長      | 肥沼 武史  |
| 子ども未来部長   | 妹尾 安浩 | 生涯学習部長      | 益子 敏幸  |
| 環境安全部長    | 秋本 寛司 | 議会事務局長      | 増田 道夫  |
| 産業振興部長    | 小菅 貴治 | 選挙管理委員会事務局長 | 石井 富貴和 |
| 建設部長      | 長本 俊也 | 農業委員会事務局長   | 羽ヶ崎 司  |
| まちづくり推進部長 | 松本 義博 | 監査委員事務局長    | 大石 京子  |

##### <令和2年度>

|           |       |             |        |
|-----------|-------|-------------|--------|
| 企画総務部長    | 島村 徹  | 会計管理者       | 小暮 勲   |
| 危機管理監     | 秋本 寛司 | 水道部長        | 藤丸 譲司  |
| 財務部長      | 平川 俊之 | 消防長         | 浅香 一雄  |
| 市民経済部長    | 小菅 貴治 | 学校教育部長      | 魚躬 隆夫  |
| スポーツ健康部長  | 森 里美  | 生涯学習部長      | 益子 敏幸  |
| 福祉部長      | 妹尾 安浩 | 議会事務局長      | 渡辺 健   |
| 子ども未来部長   | 大石 京子 | 選挙管理委員会事務局長 | 石井 富貴和 |
| 建設部長      | 長本 俊也 | 農業委員会事務局長   | 羽ヶ崎 司  |
| まちづくり推進部長 | 松本 義博 | 監査委員事務局長    | 森 泰子   |

## 5 策定体制

